

午前 10 時 9 分 開議

議長（島原正嗣君） 皆さんおはようございます。ただいまから平成 8 年第 2 回泉南市議会定例会継続会を開議いたします。

直ちに本日の会議を開きます。出席議員が法定数に達しておりますので、会議は適法に成立いたしました。

なお、12 番 重里 勉議員からは欠席の届け出がありますので、御報告をいたしておきます。

これより日程に入ります。

日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。本日の会議録署名議員は、会議規則第 80 条の規定により、議長において 15 番 大石恭史君、16 番 山内 馨君の両君を指名いたします。

次に、日程第 2、報告第 3 号 専決処分の承認を求めるについて（平成 7 年度大阪府泉南市信達郷財産区会計予算）を議題といたします。

報告書を朗読いたさせます。

議会事務局次長（馬場定夫君）

〔報告書朗読〕

議長（島原正嗣君） 理事者から提案理由並びに内容の説明を求めます。福田助役。

助役（福田昌弘君） ただいま上程されました報告第 3 号、専決処分の承認を求めるについて、平成 7 年度大阪府泉南市信達郷財産区会計予算について説明を申し上げます。

専決の内容といたしましては、泉南市が行います市道六尾位井池線拡幅事業に伴う用地として、信達郷林野組合管理地の一部を事業用地として売却したことによる補正でございます。

歳入では、泉南市信達金熊寺 1207 の 14、36 95 平方メートルにつきまして、688 万 2,000 円を財産売却収入として補正させていただきました。

歳出では、そのうち 100 分の 30 の 206 万 5,000 円を一般会計に繰出金として、残り 100 分の 70 の 481 万 7,000 円を林野組合への補助金として、それぞれ補正をさせていただいたものでございます。

以上、簡単でございますが、説明とさせていただきます。よろしく御承認賜りますようお願いを申し上げます。

議長（島原正嗣君） これより質疑を行います。質疑はありますか。——
——小山君。

8番（小山広明君） 財産区の会計については昨日からもいろんな議論があるわけなんです、当然樽井の財産区に準じて置かれとると思うんですが、この財産区そのものの意思決定というんか、簡単に言えば議会に当たるようなものの手続はどうなっておるのかですね。当然、この財産区を構成する人たちの意思決定というんか、意思がここにあらわれてあると思うんですが、どのような手続をしてそういう意思を確認しておるのか、こういうものが決定されたのか、その辺の説明をひとつしていただきたいと思えます。

それから、繰り出しておりますと申しますか、負担金補助及び交付金という項目で書かれておまして、先ほどもちょっと御説明あったと思うんですが、林野組合というのは大体どのような性格のものか、またどのような組織になっておるのかですね。その辺も基本的なことを説明をしておいていただきたいと思えます。

それから、きのうから一定ありましたが、これの管轄する財産区の財産ですね。きのうから議論しておりますから、きょうの時点で何か御報告いただけるものがあれば、大体どれくらいの財産がここに潜在的に持っておられるのかということも、わかれば御説明をしていただきたい。

議長（島原正嗣君） 山野総務課長。

総務部総務課長（山野 豊君） おはようございます。

まず最初に、林野組合というものについての御説明をさせていただきます。信達郷共有林野と、泉南市の山手についてそういう名前の要するに保安林がございます。これにつきましては、旧樽井村、東信達村、西信達村、信達村及び雄信達村、この雄信達村につきましては大字馬場及び大字幡代ということで、旧の各部落の名称になっておりますが、それらで構成する林野を管理する組合でございます。その中には林野組合議会というのがございまして、その中でさまざまな林野に関する意思決定をされているということでございます。

それと、林野組合の財産区の財産はどのくらいかということにつきましても、ちょっと今こちらの方に資料がございませんので、一応山手の保安林一帯というふうに御理解していただいたら結構かと思えます。

〔小山広明君「もう1つ答弁。財産区そのものの意思決定。林野は出す方やる。これそのものの会計のいわゆる議会」と呼ぶ〕

議長（島原正嗣君） 山野総務課長。

総務部総務課長（山野 豊君） 若干間違いまして申しわけございません。

山林でございます。保安林ではございません。山林一帯を財産としております。

意思決定につきましては、林野組合議会というのが構成されておりました、そちらの方で意思決定はされているということでございますので、よろしく申し上げます。

議長（島原正嗣君） 小山君。

8番（小山広明君） 林野組合にはお金を出しとるわけでしょう。しかし、今上がっている会計そのものは、また別人格なんでしょう。信達郷財産区という、そういう財産区の財産があるわけでしょう。ここのものを売ったから、売ったお金を——出しておる林野組合は別法人でしょう。別のところへ出しとるわけでしょう。だから、ここの会計そのものをこういう形で売りますよということに、何か議会みたいなところがあると思うんですが、そういう議決はどうしておられるのか。先ほど何か信達郷財産区の構成を説明したように思うんだけど、その辺は林野組合と重なって説明しとるんじゃないかなと思うんですが、イコールなんですか。

それともう1つは、ずうっとたくさん名前挙げたから全部は書き切れないんですけど、じゃ、今の泉南市の地域のところで、ここに参加しておらない地域があるわけです。全部入ってるように聞こえたんですが、全部は入ってないんですね。何か入ってない地域もあるんですか。

それともう1つは、これは底地も全部所有しとるわけですか。例えば出すべき林野組合ですね。山の入会権というか入山権というのか、そういう権利なのか、底地そのものの権利を持つとるのかどうかですね。その点の説明をしていただきたい。さっきちょっとごちゃごちゃに答弁していただいたように思うんですが。

議長（島原正嗣君） 山野総務課長。

総務部総務課長（山野 豊君） ややこしい答弁で非常に申しわけなく思っております。信達郷林野組合というのが別法人でございます。これは管理者が堀口武視... ..（小山広明君「管理者なんか聞いてない」と呼ぶ）そう

ですか。済みません。それと、信達郷財産区というのは、これは管理者が市長になっております。泉南市長でございます。

権利的なものでございますけども、財産区といたしましては泉南市に底地の権利というのがあると解しております。また、地上権につきましては信達郷林野組合が所有しているという... ..(小山広明君「木だけの権利がいな。生えとる上の木だけの」と呼ぶ)いいえ... ..。

議長(島原正嗣君) 小山君。

8番(小山広明君) 議事進行みたいな質問になるんですが、さっきからいろいろ私、質問をきちっとしとるのに、ぐじゃぐじゃに説明しとると思うんで、その辺はちゃんと整理してきちっと説明してください。まず、私がさっき質問したことについてちゃんと整理してやってくださいよ。でないと本会議ですから、訂正、訂正じゃやっぱりぐあいが悪いんで、ちゃんとそこで相談をしてきちっと統一的に答弁してくださいよ。でないとややこしいですわ、これ。

総務部総務課長(山野 豊君) (続)済みません。林野組合と財産区の関係についてはもうよろしいでしょうか、今ので。その中に組合に入っていない旧村につきましては、男里、鳴滝等が入っておりません。(「新家も別やぞ」と呼ぶ者あり)済みません。新家についても入っておりません。

ちょっとしばらくお待ち願います。

議長(島原正嗣君) だれかきちっとした説明をしなさいよ。

(議事中断)

議長(島原正嗣君) 暫時休憩。

午前10時24分 休憩

午前10時36分 再開

議長(島原正嗣君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

山野総務課長。

総務部総務課長(山野 豊君) 貴重なお時間をお割きいただき、申しわけなく思っております。

この林野組合につきましては、所有につきましては17区の部落の総有であるということで、名称といたしまして信達郷林野組合といたしておるわけでございます。また、この財産区会計は財産の売り払い等があるとき

のみ発生いたしまして、林野組合への補助金、また市の繰り入れが終わると消滅する会計ということでございます。よろしく願いいたします。

議長（島原正嗣君） 小山君。

8番（小山広明君） これだけの時間取ったんですから、一遍で答弁してほしかったんですがね、私の主体に聞いとるのは信達郷のこの会計で聞いとるわけですから、信達郷の会計についてどういう内容で、この会計を上げるに当たっては当然その構成員の意思を確認してやっとするわけですね。そういうのはどういう形で意思確認をしとるのかということですよ。いわゆる樽井財産区に倣うんですから、樽井財産区には管理会というのがあって、そこで議決をして、それをこういう議会に上げてきますわね。そういう管理会的なものは、どういう形であるのかですね。

それから、先ほど言ったように男里、鳴滝、新家という区域以外は、全部対象区域だということでしょう。この信達郷についてはですよ。そうすると、そこにおる住民は、すべてそのことの権利者ということでもいいんですか。そういうことをきちっとしていただきたい。

それから、それを売って出す林野組合とはどういう性格のものか。きちりは言うておりませんが、底地は権利があるわけじゃないんですね。そして、上の木とか入会権とか利用権とか、そういうものの権利が林野組合の管轄する権利かと、そういうことを明確にしておいていただきたい。それはどういう方が権利として持っておられるのか。そこを簡単に言うていただいたらいいですよ。

議会でもいろいろ昔は議論あって、議員であれば昔を調べれば知っておるはずだという声もちょっと聞こえるんでね。そら、そういう理屈からいえばそうでしょうが、そうなれば行政はもっとそのことが明確にわかっておって、きちっとこの場で報告していただくべきなんでね。市民はどんどん生まれてもきますし、新しい議員も生まれてきますし、そう昔のことを全部つまびらかに知っておることを前提にというわけにはいかないんで、大変申しわけないんですが、そこらをきちっと再確認をして混乱がないようにしていただきたい。そのことでもよろしく願いします。

議長（島原正嗣君） 山野総務課長。

総務部総務課長（山野 豊君） お答え申し上げます。

17カ村の総有ということでございますので、すべての方に権利がある

のではないかと理解しております。

〔小山広明君「それでいいんですね」と呼ぶ〕

議長（島原正嗣君） 小山君。

8番（小山広明君） 総有、すべての人の権利だということですから、当然その人たちがこの財産の処分については知らされておらないといけないわけですね。それはどういう形でそういう方たちにこの財産の処分について知らせたのか、そしてどういう形で意思を確認したのか、その辺は少なくとももしないといけないですね、財産ですから。そのことをきちっと答弁をしておいてください。

〔堀口武視君「議長、議事進行」と呼ぶ〕

議長（島原正嗣君） 堀口君。

11番（堀口武視君） 今の総務課長の答弁はちょっと間違いがあるわけで、本会議場ですので、この答弁が議事録に載るということはちょっと問題があると思いますので、議長の方で休憩をとっていただいて、調整をさせていただきたいと思います。

議長（島原正嗣君） 理事者の方にも申し上げますが、もっときちっとした整理をして、筋の通った答弁をしてください。

暫時休憩します。

午前10時42分 休憩

午前10時56分 再開

議長（島原正嗣君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

山野総務課長。

総務部総務課長（山野 豊君） 大変御迷惑をかけまして申しわけございません。

林野組合につきましては、大正8年に設立されまして、それぞれ17カ村の部落内には権利者というのがあります。その権利者につきましては部落等々が決定いたしまして、それらの権利者の中から選挙で選ばれた者が林野組合議員として形成され、意思決定をされているということでございます。

また、その権利者につきましては林野組合の内部で定められているものでありまして、市としては関知できないということでございますので、よろしく願いいたします。

議長（島原正嗣君） 小山君。

8番（小山広明君） いや、林野組合はお金を繰り出す方でしょう。今審議をしとるのは、信達郷財産区会計を議論しとるわけですね。だから、その信達郷財産区というのはどうかということを知りたいんだけど、ずっとさっきから林野組合、林野組合の説明に終始しとるんですが、それは何でなんですか。だから、表題にあるこの関係でもし林野組合と何か深い関係があるのであればね、その関係をきちっと説明してもらわないと、何ぼ知っていてもわかりませんよ。

そら、古い方はいろいろ議論した経過があるようでのみ込んでいらっしゃると思うんですが、市民もなかなか理解できないと思いますよ。ここに書いてあるものを読めば、信達郷財産区会計として今計上されとるんですわ、予算として。そして、その売却代金の一部を林野組合に繰り出しとるわけでしょう。そして、一部は一般会計の中へお金入とるわけなんですわ。そしたらこの財産区という区の財産ですね。あなた方が言とる財産というのはだれの権利かということを知りたいわけですから、それはこういう人たちの権利で、売るときにはこういう人たちの意思をこういう形で知っていますと、この説明をきちっとスパッとやってもらいたいんですわ。難しいことを言うわけじゃないんやからね。

しかし、何かそれを言えば林野組合の説明するから、林野組合と何か密接な、財産区会計そのものにもあるんかもわかりませんがね、それであればそれでちゃんと説明をしてくださいよ。市長が管理責任者ですから、市長が一番よく知っていると知っていますが、その辺はスパッともう一回の答弁で終わるようにぜひお願いをいたします。

議長（島原正嗣君） 山野総務課長。

総務部総務課長（山野 豊君） 昭和61年にこの財産についての裁判等がありまして、その和解条項がございます。その内容につきまして、要するに財産を売却する場合は、その支出を編入する財産区会計を設定いたしまして、当該売却代金の7割を林野組合に交付し、残りの3割を一般会計に繰り入れて公共事業に充当するという協定を行っておりまして、それに基づいての結果でございますので、よろしくお願いたします。

議長（島原正嗣君） 小山君。

8番（小山広明君） こっちが勝手に解釈して、それでいいんかということ

を確認して終わるときたいと思うんですが、いわゆる信達郷財産区という、そういう土地があるわけですね。ほとんど山間部だと。あなたは先ほどの答弁では、信達郷共有林野の保安林ですと。いわゆる共有林は保安林ですと。保安林全部が財産の区域だと。（堀口武視君「訂正した」と呼ぶ）訂正したと言うけど、はっきり訂正してないからよくわからないんですが、いわゆる山間部を持つとるわけですね。

その山間部には昔の歴史から、当然山をこのところに住んでおられた方が利用しておったと。そういう利用しておった権利が生じたんでしょうね。だから、そういう上物というんですか、山の上に生えておるいろんな財産をその辺の人たちが共有して生活に使っておったと、そういうことではないかなと、聞いておって思うんですね。土地そのものはその人たちのものではないんですね。市の前身の、市の土地だと、そういうように理解していいんですね。そして、売る場合には土地だからといって勝手に売られないと。上を利用しとった人の権利があるから、その人たちの権利が土地を売ることについて十分にかかわるとるからね、売る場合には7割を林野組合というところに渡して、3割は本来行政のものにしたと、こういうふうに理解してもいいんですか。

それであれば、そういうこととしていいんですが、その場合に、じゃ売るか売らんかの意思是どこで聞くかとなると、実質的には林野組合が持つとるということですね。林野組合の了解があれば、この土地は売買もできるといような解釈でいいのかどうかですね。

まあ市の市有林みたいなものですね、ある意味で。だから、市の市有林を大事に守ってもらわないといけないと思うんですが、せんだっての金熊寺周辺の山の火事で初めて私も山の中を前よりは詳しくわかったんですが、阪南市の方から入りますと、泉南市の区域でかなり土砂採取をしとるわけですね。そうすると、あの土砂採取をしておる土地は泉南市の信達郷財産区の中の土地なんですか。ほとんど和歌山の県境までありますから、あそこは全部泉南市の土地かどうか。

そうすれば、今金熊寺の方へ上がっていきますと、山はほとんどもう削り取られておるのが目に寂しく悲しく見えるんですが、あの辺の山を守るという点で泉南市はどのような考えをね、自分の土地であれば、ああやってどんどん、昔小さな土砂採取をしたところを広げていっとると思うんで

すが、あのことについて一体どう考えとるのか。市長の緑を守るという主張ですから、その辺の見解をちょっと参考に聞いときたいと思うんですが。

先ほどの前段の私の信達郷財産区というものに対する理解は、それで大まかいいんであれば、もうそれでいいですわ。その次は、市長のね、そういう市の財産がどんどん民間業者によって削り取られている問題はどうか考えるのか。信達郷財産区の土地というのは、大体どれくらいあるのかというのを、アバウトでもいいですから、ちょっと一回言うてください。どれくらいあるのか。

議長（島原正嗣君） 福田助役。

助役（福田昌弘君） 今小山議員おっしゃった中で、土地については先ほどから総務課長も申し上げておりますように、旧部落の総有であるという理解をいたしておりますので、市の所有ということではございませんので、その点だけ御理解を願いたいと思います。

それから、総面積につきましては、十分に把握した資料を持っておりませんので、ここではちょっとお答えができかねるということでございます。

議長（島原正嗣君） 向井市長。

市長（向井通彦君） 採石のところでございますけれども、御指摘のようになり採石の方の搬出をしておりますけれども、これも歴史的に見ますと相当長い経過がございますから、一度にこれをどうするというわけにもまいたらないと思いますが、やはりこれは今後共有林野組合さんとも十分協議する中で、最善の方法を検討していく必要があるのではなからうかというふうに思っているところでございます。

議長（島原正嗣君） 小山君。

8番（小山広明君） そうすると、総有の財産ということですから、当然大部分の市民がかかわれる問題というように理解していいんですね。

林野組合ともよく相談してというように今言いましたけども、林野組合がそこまで土地を、山の形態を変えるようなことについて了解をするというんか、よしと言うような権利があるのかどうかもお聞きをしておきたいと思うんですが、どんどん山を削るのが進んでますわね。僕はちょっと勘違いしとって、阪南市かなと思ったんですが、こちらの方は和歌山の方ですからね、それもお願いはしないといけないんですが、泉南市の、総有といえばイコール市ではないですけども、やっぱり市民というのは泉南市と

深いかかわり持つわけですから、その辺で公のそういう土地がどんどん、前に取ったそこを深くいくというのは、そら言われへんかもわからへん。新しいところを取るときには、当然それは売るような行為をするわけでしょう。貸すいうたって山を削っちゃうわけですからね。そんなことを一体、議会でも議論を十分にそれを広げる場合にはしとるのかどうかですね。当然、林野組合との話もあるでしょうけども、市も十分そのことは、総有の財産というんであれば市民にも十分そのことを周知して、いいのかどうかということをやらないといけないんじゃないですか。

ここ最近でそういう山の取ることを、どこで、いつの時点で、どういう形で手続をして許したのかどうかという、その一番最新の手続はどうしたのか。議会にそのことは議論としてあったのかどうかですわ。売る場合にこうやって出てくるわけですから。あるいは売るという行為にならないのかどうかですね。その辺は最新のことをやってください。行政は十分関心を持つと思うんで、そのことはいつもやっと思うんでね、市長もいつも心を痛めとる問題ですから、あそこの山の土砂を取っていくことについてはどうなるとるんですか、手続上は。

〔堀口武視君「あのあたり取ってるの個人山やぞ」と呼ぶ〕

議長（島原正嗣君） 小山君。

8番（小山広明君） ちょっと個人山というような発言もあったんで、ちゃんと信達郷の持っている土地の区域と、それからそうでないところとを仕分けする図面を出してくださいよ。

議長（島原正嗣君） 向井市長。

市長（向井通彦君） 現在の財産区の会計と若干視点がまた別の視点かというふうに思いますので、この点につきましては、もし場所とかということであれば、また後ほど御説明をさせていただきたいと思います。

それから、先ほどの今後どうするのかということについては、個人のところもございますし、一部共有の部分もございますから、そのあたりについては、先ほど申し上げましたように共有の部分については、共有林野組合とも今後のあり方について一度十分協議をしてみたいというふうに思っております。

議長（島原正嗣君） 小山君。

8番（小山広明君） 今、市長の発言の中に一部共有の部分もあるという発

言もありますし、林野組合と協議するといっても、市も大きな責任を持つ部分ですからね、議会でこのことをやっぱり議論するようにしてもらわんといかんと思うんですね。林野組合とさっき言う総有という問題とあるわけでしょう。総有といったらやっぱり市民とのかかわりですから、我々議会としても十分関心を持たなきゃいけないわけで、その共有の部分処分については、議会で十分議論をしてもらいたい。

それがもし技術的にできないのであれば、総有ですから私も総有の1人と思うんですね、私も信達に住んでますから。（堀口武視君「違う、違う。それは違う」と呼ぶ）総有といったらそうじゃないですか。だから、そういう面で我々一般市民にどういう形で知らされとるのかというのは、議会人としても私は関心あるわけですからね、どういう形で、だれにそういうことの相談なり議論する場が保証されておるのかということは、ちゃんと報告してくださいよ、いつ、どういう形でやったのかと。私が漏れとるといふのなら、何で漏れとるのか、どういう人がなるとるのか、ちょっと僕はわからないんですが、どういう形の構成になっとるんですか。

さっきも僕はちょっと議論しとったんですが、例えば限られた人にもし権利があるとすれば、その人はどんどん戦後の民法——昔は家督相続で長男に権利が相続したから簡単ですけどね、戦後というのは憲法があるから兄弟平等に分けられるんですね、親の権利というのは全部が。そうすると、どんどん広がっていきますよ、これ、権利がね。そういうものの意思確認というのは実際には不可能ですよ、ある意味で。そうしたら、そういうものはどういうふうにされるのかですわ。そら兄弟で話し合っ、あんに任すわと言った分はそれでいいですよ。それはその内部の家族の問題だから、外から1人にせえとは言われへんわね。

そういう問題を考えるときに、戦前は矛盾がなかったかもわからんけども、戦後は一人一人が平等な権利を得た今日、そういう権利の相続の仕方というのは物すごく大変ですよ。そういうことを厳密に個人の財産として管理ができるのかどうかですわ。

だから、そういうことも含めてちゃんと報告してもらわないと、我々わからないまま、これの審議に参加して採決していかないかんわけですから、少なくとも中身はきちっと理解した上で賛成か反対かの意思表示をしていきたいと、こう思うんで、そういうような資料については十分保証してち

ちゃんと出してもらいたい。後でというようなことを言わずに、ちゃんと信達郷という管轄の財産はこういう範囲だということを、個人の土地も入りまじっとるわけですから、特にそれはちゃんとやってくださいよ、この採決までに。

議長（島原正嗣君） 向井市長。

市長（向井通彦君） 採石のところとこの議案の場所とは全く違うわけですね。ですから、採石のお話をされるのであればするで、また別に御質問があればお答えをしたいというふうに思いますけれども、その資料がないから審議できないと、そういうことではないと思います。それは今、直接にかかわっておらないわけですから、そういう資料というのはすぐにできませんから、やはり時間のかかる話ですから、その辺は御理解いただきたいと思います。

議長（島原正嗣君） 小山君。

8番（小山広明君） 市長のお言葉ですけどね、今信達郷の財産区の会計として提案されとるんですね。そうしたら、信達郷を今処分しとるわけでしょう。どういう形の意味決定で処分したのかという問題を考えるときに、採石場も一部であるにしても共有地があったわけでしょう。それがどういう形で意思決定をして処分されたのかというのは、当然これをやるときには、過去どういう形でやったのかということは関心あるじゃないですか。

そして、あなたが示した財産区財産の会計を出したときに、その財産というのがどれぐらいあるかというようなことを我々が聞くというのは、何がだめなんですか。ここだけで議論してたら何を資料出すんです、そしてたら。少なくとも財産区財産として議案として出されとる限りにおいては、この財産全体がわかるものを示すのは最低の条件じゃないですか。今まで一度だって——そら私も7年ほど議会でやらしてもらっとるけど、こういう形でちゃんと議案の前に報告されたことないですよ。我々も不勉強なところありますけどね、少なくともこういう市民の権利にかかわる財産については、大体どれぐらいあるのかということが我々わかってなかったら審議できないじゃないですか。何言ってるんですか。

議長（島原正嗣君） 向井市長。

市長（向井通彦君） 採石場のところは処分はしておらないわけですからね。

採石をするという行為ですから、処分はしておりませんから、ちょっと誤

解があったらいいけませんのでね。そういうことでございます。

議長（島原正嗣君） 小山君。

8番（小山広明君） あなたは先ほど一部は共有の部分もありますと、採石場の採石をしとるところは。処分でないと言ったって、山をあれだけ削ったことを、処分でない、何にも動かしてないんだというようなことで審議できますか。山というのは重要ないろんな意味を持って、財産として守るところが取られておって、処分でないんだからというようなこと言えますか。何なんですか、あれは。少なくとも権利に対して一定の変更があるわけでしょう。それが何で処分じゃないんですか。山をあれだけ崩して、あなたはまだ処分でないというようなことを何を根拠に言うんですか。あれだけの形態を変更しとるんじゃないですか。そしたら権利者に対して意思を問うような意味は絶対あるでしょう、そんなもん。権利者に無断であれができるんですか、逆に言うなら。

議長（島原正嗣君） 向井市長。

市長（向井通彦君） 採石の方は、そういう行為をするという形の届けでございまして、大阪府知事の認可でございましてけれども、それは共有の部分があれば共有林野組合等にお話を、その実際行為をするところは求めておるわけでございますから。ただ、市としては処分とかそういうことではございまして、経由事務という形の事務処理でございます。

議長（島原正嗣君） 小山君。

8番（小山広明君） 林野組合にはそういう報告でいいかもわかりませんが、底地については、あなたが責任者として部落総有の財産としてあるわけでしょう。それを山を取られて、知事に対して届けだけでいいんだと。そしたら、僕の山が届けだけでいいんだって取られるんですか、それ。それはないでしょう。やっぱり権利者に山を崩しますよと。はい、わかりましたと。共有林はね、林野組合はそら立木とかいろんな入会権の問題から権利があるのはわかりますよ。しかし、底地の問題は、今泉南市長が責任を持って3割の権利をいただいとるわけでしょう。7割は渡しとるかもわかりませんよ。そのことに対して、届け出だから、山を崩すだけだから、売らんじゃないから、権利者にとったら大変ですよ、そんな感覚で山の権利者としての自覚だったら。それは市長、おかしいですよ。あれだけ取るんですよ。あれ届けだけでいいんですか、関係のない知事に。そんなら知事

は何を判断でよろしいと言うんですか。権利者がだめだったら、それは言えないんですか。いや、取ってもろたら困りますと、これは言えないんですか。

〔堀口武視君「議長、議事進行」と呼ぶ〕

議長（島原正嗣君） 堀口君。

1 1 番（堀口武視君） 今の議案として上程されているものは、六尾位井池線の財産処分でございます。今、小山議員が発言されてることについては採石場の問題でございますので、議長の方でひとつその辺を整理願いたいと思います。

〔小山広明君「議長、ちょっと待ってください」と呼ぶ〕

議長（島原正嗣君） 小山君。

8 番（小山広明君） 堀口議員からいったら、議案を少し出とるんじゃないかという議論は僕はわかりますけど、今僕と議論したことについては整理してくださいよ。これは私は大きな問題があります。そういう自分の権利の土地が取られることが処分でないんだからというのは、ちゃんと整理をしてこの議事を終わってくださいよ。私は関係あると思ってやっていますけどね。ないとしても、このままプツンと切られたら困りますよ。

やっぱり泉南市長が責任者として、土地の権利としての責任を持っていられっしゃるわけですから。しかも、それを構成するのは総有ですからね、権利者は。私は十分今回の処分についても、そこらの総有ですから、そういう人たちの意思はどう確認したんですかということを知りたいんですよ。これはそれがこうなったからといって同じことですよ。やっぱりそういうちゃんとした、この問題にしても届けだけでいいと——売るんですからね、それは違うとしても、やっぱりその問題はきちっと整理していただくよ。僕はそれじゃ納得しないですよ。自分の土地が取られて、届け出だけだからいいんだ、知事に届けたらいいんだ、そんなんでやられたら困りますよ。このことはちゃんと整理してください。

議長（島原正嗣君） 向井市長。

市長（向井通彦君） これで最後の答弁にしたいと思いますけれども、採石の方は、先ほど言いましたように部落有の土地ですね。それをつかさどっている林野組合がございまして、そこに当然議会がございまして、その了解なしにそういうことはできないわけでありまして、それらのいろんな条

件が整った中で、過去からの経緯もあって現在もそういう形になっております。

ただ、将来的にああいう形がいいのかというのは、私も若干問題があるというふうに思っておりますから、今後長期的にあの採石をしているところをどういうふうにしていくかというのは、先ほど言いましたように共有の部分については今後とも林野組合とも十分協議をして、最もいいと思われる方法を考えていきたいと、こういうことでございます。

議長（島原正嗣君） 小山君。もう質問回数を相当オーバーしてるんで、そこをも判断してどうぞ。

8番（小山広明君） 採石場の問題は全然納得できませんけども、またの議論にしたいと思っておりますけどね。大変ああいう形で山が壊されていくということは、私は本当に市民にとっても残念——残念じゃないですね。困りますよ、あれね。林野組合がどういう視点で——林野組合が許可したからああしとるんだという市長の答弁でしたけども、林野組合さんがどういう議論をして、そういう全権利者の意思をどういう形で確認してあれを許可したのか知りませんが、私はやっぱり議会でも十分あのことは議論していくべきだと思うことを申し上げておきます。

今回の処分についても、もう1つそういう権利者の意思がどういうふうに反映されてここに議案として出てきたのか理解ができない。できないまま質問回数にも制限があります。これはできませんけども、このことは理事者が十分に私にとっては理解する説明をできなかったというような私自身の総括で、この質問は終わっておきたいと思えます。

議長（島原正嗣君） ほかに。————上野君。

9番（上野健二君） 私の質問は大変愚かな質問でございますけれど、先ほどから林野組合とか、また採石の話が出ておるんでありますけれど、今回出てきておりますところの信達郷共有林のことでちょっとお尋ねさせていただきます。

実は、位井池、また位井道に関しては、私六尾の住民でございますから、一番よく関係もあり、またさらには今現在も7枚、8枚の田は僕の名前であるわけなんです。ところが、位井池に関しての話が一向になかったはずなんですけれど、今回議会が始まってから突如としてこういった冊子をこしらえてくださって、御丁寧ですね。私全く知らなかったんですよ。そして

きょうも出てくる中で、歳入の方でこういった形がありますしね。ここら辺をひとつ一遍今までの経過を説明していただかなくては、ちょっと納得いきにくいような感じするわけなんで、そこら辺ひとつ回答をお願いします。

議長（島原正嗣君） 山野総務課長。

総務部総務課長（山野 豊君） 失礼いたします。

今回の処分につきましては、位井池線の市道整備に対する売却の件でございます。位井池等については全く関係のない場所でございますので、よろしく願いいたしたいと思います。

議長（島原正嗣君） よろしいか。

〔上野健二君「違うんです。全部回答してもらわな。向こうの整備だけと違う。私の言うてるのは、位井池周辺のこともある。A、B、Cの図案から引っかけて、これを説明してくれというんよ、この冊子をこしらえたまでの経緯を。それを言うてるんや」と呼ぶ〕

議長（島原正嗣君） 福田助役。

助役（福田昌弘君） その件につきましては、ただいま総務課長も申し上げましたとおり、この売却案件は市道の拡幅事業に係る案件でございます。今おっしゃってるのは多分墓地公園の関係であろうと思いますが、その件とは本件はかかわりがないというふうに理解をしておりますので、よろしく願い申し上げます。

議長（島原正嗣君） 上野君。

9番（上野健二君） それでは、聞かせていただきますけれどね、この議会始まってから都市計画の開発要綱ということをちらっと話にも聞かせていただいているわけなんですけれど、道路をつけるについてはどういった意味で——最終的な目的ですね、ちょっと聞かせていただけますか。何も用事のないところに道路をつける——今現在必要であるところでもやってくださらないのが本当なんですよ。違うんですか。それにもかかわらず、暗黙の了解でそんな墓地公園もつくらへんと今はっきり断言してくださったけれども、そんな必要はないということ言うてくださってますけれどね、やっぱりこれはもうちょっと私の耳に聞かせていただければ、ここまで質問する必要もなかったと思うんですけどね。そこら辺、一遍回答して

くださいよ。

議長（島原正嗣君） 福田助役。

助役（福田昌弘君） ただいま、先ほどの私の答弁で墓地公園が必要ないという趣旨の発言は、私はしていないつもりでございますので、その点だけ御理解のほどお願いいたします。市道関係につきましては、担当の方から答弁をさせていただきます。

議長（島原正嗣君） 池上道路課長。

事業部道路課長（池上安夫君） それでは、私の方から市道六尾位井池線の道路拡幅の経過等につきまして御説明申し上げます。

本線は府道の泉南岩出線のバイパス道路の工事中の工事用道路ということで、当初、府道建設の際に工事用道路として市道の一部拡幅整備して使いましたということでございます。その後地元の関係者等から、せっかく拡幅したんだから、市道につきましても狭隘な市道でございますので、そのまま残してほしいという御要望等ある中、泉南市の方で用地の取得を行い、それから工事につきましては大阪府さんをお願いをしたということでございます。幅員につきましては、有効幅員で5メートルの幅員で拡幅整備するというものでございます。

ただ、その中には個人の権利者の方もおられましたけども、その中で一部用地交渉が解決しなくて買収に至らなかった部分もございまして。とりあえず買収のできた部分につきましては、拡幅整備ということで現在大阪府の方で整備工事をやっていただいております。

以上でございます。

議長（島原正嗣君） 上野君。

9番（上野健二君） 今お話を聞かしてもらって、ちょっとだけわかったわけなんですけれど、実は牧野地域の方からちょっと聞いたわけなんですけども、もう既に売却して個人的にお金をかなりもらえるという話もしていることは、やっぱり墓地公園はできる可能性が十分あるような感じがするわけなんですけども、それでもやっぱり墓地公園は絶対つくらないということが言えますか。

議長（島原正嗣君） 福田助役。

助役（福田昌弘君） この案件は、墓地公園には直接関係はないと思っておりますが、墓地公園につきましては、従前から御説明させていただいております。

ように、一定の報告書が出ましたので、それを受けましてさまざまな角度から検討いたしました上で、候補地を最終決定いたしまして、基本計画を立てていきたいというのが現状でございますので、墓地公園を断念するとかやめるとかということは、今の現状とは相違をしておるということで御認識をいただきたいと考えております。

議長（島原正嗣君） 上野君。

9番（上野健二君） ただいま助役からそういう——私は話が下手ですのでうまくよう言いませんけれども、この墓地公園については、やっぱりこれだけの冊子をつくる以上は、4地区ある中で一番最有力な候補地であるというふうに聞いておるわけなんですけれども、それに対してはある程度色塗りをするまでに、住民の人に少しでもわかってもらうというんか、そんな話し合いを持ったことがあるんですか。ここまで来るとということ自体が私不思議でかなわんのですよ。

議長（島原正嗣君） 質問者に申し上げますけれども、理事者も何回も答弁しておりますが、本件については墓地問題は直接議題の用に供していない。したがって、墓地公園は将来的に計画をして、今お手元にある冊子のとおり準備を進めていると、こういうことですから、墓地公園問題はまた別の場で具体的な議論をしていただきたい。今回は信達郷林野組合の財産処分に対する案件についての議論でございますから、それを中心をお願いをしたいと思います。

堀口君。

11番（堀口武視君） 先ほどの小山議員の質問の中で、私も権利者であるという発言がございましたので、これでそのまま議事録に残ると大変誤解を招きますので、総務課長に1点確認のための質問をさしていただきたいと思うんですけども、信達郷共有林野組合の財産につきましては、あくまでも17カ村の部落総有と。その部落総有ということは、部落の住民に限定されて権利がある。その権利者も、信達郷林野組合の規約に基づいて権利者を部落が決めてくると。その代表が林野組合議員であると。そこで意思決定されてると、こういうことなんですけれども、小山議員の私にも権利があるということは、これは関係ないですね。その辺をちゃんと課長の方で答弁をしておいていただかんと、議事録に残りますので、これは将来大変な誤解のもとになると思います。

議長（島原正嗣君） 山野総務課長。

総務部総務課長（山野 豊君） お答えいたします。

部落内には権利者がおりまして、その権利者についてはそれぞれの部落が決定し、それらの権利者の中から選出された者が林野組合議員として形成され、意思決定をされてるというのは、先ほど申し上げましたとおりでございます。また、権利者につきましては林野組合内部の規約で定められているもので、その中で選ばれて権利者ということになっているということでございますので、よろしく願いいたします。

〔堀口武視君「結構です」と呼ぶ〕

議長（島原正嗣君） 和気君。

2 2 番（和気 豊君） 今回、財産区的財産ということで財産区を設定されて処理をされる。幡代の場合には池の処分ということで5割、5割と。ただし、水利にかかわっての権利がありましたので、そこへ水利に10%を割譲して45%のフィフティ・フィフティと、こういう格好になっているわけですが、今回この配分率は7割、3割と、こういうことなのですが、7割、3割にされたその根拠ですね。先ほどから御答弁の中にありますように、これが係争問題になって、裁判の中で和解の決定を見た。その和解の結果7割、3割というのが決められた。そういうことなのですが、そのことについての根拠ですね。

先ほど質問者もありましたように、3割市が取るわけですから、当然市が一定の権利を持ち、その権利配分として3割を受け取っているんだと、こういうふうにとらえてるように思ったんですが、しかし総有というあり方からいえば、入会権だけではなくてその山の権利ですねすべての権利、所有権も含めて、これが17区の部落有だと、こういうふうに普通は総有という場合には解するわけですね。ところが、3割と、こういうことになってまいりますと、単にそれが和解のことだけなのか、それとも市に一定の権利保有を称するものがあるのかどうか、その辺をひとつお教えをいただきたいなというふうに思うんです。

議長（島原正嗣君） 山野総務課長。

総務部総務課長（山野 豊君） お答え申し上げます。

先ほど和気議員のおっしゃった内容は、61年の裁判によって和解をいたしまして、その結果、協定を行っております。その協定の内容につきまして

しては、和気議員おっしゃったとおり7割、3割の配分率で、3割は一般会計へ繰り入れて公共事業に充当するものとするということになっておりますけども、その権利関係につきましては、ただ配分のみの協定でございますので、一切うたわれておりませんが、権利につきましては部落総有ということで当方は理解しておりますので、よろしく願いいたします。

議長（島原正嗣君） 和気君。

2番（和気 豊君） 私もこの問題には一定かかわってまいりましたので、この係争問題になるきっかけになりました市場からの請願審議にもかかわりを持たしていただきました。そういうことで、総有ということについてはよく理解しているつもりなんですけど、ならばなぜ3割の配分を市の方にするのか。一定やっぱり権利がなければそういう必要はないわけですから、その辺が単に和解のことだけなのか。それとも——もう一度確認したいんですよ。和解の縛りだけなのか、それとも一定3割程度の権利が証明できるようなものが従来慣行の中で生まれてきているのかどうかですね。もう慣行ぐらいしかないわけですから、ありとすれば。権利関係は明確なんですから、総有なんですから。だから、そういう事実が歴史的な経過の中で生まれているのかどうか、そういうことがあれば教えていただきたい。ちょっと質問を変えます。それしかないわけですからね。

議長（島原正嗣君） 福田助役。

助役（福田昌弘君） ただいまの御質問につきましては、事実上の権利といったものではなく、あくまでも和解の協定の中の割合区分に基づいてやっておるというふうに認識をいたしております。

議長（島原正嗣君） 和気君。

2番（和気 豊君） わかりました。総有という権利ははっきりしていると。しかし、単に和解の縛りでそういうふうに3割をむしろ市に、総有財産であるにもかかわらず17区の総意で提供していただいていると、こういうふうに理解をしていいわけですね。ちょっとその辺、大事なことですから。

議長（島原正嗣君） 福田助役。

助役（福田昌弘君） ただいま和気議員のおっしゃったとおりの理解をいたしております。

議長（島原正嗣君） 和気君。

2 2 番（和気 豊君） それじゃ、この歳出の部分で76ページの説明のところに、池の場合には地元公共事業補助金と、こういう明記があるわけです。ここには空白で何も書かれていないんですが、こういう信達郷の17区の部落有財産、これを処分した例がこの和解以降あったのかどうかですね。そのときの取り扱いはどうだったのか。そのときの取り扱いが明確であれば、明確にそのときに一定の議会と理事者の間で論議をし、決着がついているものがあれば、そういうことをなぜここに明記されないのかですね。でないと、これは一体そういう地元の公共事業に還元する補助金なのか、それとも別な意味のものなのかということもはっきりしませんからね。私は一定理解するにやぶさかではないですけれども、これ以降そういう論議にかかわっておられない議員さんもおられるわけですから、その辺は一定決着を見ているのであれば、そういう決着済みのものをここに明記をされると、こういうことがしかるべきあり方ではないかというふうに思うんですが。どうでしょうか。

議長（島原正嗣君） 助役さん、この経過については、私の記憶では、本来会計の処理は泉南市で持っていたと。稲留市長時分ですよ。これは林野組合のものやないかという訴訟があって、今言われたような判決があったということですから、ただ和解の条件ということだけではなしに、そこらあたりをちゃんと答えといてあげないと、やっぱり問題がありますよ、きちっとしたことを言わんと。ただ、裁判の判決の判断だけで3対7ということになったんだと質問者に答弁したわけですから、ただそういうことなのか、裁判上の双方の妥協案としてそのようにしたということなのかどうか、それも含めて教えてください。

福田助役。

助役（福田昌弘君） この7割、3割の区分、それから補助金の交付については、先ほども申し上げましたように、裁判の中で和解という形で協定書を結んで、その後これに基づいて処理をしておるということでございます。

今、和気議員の方からここの歳出の方の区分、負担金補助及び交付金のところで説明のところに何も書いておりませんので、どういうものかわからないんじゃないかという御質問じゃなかったかと思うんですけども、ここにつきましては、協定の中では明確に補助金として交付するという表記がございまして、それに基づいてこういう形で計上しておるわけござい

ますが、確かに説明書きのところには何も書いておりませんので、きのうと同じかと思いますが、わかりにくい表記ではないかという御指摘であろうかと思いますが、この点につきましては何らかの説明書きが可能かどうか、このあたりは検討をさせていただきたいというふうに考えております。

議長（島原正嗣君） 和気君。

22番（和気 豊君） 私、もう1つだけお伺いしておったわけですが、これは判決が出てから以降、この信達郷の17区の部落総有財産の処分をしたことがあるのかどうか。それを踏んまえて一定この3割の位置づけについては明確に決着済みのことではないかと、こういうふうに言ったんですよ。さすれば、そういうものを明記する具体的な決着済みの事項があるわけですね。そういうものをなぜ書かなかったのかということ言ってるわけですよ。

もっと言えば——答弁ありませんから、63年の6月の議会で近畿自動車道和歌山線建設用地に1億7,483万9,886円、こういうことで売却しているわけですね。そのときに当然これも議会にかかったわけです。そして、いわゆる判決を根拠にして7、3の配分でやられたわけですね。これを7、3に配分しているわけです、この1億7,000万何がしかをね。

そのときにいろいろこの7、3の振り分けについても論議をされ、そして単に池のときの地元の公共事業補助金と、こういう扱いなのか、これではぐあい悪いのではないかということで、むしろ総有という立場からいえばぐあい悪い。何か市の財産を処分したみたいなことになってしまうじゃないか。平たく言えばですね。そういうことでぐあい悪いですよということで、明確な名前、用途、そういうものも含めた位置づけが明らかになっているわけですね。その辺をなぜ書かれなかったのかと。そういうことで、私はまだその3割は単に決定ということだけではなくて、ほかに意味合いがあるのではないかと、こういうふうに質問をしたわけです。

それで、決定は確かにそうなんですよ。3割、7割ね。しかし、いわゆる裁判の判決趣旨、こういうのがありますね。そら確かに3割、7割、和解の趣旨はですね。しかし、そこへ導き出されるについての3割、7割にするという根拠、これは協定ですから判決ではないですけど、しかし、そこに導き出される趣旨みたいなものがあるわけでしょう。判決趣旨みた

いなものがあるわけでしょう。主文に対して趣旨というのがあるわけでしょう。そういうものについては、何かあったんでしょうか。それもつけ加えて質問をいたします。

議長（島原正嗣君） 福田助役。

助役（福田昌弘君） ただいまの和気議員の御質問でございますが、過去2回ほど、先ほど御指摘のありました近道も含めてそういう処分の経過があったようでございまして、近道をやりましたときには、確かに私どもこの辺を確認していなかったのは非常にまずかったわけですが、63年の議事録からいたしますと、こういう補助金を交付する場合に、17区総有地区自主管理整備補助金という名称で予算上明記をするという理事者の方の答弁をいたしておるという事実を現在確認いたしましたので、今回はこういう形で計上させていただきました。この点については、過去の経緯なりを調べておらなかったことについて非常に申しわけないというふうに考えておりますが、今後この経緯を確認しましたので、こういう形で実施をさせていただきたいというふうに考えておりますので、その点よろしく願いをいたします。

議長（島原正嗣君） 和気君。

22番（和気 豊君） 再度確認いたします。17区総有地区管理補助金と、こういうことで今後63年のあの議会での一定の合意を踏んまえてこれは進めていかれる、こういうことですね。

それでは、その確認の上に立って、ところが、やっぱりまた補助金なんですよ、これね。補助金なんですよ。補助金というのは「主」があって「補」、主体は市で、そしてそこから7割、だから額は圧倒的に多いんですけれども、やっぱり補助金ということになりますと、主体はあくまでも市なんだ。そしてどうぞお使いくださいということで補助金を出すというふうな格好に、補助金という名前がついた限りそうなるわけですね。そして、3割という明確な市の取り分があると、こういうふうになってくると、単に判決だけではなくて、ほかに何か根拠があるんじゃないか。

山というのは、市民全体にかかわって、良好な市民生活を保障する、いわゆる環境を守るという点にとっては非常に大きな位置づけの問題なんです。だから、総有という立場はわかっていながら、市民全体の生活環境にかかわる問題として、市に3割の存在価値を認めていくと、こういうふう

になっているのかどうか。そういういわゆる主文に対して、主文が導き出される趣旨みたいなものがあつたのではないのかと、こういうこともお伺いしているわけです。

議長（島原正嗣君） 福田助役。

助役（福田昌弘君） 今御質問の部分につきましては、ちょっと現時点で私どもも確認できておりませんので、確認をした上で御答弁をさせていただきたいと考えております。

議長（島原正嗣君） 午後 1 時まで休憩します。

午前 11 時 56 分 休憩

午後 1 時 9 分 再開

議長（島原正嗣君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

午前中の質問に対する理事者側の答弁。福田助役。

助役（福田昌弘君） 貴重なお時間をいただきまして、まことに申しわけございません。午前中の和気議員の御質問に対してお答えを申し上げます。

和解に基づきまして 7 割、3 割の配分というものが決定されておるわけですが、その配分に対する中身的な記録がなく、現在協定書という形でしか残っておりません。しかし、この中身につきましては財産区財産としての兼ね合いもあり、一定和気議員がおっしゃいますように山や海、大きく言えば自然環境にかかわるといふ市全体の観点から見れば、当然何らかの配分をすべきだといふ考え方に立ちまして整理されたものであるといふふうに考えております。

議長（島原正嗣君） 和気君。

2 2 番（和気 豊君） 歴史的な経過を今の答弁でおおむね了としたいと思うんですが、ただ、もう 1 点私がお伺いしたいのは、30 年に町村合併をし、そして 46 年には市として名実ともに市制がしかれた。従来 of 村の権限というのは、昭和 30 年町村合併の時点で、一部の権利を保有した樽井のようなところは別にして、ほとんどの従来 of 字村が、従来持っておつたような行政権限、当事者能力をすべて新しい町にゆだねた。これは合併でも明らかであると思うんですね。

ですから、その当時の登記簿に記されている村の所有というものは、当然登記法上整理をされなければならない、これは自明のことだといふふうに思うんですね。ですから、財産を処分する場合には、いわゆる行政権を

持った当事者としての能力、こういうものは30年以前の村、字村というのはもはや持ち得ない。それを処分しようとするれば町なり市、ここの当事者能力を持つところが処分に当たらなければならない。総有は総有としてもですね。そういうことが1つはあったのではないかと、これも加味されなければならないのではないかと、こういうふうに思うんですが、その点はどうでしょうか。

議長（島原正嗣君） 福田助役。

助役（福田昌弘君） ただいま和気議員がおっしゃられたような背景、要素もあったものというふうに理解をしております。

〔和気 豊君「結構です」と呼ぶ〕

議長（島原正嗣君） ほかに。——林君。

23番（林 治君） 信達郷財産区ということで出されてるのは、私は昨日他の財産区の問題で論議をしたときに——幡代財産区ですね。昭和31年の合併申請書の中にはないけれども、修理を含めて管理等をやってきた、そういうものについていろいろ管理をしてきたという経過を含めて、そういう権利を認めて財産区的扱いをするということで、きのう市長からの答弁もあったわけです。ある意味では市として処理の仕方として、これも信達財産区という形をしてることについて、そこからそういうものと違うこの信達郷林野組合の所有に関する山林の扱いを、今こういう形をとっていることの明らかな違いを何らかわかる形を明確にしておかなければ、後々また誤解を生むのではないかという点を思うんです。

午前中の質疑の中で小山議員の方からもいろいろ言われて、この信達郷林野組合の権利に属する問題について市当局に、自分はこういうふうに理解してるんだが、これでいいかということで答弁求められたんですが、市当局の方はそのことについて全面的に答えられずに、助役の方からは土地の権利についてだけ、それは部落総有ということで信達郷の方に所有権があるんですというふうに言われた。そのほかのことについて言われなかったので、後で堀口議員の方からの質問ということで、組合の権利者とはどういうことかということについてのこともありました。

そこで、個々のことについてあれこれ言っていると大変ですから、私はここに信達郷財産区という形を出してはきておるけれども、山の権利の問題については、やはりそれぞれで個人の持ち山もありますが、部落有財産で

持っているものについては、その組合の意思決定ですね、それが基本的に尊重されていくという点については、はっきりしておかなければならないのではないかなど。そういう基本的なものをきちっと市として整理して出しておいていただきたいなというふうに思うんです。

ただ、一般的に言って山や海やとか——山、海にかかわらず平地の中でもそうですが、自然環境というのは、これは市民みんなの共有の財産ですから、そういう点での、今環境権ということも法律上言われてきてるわけなんで、そういうものとしての権利というのは当然あるわけですから、それを守っていくという上で市が果たさなければならぬ役割もありますし、例えば林野組合も果たさなければならぬ役割もあると思うんです。その点については、私はそれぞれで共同してよく協議もし、そのことに努めなければならぬというのは、もともと論議の余地のない前提条件だというふうに思うんです。

それから、山の方には何も信達郷林野組合だけじゃなしに、浅草共有山の方の新家と田尻町と泉佐野市の一部とで共有してる山もありますし、かつこの議会の中でも論議になりましたが、兔田や別所のようにその部落だけで持っている山もありますね。だから、そういうことも含めてやはり市としては実態はそれなりによくつかんで、いわゆる内政干渉的なことにならないけじめはきちっとそれなりに持って、かつ自然環境を守っていくとかという点では大いに物も言うていいわけですから、私はその点の考え方はきちっと保持してほしいというふうに思います。そういう点で、基本的な点についてきちっと一言お答え願いたいと思います。これが1点です。

それで、信達郷については、ここに泉南市の歴史を示す資料があるんですね。しかも、その資料編の方ですね。資料編の912ページに信達郷共有林野組合の規約というのがあります。ここに林野組合は何をするところか、そしてまた、この林野組合の山林地が合計で249町1反25歩というふうに、これは公簿面積ということで出されておりますから、こういうものはなかなかきっちりとそのすべてがこの面積で絶対間違いのないというわけにいかない。なかなか実測できませんからね。しかし、この当時のものとしてそれだけの面積のものがあると。これぐらいの認識は市当局も、ちゃんと市史の中にこうやっておさめられてるわけですから、きちっとつかんで——これが正確かどうかということとはとても無理ですから、何筆で

何ぼかて、これ数を読めばすぐ出てきますから、ひとつきちっと答弁して、何かわけわからんということのないようにしていただきたいと思うんです。もちろん、その後の調査等の結果からこの面積が変わってきてるのは事実です。ですから、それはひとつ調べて報告をちゃんとしていただきたい。

泉南市で信達郷のことが大変混乱をしたのは、やっぱり町村合併からです。昭和31年の9月に泉南町が生まれましたが、この泉南町が生まれたときに林野組合の規約が改正され、組合員の首長が生まれたときに、当時は町ですから町長が生まれたときにはその町長が管理者になるということの歴史がずっと続いて、昭和60年に信達郷の財産をほんみちへ売るというようなことが起こって、それが管理者である市長の方から、この議場でもそうですが、その処分について大変いろいろ問題を起こすような事件が起こってきた。そこから裁判になったわけです。そして、きょうの今の昭和60年以降の7対3の区割りがありますが、これから以降財産の処分については、この議会で何回もいろんな問題で処分がされてきています。一番直近では、この以外にはそこの道があります。岩出線ですか、これが一番直近だと思います。

それ以外に、60年以降は7対3ですが、先ほど助役から答弁ありましたけども、その以前に昭和38年に堀河ダムの建設問題が起こって、昭和45年の7月にこの堀河ダムの処分で、大阪府からこの林野組合の関係用地の買い上げをやられて、そのときの土地代は全額この林野組合の方に出され、そして林野組合の内部でそれぞれの処理がされてる歴史的な経過があるんです。ただ、そのときにはそういう配分はしていないわけです。

だから歴史的な経過からいえば、その売却金は全額林野組合の方へ回されてるんですが、それが昭和60年の裁判以降7対3という形で、昭和31年の合併時までそれぞれの部落の所有であったものをそういう形にしましたから、結局、17区と言われる昔の15カ村ですが、15カ村の村長の名前で村の名義であったものが、これは合併していけば、そのときの合併された町の名前にしていかなるを得ないからしてきてるという経過があるわけですから、そういう点で今回の7対3の振り分けも、そういう歴史的な経過をたどって、組合の議会の方で処分が正式に決められた後、市長名義ですから、その処分に当たって7対3ということで最終的な和解で合意をしたということですから、その点もあなた方は正確につかんでいただ

きたいと思うんですが、この点についてどうでしょうか。

議長（島原正嗣君） 福田助役。

助役（福田昌弘君） ただいま2点の御質問がございましたが、1つはこの信達郷の財産区についての基本的な考え方だというふうに思いますが、これにつきましては先ほどから何度か答弁をいたしておりますように、基本的に旧の部落の総有であるということを前提に、その中での一定の権利者が林野組合に構成され、その中でいろんな意思決定をしていただいているというふうに考えておまして、そういう意味ではほかの財産区的財産で扱っておりますものとは性格を異にしているのではないかというふうに理解をしております。

市としましては、先ほど申し上げましたように、大きく言えば自然環境にかかわると。やっぱり山林の関係はそういう意義が非常にございますので、一定市としてのかかわりという意味で、処分の際には3割の配分というのをいただいておりますというふうに理解をしております。

それから、その決定に至った背景につきまして林議員の方から説明がございました。先ほど質問がありましてからいろいろ調べたわけですが、十分にその辺がまだ確認できない状態でございます。先ほど申し上げましたように協定書という形でしか今のところちょっと確認できておりませんので、先ほどのような考えに基づいてこういう配分がなされたというふうに理解をしております。今後その背景なり過去の議会の答弁のやりとり等も含めまして、もう少し我々としても十分そのあたりを調査、勉強させていただきたいというふうに考えております。

議長（島原正嗣君） ほかに。———奥和田君。

7番（奥和田好吉君） 簡単なことをお聞きしたいと思います。今回、信達郷の財産区から688万2,000円の売却ですね。平米単価が1万8,600円だと思うんですけども、これは場所がどの辺なのか、地図をいただいているので、この地図で説明していただくのと、その用途はどういう用途で使われるためにやられたのか、ちょっとお聞きしたいと思います。

〔資料配付〕

議長（島原正嗣君） 山野総務課長。

総務部総務課長（山野 豊君） 場所については今資料をお配りいたしておりますので、よろしく願います。

用途につきましては、市道六尾位井池線の拡幅事業に伴う用地としての買収でございますので、よろしく願いいたします。

副議長（巴里英一君） 奥和田君。

7番（奥和田好吉君） この地図からいくと位井下池になるのかな。この道に沿っていかれるようですけども、これは道路の拡幅に使われるんですね。当然、この近辺は恐らく非常に便利がよくなると思うんですけども、土地の価格もかなり上がってくると思うんですけども。ちなみに、先ほど墓地公園のA地区云々の話がちらっと質問の中から出ましたけども、この近辺に現時点で土地取得をされておられるのかどうか、ちょっと確認しておきたいと思います。

副議長（巴里英一君） 池上道路課長。

事業部道路課長（池上安夫君） 私の方から、市道六尾位井池線の拡幅整備に伴います買収の内容につきまして若干説明させていただきます。

場所につきましては、先ほどお配りさせていただいてます資料のとおり、泉南岩出線バイパスとそれから六尾位井池線との交差点、位井池線の方が位井の下池の方に向かって立体交差になってまして、ボックスで抜いて通ってるというふうな状況になってます。その場所から、交点から海側に至ります区間でございます。合計4名の所有の方がおられまして、当初泉南岩出線のバイパス工事に伴います工事用道路として拡幅をなされたと。その後地元からの要望等もございまして、有効幅員5メートルでもちまして残してほしいということになりまして拡幅整備を行ったと。それに伴います買収を泉南市で行いまして、工事につきましては大阪府にお願いをしたということでございます。

その中で、今回出ております信達郷の財産区の山林につきましても拡幅整備の部分にかかりましたということで、今回買収ということになったわけなんですけども、ほかに個人の方も3名対象になったんですけども、2名の方が用地交渉が妥結しなくて、1名だけ買収できたということで、そのできた部分だけで拡幅整備を行っておるというふうな経過でございます。ほかには、道路関係では位井池線に関しましては一切買収いたしておりません。

以上です。

〔奥和田好吉君「位井池線だけでなく、すべて含めてこの近辺は」

と呼ぶ]

副議長（巴里英一君） 中谷事業部長。

事業部長（中谷 弘君） この位井池周辺では、この道路の用地買収以外に行っておりません。

副議長（巴里英一君） 奥和田君。

7番（奥和田好吉君） 当然、便利上からいっても非常に場所がよくなってくると思います。土地の価格も上がってくるとは思いますけども、あの本を見ますと、A地区については最優秀なとこだということが載っておりますけども、今の時期にどうしてもこの道路を拡幅しなければならなかったのかどうか。

副議長（巴里英一君） 池上道路課長。

事業部道路課長（池上安夫君） お答えいたします。

道路の整備の必要性の御質問だったと思うんですけども、時期的な問題も含めまして、先ほどから御答弁申し上げてますとおり、泉南岩出線バイパスの工事用道路として拡幅整備をなされた市道だということでございます。したがって、泉南岩出線バイパスの府道の新設の工事が終われば、当然撤収して基本的には原形に復旧するというのが基本のスタンスでございますけども、先ほどから言うてますように地元からのそういう要望もございまして、もったいないということで、5メートルでもって拡幅整備をしてほしいということになりましたので、それに合わせまして工事を大阪府にお願いしています関係上、本線の岩出線バイパスの工事の完了までに処理をしなければならないというふうな特殊な事情もございました。ということで、時期的にはこのような時期で対応させていただいたということでございますので、よろしく御理解をお願いいたします。

以上です。

副議長（巴里英一君） 以上で本件に対する質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。———小山君。

8番（小山広明君） 賛成の立場で討論をさせていただきたいと思っております。

しかし、質疑の中でなかなか理解できないものがいっぱいありますし、課題もいっぱいあることを感じざるを得ません。

地方自治法を眺めてみましても、このようなものについては、議会がその議決に当たるべきという項目もありますし、確かに財産区の管理会を置

くことができるということで、樽井の財産区などは置かれとると思うわけ
であります。やはり法の趣旨からいえば、議会でこのことの処分などは
きちっとしないと、なかなかわかりにくい問題ではないかと思ひます。

歴史をさかのぼってみましても、当時の地域の総有の財産ということは
否めないだらうと思ひますが、時間がたつてまいりますといろいろ出入り
がありますから、そこに住む者にすべて与えるということは1つの矛盾が
あるかも知れませんが、しかし、だからといって当時の人を固定をした
としても、どんどん人は生まれ変わっていくわけがありますから、戦後の
民法が個人に平等に権利を与えるというところからいえば、その権利は大
変複雑になるのではないかと思ひます。やはりその成り立ちの立場からい
きますと、その地域がその山によって生活をし、利益を得たわけであり
ますから、総有の財産ということは、私はそれはうなずけるわけであり
ます。

そういうことで、もう少しこの財産区の問題については明確にしてい
だきたいと思ひますし、どれぐらいの面積がどの地域にあるかは、今の時
点ではきちっと議会にも市民にも示される必要が私はあると思ひわけ
であります。今回の場合でも、市の道路のためにこの予算が上がるとるわけ
であります。市に3割入るといってもそれは市から出たお金が市に入るだ
けであります。実際的には7割林野組合の方に出ていってあるわけあり
ますが、こういう公の市の公共事業については、もう少し交渉して、市の
財政のことも考えて交渉ができなかったのかなということと思ひますが、
そういうことがどうしてもできないのかどうかということすらも質疑の中
でも明らかにされなかったのは残念であります。

これまでこういう形で処理をしてきたということで賛成をせざるを得な
いわけあります。もう少し財産の特性を考えて、市民全体にもわかる
ような説明をしていただくことを強く要望して賛成の討論にさせていただ
きたいと、このように思ひます。よろしくお願ひいたします。

副議長（巴里英一君） 以上で本件に対する討論を終結いたします。

これより報告第3号を採決いたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり承認することに決しまして御
異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

副議長（巴里英一君） 御異議なしと認めます。よって報告第3号は、原案のとおり承認することに決しました。

次に、日程第3、報告第4号 専決処分の承認を求めるについて（平成7年度大阪府泉南市下水道事業特別会計補正予算（第5号））を議題といたします。

報告書を朗読いたさせます。

議会事務局次長（馬場定夫君）

〔報告書朗読〕

副議長（巴里英一君） 理事者から提案理由並びに内容の説明を求めます。

福田助役。

助役（福田昌弘君） ただいま上程されました報告第4号、専決処分の承認を求めるについて、平成7年度大阪府泉南市下水道事業特別会計補正予算（第5号）につきまして御説明申し上げます。

専決の理由といたしましては、平成7年度実施事業に充当される起債が融通決定されることにより起債の限度額に変更が生じたもの、及び決算見込み額が決定されるに伴う経費の執行残の減額等、歳入歳出予算の補正措置の必要から専決処分したものでございます。

内容について簡単に説明させていただきます。79ページをお開きください。歳入歳出の総額からそれぞれ5,890万円を減額し、歳入歳出をそれぞれ43億2,479万7,000円としたものでございます。

それでは、歳入の主なものにつきまして簡単に御説明申し上げます。85ページをお開き願います。下水道使用料につきましては、接続件数の予想以上の増加及び市営前畑団地の一部、バンドー化学への接続等によりまして1,100万円の増額になっております。

次に、86ページをお開き願います。雑入の6,610万4,000円の減額につきましては、中部ポンプ場の維持管理費の減額と、企業局負担対象事業費の入札減に伴う大阪府企業局負担金の減額が主なものでございます。

87ページをお開き願います。市債の事業債につきましては、事業に対する財源として市債の充当が必要となり、下水道事業債として3,100万円の増額でございます。

それでは、歳出の主なものについて簡単に御説明申し上げます。88ページをお開き願います。

一般管理費につきましては、南大阪湾岸中部・南部流域下水道組合負担金の確定により、1,700万円が不用となったものでございます。

施設管理費につきましては、中部ポンプ場における光熱水費の減による270万円の減額でございます。

次に、下水道建設費につきましては、事業実施に伴い測量設計委託料270万円、工事請負費440万円の入札執行による減額でございます。また、大阪府施工による南大阪湾岸流域下水道事業負担金が事業の執行減により840万円の減額となったものでございます。

公債費につきましては、借り入れ利率の低下により一時借入金利息が1,930万円の不用となったための減額でございます。

以上、まことに簡単ではございますが、説明とさせていただきます。よろしく御承認賜りますようお願い申し上げます。

副議長（巴里英一君） これより質疑を行います。質疑はありますか。———成田君。

21番（成田政彦君） 前畑住宅などの世帯が大分加入して1,100万の収入増になったんですけど、1つお伺いしたいんですけど、市営前畑住宅につきましては、個人負担の分は実際はどういうふうに負担になっとるのか、ちょっとお伺いしたいんです。

副議長（巴里英一君） 中谷事業部長。

事業部長（中谷 弘君） 下水道使用料につきましては、従来から浄化槽でございました。浄化槽については市の方で管理委託を行ってございましたけれども、下水道使用料につきましては入居者負担という形になっております。料金の徴収は、水道料金と同時に徴収しているということです。

副議長（巴里英一君） 成田君。

21番（成田政彦君） そうすると、下水道の個人負担は全部もう取ってるということですか。

それと、もう1つちょっとお伺いしたいんですけど、大阪府南部流域下水道の工事が今岡田から上がってきて、一丘団地の公団のそこへつなぐ予定になっとるんですけど、これは大体いつごろつないで、下水道使用料金については公団と話し合いが進んどるのか。それから、料金については地元自治会などと話し合いを一応公団などはするようになってるのか、その点市の方はどうなってますか。

副議長（巴里英一君） 白谷下水道部長。

下水道部長（白谷 弘君） 成田議員の一丘団地への接続予定についての御質問でございますが、現在大阪府の施工で流域下水道泉南幹線が工事中でございます。これにつきましては、平成10年3月の完成見込みになってございます。そのような観点から、私どもも供用開始につきましては平成11年の7月に行いたいと、現在努力しておるところでございます。

なお、住宅・都市整備公団とは、先日も私どもと協議に入っておるところでございますが、使用料等の詳細についてはいまだ協議の課題には乗ってございません。現在協議しておりますのは、先ほど言いましたとおり平成11年7月に接続するためのいろんな問題点を詰めておるといのが現状でございます。

以上でございます。

副議長（巴里英一君） 成田政彦君。

21番（成田政彦君） 前畑住宅の場合、減免規定が適用されとるのか1つお伺いしたいのと同時に、さっき言われました一丘団地の場合、平成11年7月なもんで、あと3年先ですわな。現状より安なるかどうか。つないだことはいいんだけど、現状より高うなったら何のために——公団は負担がかかる下水処理場が市になったら得するかわからないけど、住んどの住民にとっては、処理場はつないだけど、下水料金が高くなるということは、余り歓迎しないものだと思います。大体、人口的に見て現在8,000名近くの人が3年後には下水——泉南市でいうたら処理場が10%アップするのかね、公団一丘団地がつないだら。どのくらいアップするの。

〔成田政彦君「減免規定答えてな」と呼ぶ〕

副議長（巴里英一君） 白谷下水道部長。

下水道部長（白谷 弘君） 成田議員の再度の御質問でございますが、一丘団地が接続すればどの程度のパーセントになるのかという件でございますが、現在私どもの接続の普及率でございますが、人口で見えますと14%の普及でございます。議員御指摘の一丘団地が可能になれば、約24%になるということになっております。ですから、約11%の増になると、このように考えてございます。

それと、一丘団地の皆さん方の使用料でございますが、住宅・都市整備公団では他市でもいろいろ接続を行っておると聞いておりますので、他市

の例も参考にいたしまして、住民の方に過大な負担とならないよう極力努めていきたいと、このように考えてございます。

以上でございます。

副議長（巴里英一君） 減免のやつは。白谷下水道部長。

下水道部長（白谷 弘君） 失礼しました。前畑住宅の減免のことですが、特段私の方では行っていないのが実情でございます。成田議員の御質問は使用料のことだと思っております。

以上でございます。

副議長（巴里英一君） ほかにございせんか。———小山君。

8番（小山広明君） 先ほど助役、予想以上のつなぎ込みがあったという御説明があったんですが、ほんまですか、これ。この間の議論では、まだ実績がわからないから、わかってから計上したからこうだという御答弁があったんでね、僕はそういう予想をまず先に立てておくべきじゃないかという質問をかなりやったんでね。違うでしょう。

だから供用開始区域がたくさんあるわけですから、本来全部3年以内に引かないかんということもあって、そういう絡みからいって、もっとつなぎ込みがやられてないといけないと僕は思うんですよ、普通は。いろいろ市内を歩いても、まだつないでまへんのやけど、はよつなごなあきまへんか、金ないんやけど、というようなことをかなり前に布設されたところでよく聞きますよ。だから予想より越えたということはまずないと思うんですけど、間違いはないですか。なかなか普及してないと思いますよ、そのつなぎ込みは。

副議長（巴里英一君） 白谷下水道部長。

下水道部長（白谷 弘君） 小山議員の御質問にお答え申し上げます。

使用料の項で予想以上のつなぎ込みがあったと、この説明でございますが、実は我が市では平成5年の7月に供用を開始いたしております。それで、7年度予算につきましては6年の10月に編成したわけですが、トータルしましても供用開始以後1カ年の経過がたっていなかったのが実情でございます。そのため私どもが課題をつくり、接続件数の予想も行っておるわけですが、予想に反したというのが実情でございます。

以上でございます。

副議長（巴里英一君） 小山君。

8番（小山広明君） 予想に反したというのは、どういう意味を言うてるんですか。要するに、ちゃんと供用開始するように面整備をやっていっとるわけでしょう。当然つなぎ込みやらないけないですわね。私が見る感じでは、なかなかつなぎ込みが順調に進んでないように思うんですね。だから、予想どおりいかなかったというのは、どういうようにいかなかったのか。そこをはっきり言ってくださいよ。

副議長（巴里英一君） 白谷下水道部長。

下水道部長（白谷 弘君） 再度の御質問でございますが、予想どおりいかなかったのはどういうわけかということでございますが、実は供用開始の告示を打ちますと、小山議員御指摘のとおり3カ年で接続することになっておりまして、私どもも市民の皆様方が1年でどの程度か、2年目にどの程度かというのが、供用開始間もない時期でございますので、積算上把握しにくい部分があったと。ですから、使用料の積算につきましても、私ども当初予算で計上した以上の予想が外れたという説明でございます。

以上でございます。

〔小山広明君「予想が外れたというのは、少なくなったんか、多くなったんか、言うてくださいよ」と呼ぶ〕

副議長（巴里英一君） どう外れたのか。ふえたのか減ったのか、そののところをもう一度具体的に説明してください。白谷下水道部長。

下水道部長（白谷 弘君） 再度の御質問でございますが、先ほど助役の方からも提案理由で、使用料につきましては1,100万円の増額という説明をさせていただいたと思いますが、予想以上の接続件数があったので使用料がふえたということでございます。

以上でございます。

副議長（巴里英一君） 小山君。

8番（小山広明君） 予算全体で意味がないといけないわけで、この前にはくみ取り料金の方では予算を減額しとるんですよ。それを減額しとるのは、僕は逆だと思っただけどね。そのときなぜ出せなかったかといったら、実態がつかめないから実際の実績でこうして上げるんですよという答弁があったんですよ。だから、それはだめでしょうと。目標を一定持って、それに対してつなぎ込みを早くやるように努力しないといけないんじゃないで

すかという議論をしたはずですよ。だから、初めからこれだけつなぐ——
3年間でやらないかんわけですから、1年でどれだけやらないかんかとい
うのが設定されるわけですからね。だから、そういう目標数字をちゃんと
してやって、その結果ふえたとか減ったとかという議論はわかるけどね、
初めからわからないから全然それを見込んでないという説明があったから、
そういう前提があるのに予想よりふえたというのは、言い方がおかしいん
じゃないですかということを質問しとるんですよ。

わずか900万でしょう、これ。42億からの金を投入して、これ何年
たちますか。そういう中で使用料が900万ぐらいしか初めから見込めな
いというのは、やっぱり状況からいって、そういう面整備の進み方からい
って、つなぎ込みを予想する数字じゃないでしょう、この900万そのも
のが。そういうことを私は言っとるんですよ。じゃ、3年で今の供用開始
のときに——3年で割れば簡単にできるわね。3年以内にやらないといけな
いわけですから、それを過ぎれば市民の工事をする恩典がなくなるわけ
ですからね、あと大変混乱が起きますよ。

そういう点で、今のこの進み方のペースで3年で供用開始したところは
全部完遂できるということをあなた言うんですね、それだったら。じゃ、
それだったらそれを約束してください。3年で供用開始部分は全部つなぎ
込みをやる予定ですと。その分として現在のこの出されておる使用料は遅
延をしておりますと、こういうことをはっきり言ってください。

副議長（巴里英一君） 白谷下水道部長。

下水道部長（白谷 弘君） 小山議員の再度の御質問でございますが、私ど
も予定いたしておりました使用料の増額につきましては、私ども内部の予
想に反してたくさんの方々が接続をしてくれたので、増額になったという
ことでございます。昨日のくみ取り委託料の減につきましては、これも接
続があったので、くみ取りの委託料が要らなくなったというので、環境の
方は減額でございます。ですから、ちょっと先ほどの御質問は、先生勘違
いしてるんじゃないかと私思っております。

それと、3年以内に全部100%つなぐんかという御質問でございます
が、下水道法では3カ年となっておりますが、何分個人さんが施工する
物件でございますので、私の方では極力PR等努めてまいりたいと思いま
すが、現時点では100%の接続ができるとはお答えしかねますので、御

理解いただきたいと思います。

以上でございます。

副議長（巴里英一君） 小山君。

8番（小山広明君） ちょっと私が勘違いじゃないかという御指摘をいただいたんで、さっきたくさん私議論したでしょう。くみ取り料をね、本来これだけ下水に変わるからということで予算を上げとるわけですね。それよりも減ったわけですよ。減額したわけでしょう。社会状況を見れば、なかなか予定どおりつなぎ込みをやってないという状況だから、目標を立ててもその数字はそうならないんです、普通は。くみ取りが多く残るということは、あれだけの減額が、むしろくみ取りを追加せないかんわけです、予算からいったら。そうでしょう。普通は予算を上げて、くみ取りは——あなた、頭をかしげる前によく僕の話聞いてもらいたいんだけどね。例えば10軒水洗に変わると思ってて予算立てますわね。しかし、水洗が10軒いかずに5軒しかいかなかったら、むしろくみ取り料の補助は予算よりはふやさないといけないんですわ。しかし、予算よりも減とるということは、それだけ予定よりはつなぎ込みがいかなかったということなんですよ。（発言する者あり）

違うよ。あなた方、初めから目標設定をしてないからそういう現象が起きますよ。初めからこれだけつなぎ込みたいということでやった場合には、当然くみ取り料の減額する数はふえるわけなんです、たくさんに。だけど、普通、社会を見とったらなかなかつなぎ込みやってないわけですから、くみ取りに残る部分がふえちゃうわけですよ。だから、それは追加でお金を出さないかんという現象が起こるのが普通なんですわ。

しかし、あなた方の答弁を聞いとると、初めから実績がわかりませんか、実績でこの専決予算を出しましたということを使うから、それは目標を立てなかったらなかなか下水道の普及が進みませんよという議論を私はしたわけですよ。だから、あなた方は予想よりもふえたと言うけど、予想が普通の議論の予想をしてないわけですよ。そのことを私言とるんですね。そら実績でやるんやったらこうなりますわな、去年の実績だから。そら多少はつなぎ込みいきますわね。多少いくだけの話ですよ。そこには基準がないわけだから、目標の基準が。これ、わかりませんか、頭のいい福田助役。

そして、あなたが予想よりふえたというのは、その予想というのは何なんですか。予想を立ててないと前に言っとったんだから。900万ぐらいが予想ですか、供用開始で。じゃ、どれぐらいの供用開始したところで、どうしてもつなぎ込みたいというあなた方の予想をして、100%いくのは無理でしょう。しかし、どれぐらいのつなぎ込みに持っていきたいかという目標がなかったらだめでしょう。それは何ぼとか押さえとるんですか。

それが、これだけの予算の投資をして、財政が大変逼迫しとるという中で下水道を強引に、向井市長の都市基盤を整備せないかんということで大きなお金を投入してやっとなるわけですから、それだけ市民の理解があつてつなぎ込みをやっていかないといけない。そうならないといけないのに、わずか四十何億の予算を毎年投入しながら、1億もないんですわ、使用料がね。900万なんですよ、使用料の初めからの目標が。そして、今回1,000万円ですか、その予算を計上してふえました、ふえましたと。市民が聞いたら間違うじゃないですか。もっともっとふえてないといけませんよ、本来からいうならば。市民が本当に下水道を待っとなるのであれば。そのことを私は言っとなるですよ。だから市民が本当にニーズを——それは後で言いますけどね。だからあなた方、ほんとに市民が求め、ぜひ必要だというんだったら、需要と供給がきちっと整合してこないといけないわけですよ、結果的に。そのことを言っとなるんですから、もうちょっと人が話を聞いてって、ああなるほどなという答弁をしてください。僕の言うこと間違ってますか。もう一遍言ってください、間違っとなら。失礼な。

副議長（巴里英一君） 福田助役。

助役（福田昌弘君） 下水道事業については、それぞれ目標値を持って一定水準を満たすために計画的にやっとなるんですけども、実際にはいろいろ工事の実施等に当たって、計画どおり進捗してない部分もございます。このつなぎ込みの予算計上については、やはり今の実態の中で、この年度にどれぐらいつなぎ込みが発生するだろうかという一定の予測はしてるわけですね。その中で予測をした上で、下水道は下水道としての使用料収入を組み、その予測からまだ入っていないくみ取りの部分についてはくみ取り委託料で組んでる。ところが、今回の場合は、当初に思っていた予測、予想値よりもかなり順調に進んでいったという中で、今回の両方の補正を行っていただいたと、こういうことでございますので、よろしく御理解の

ほどお願いいたします。

〔小山広明君「もう最後にしときます」と呼ぶ〕

副議長（巴里英一君） 小山君。

8番（小山広明君） あなた、全然間違っと思えますけどね、900万に対して1,100万ふえたんですよ。マイナスも確かに問題ですよ。プラスも問題ですよ、予測というのは。そうでしょう。正しいことが見えてないんですから。

しかし、初めから実際の数字で上げるということは、前の答弁で言ってるから、それを打ち消してないから、それがほんとだと思えますわ。実績がわからないから、実績が出た段階で上げとるから、ああいう結果になるということはわかりますよ。じゃ、990万に対して1,100万も年度末の専決処分をしないといけない段階で予算を組むことが正常ですか、あなた。そら確かにあなたの論理でいったら、市民が頑張っあなた方の予想よりもふえたんでしょう。しかし、それだけふえることが予算編成上問題ないですか。

どちらにしても、きちっとした数字の誤差が多過ぎますよ。だから、あなたが言う、ごまかしとるからこういうことを私に追及されるんで、初めからそういう実績、去年の実績ぐらいでしておったんでしょうけども、ここの分はふえることはわかっとるけれども、そのことを全然カウントせんと出せば、こういう結果になりますよ。そして、あなたの答弁は、予想よりもふえましたと。何言うとるんですか。そんなこと聞いたら、だれでも間違えますよ。もうちょっとまじめな答弁をしてもらいたいと思いますよ。あなたのことでいったって、倍からの予想が違ったらどうするんですか。全然現状がわかってないということをおあなた露呈してるだけじゃないの、あなたの答弁だったら。そうでしょう。みんなお金が入って工事しとるんですわ。入る予想が900万しかないいうて事業しとって、あ、1,100万入りましたわと。初めから2,000万の予算組んどったら、初めからそれだけの事業できるんじゃないですか。今から事業できますか。そんなことも、もう少しこの数字の誤差ということをお次の予算編成の中ではちゃんとやってほしいですよ。

そういうことを私言っておるんで、すべての点について甘いですよ。言葉だけは真剣かもわかりませんが、やっとることは何ですか、これ。

そういうことを何回言ってもすれ違いの議論ばかりだから、それ以上言う
と腹立つから、これで私はやめときますけどね、言いたかったら言うて
ください。

副議長（巴里英一君） 向井市長。

市長（向井通彦君） 下水道事業予算は、前にも申し上げましたように雨水
と汚水があるということですね。これは理解をいただきたいというふうに
思います。下水道事業の中にはそういう二通りがあるということござい
ます。

それから、先ほどのくみ取り料金との関係でございますけども、これは
年度当初組むときには、やはりどうしてもかた目のといたしますか、比較的
確実な数字でもって組むと。でないとならなくなっちゃうわけですから、
そういう視点があるということも御理解いただきたいとします。

それと、1年間の実績が、まだ普及しましてそう長くないですから、画
一的になかなか見きわめが非常に難しいという点もあったというふうに思
います。これは、御指摘いただいておりますように、幸いたくさんの接続
がありましたけれども、それはできるだけ正確に事前に把握するというの
が大切だというふうに思いますから、7年度の経過も踏まえて今後はでき
るだけ当初の段階でその精度を高めていくようにやってまいりたいという
ふうに思います。

副議長（巴里英一君） 和気君。

2番（和気 豊君） 今回の補正は年度末の最終処理にかかわる補正だと、
こういうことを前提にしてお伺いしたいと思うんですが、平成5年の7月
からこのプラントが動いているわけですが、先ほど汚水とそれから雨水と
分けて言われたんですが、その汚水の普及率、これは先ほどの14%と
いうふうに承っていいんでしょうか。まず、そのことからお聞きをします。

副議長（巴里英一君） 白谷下水道部長。

下水道部長（白谷 弘君） 和気議員の御質問にお答え申し上げます。

普及率につきましては、平成8年3月末で人口割といたしまして14
%の普及率になってございます。

以上でございます。

副議長（巴里英一君） 和気君。

2番（和気 豊君） これはいわゆる面的整備ですね、人口ではこれだけ

の普及率だというふうにわかるんですが、計画区域の中でも面的整備するのはまだ何割かだと思うんですが、その割合からいえば、この普及率というのはどの程度になっているのか。普及率というよりも到達率ですね。面的整備の中でどれぐらいが供用開始されているのか。その辺はできれば地区ごとに、これだけの人口想定でこれだけの面的整備やるということであると思うんですが、面になるとちょっと地区的にはわかりませんか。

副議長（巴里英一君） 白谷下水道部長。

下水道部長（白谷 弘君） 和気議員の御質問にお答え申し上げます。

現在、樽井、男里、鳴滝、岡田等で面整備を行っておりますが、御質問の地区別の数字は現在つかんでおらないところでございます。トータルといたしましては、本年7月1日に公示を打つ予定になっておりますが、下水道法認可区域が553ヘクタールでございます。そのうち整備済みが1541ヘクタールでございます。よって、下水道法認可区域の中では27%の整備済みになる予定でございます。

以上でございます。

副議長（巴里英一君） 和気君。

22番（和気 豊君） 27、比較的早く面整備が終わっているところが男里、樽井、それから鳴滝と、こういう地域だろうというふうに思うんですが、岡田は今鋭意やられてるということで、27ということになりますと、比較的早く工事が進捗されているところでは、男里、樽井、鳴滝だというふうに冒頭確認したんですが、それじゃ、ここでのいわゆる普及率と申しますか、これはどの程度になっておるのか。

あと、ここは工事はどれだけ到達してるかということだったらややこしいかもわかりませんが、市がかかわり合いを持つ本管ですね、これはあとどれぐらい埋設すれば100%いくのかですね。これはどうでしょうか。

副議長（巴里英一君） 白谷下水道部長。

下水道部長（白谷 弘君） 和気議員の再度の御質問でございますが、先ほど申しました下水道法の認可区域が553ヘクタールで、現在整備済みが1541ヘクタールとなっております。残りの部分についてあといかほどかかるのかという御質問でございますが、私どもではまず五、六年で何とかしたいという考えを持ってございます。ただ、本市の財政状況も大変厳しいところでございますので、その辺また担当部局とも十分相談して

鋭意進捗に努めてまいりたいと、このように考えておるところでございます。

副議長（巴里英一君） 和気君。

2番（和気 豊君） ちょっと私の質問が悪かったと思うんですが、全体では1541ヘクタール、27%と、こういうことはわかるんですが、あと比較的進んでいる区域ではもっと面整備が進んでると思うんですが、それは地域ごとで進捗率わからなければ、あとどれぐらい本管を埋設すれば完了するのかと、こういうことはわかりませんか、あと何割ぐらい。こういう聞き方をしたんですが、それはわかりませんか。いや、わからなければ……。

副議長（巴里英一君） 白谷下水道部長。

下水道部長（白谷 弘君） お答え申し上げます。

ちょっと私、和気議員の御質問の趣旨をうまく理解できてないような感じなんです、地区別でいいますと、鳴滝地域につきましては本年度で100%終わるということになっております。また、樽井地区についてはもう三、四年かかるんじゃないかと。また、男里の面整備につきましては、ほとんどの部分が整備済みになるんでございますが、肝心の本管へのつなぎ込みの管渠ができないというので、現時点ではちょっと予想のつかないような状況になってるところでございます。

以上でございます。

副議長（巴里英一君） 和気君。

2番（和気 豊君） 既に鳴滝では100%、それから男里では100%、鳴滝の接続人口が734人という資料を持っているわけですが、既に100%いっていると。ところが、普及率が23%ということで、先ほど確かに1,100万、額にして増額をしているということなんです、既に面整備が完了しているにもかかわらずこういう状態と。これは一体、受ける側に、受益者の方に原因があるのか、市の方の宣伝等働きかけに問題があるのかですね。

それから、樽井については、男里と鳴滝の間に樽井があるわけですが、あと三、四年かかるというのも、ちょっと実際地理的に見ればおかしな話で、27%あと全体で残って、全部完了するのに五、六年と。樽井で三、四年あとかかるということは、かなり樽井の部分の面整備が落ち込

んでいると、こういうふうに承らざるを得ないということになるわけですが、この辺の原因がどういうふうにあるのか。樽井については、男里が38%の普及率、樽井が11というふうに落ち込んでいるわけですね。この中には前畑の府営は——先ほど言われた前畑というのは市営ですか府営ですか。——市営ですか。府営はまだなんですね。11、これがどこから来てるのかですね。その辺の原因についてもお教をいただきたいというふうに思います。

それから、もう一遍にやっておきますが、いわゆる受益者の側になかなか対応の難しさがあるという、面整備が終わっているにもかかわらず、いわゆる引き込み、受益者の側にまだそれに伴う条件整備ができていないということであれば、一体それはどういう理由から来ているのかですね。例えば、受益者の経済力とか、あるいは今の貸付金制度があるけれども、これは間尺に合わないとか、いろいろあると思うんですが、その辺つかんでおられればお示しをいただきたい。そして、それに対する対応の仕方、お教をいただきたい。

副議長（巴里英一君） 白谷下水道部長。

下水道部長（白谷 弘君） 和気議員の御質問にお答え申し上げます。

まず、鳴滝地域の100%の整備済みは、今年度末で整備済みになる予定でございます。

それと、樽井についてなぜそんなにも遅くなるのかという御質問でございますが、平成8年度で樽井地区の虫食いといいましょうか、抜けているところがほとんど施工することになっておりますが、一番難題といたしまして樽井の駅前地区でございますが、何分府道の交差点であり、またバス路線であると。交通のかなりあるところでございますので、現在岸和田土木事務所とも協議を行っておるところでございます。ですから、それが調整がつかますと施工に入りたいとは考えておるんですが、何分かなり難しい問題がたくさんありますので詰めていきたいと、このように考えておるところでございます。

それと、受益者の方でつなぎ込みにつきまして、いかなる原因があるのかということでございますが、私ども供用開始いたしまして3カ年が接続期間としてあるわけでございますが、現在のところまずまずの接続件数であろうと考えており、3カ年後にはいかなる理由でつなぎ込みをできない

のか調査に入りたいと、このように考えておりますので、現時点では個人さんのいろいろな理由があるかと思いますが、私どもでは確かなことをつかんでいないのが実情でございます。

以上でございます。

〔和気 豊君「結構です」と呼ぶ〕

副議長（巴里英一君） 林君。

23番（林 治君） 今、樽井の駅周辺からの低地帯の面整備についてお聞いている点が報告されましたが、理由がいろいろとあることはわかりますし、これまでも何度となく下水道部の方に速やかにそれを実行されるよう要望もしてきたところなんです。今度のこれで1つは進む点が出てくるとは思うんですけども、やはり低地帯の人ほど一番先にしてくれるものだというふうに思っておるのが現状です。それがまだしてもらえないと。工事上のいろんな、低地帯ですからそれだけに困難はありますけれども、技術的な面が原因であれば、技術的な解消というのはそれだけの技術を集めるといいますか、ひとつ研究をされて、ぜひとも進めていただきたいというふうに思うんです。

それと、3月の議会で質問したときに御答弁を十分もらえずに、あと論議も時間的な関係でできなかった問題に、男里浜地区の竹中鉄工所のところから南海線までの間の一定の地域ですね。大阪府の府道沿いに埋めるのが都合が悪くなって変更するということですが、そういうことが原因でおくらされてる地域の住民の問題もありますので、その点は一体具体的にはどうなのか、お尋ねしておきたいと思います。

副議長（巴里英一君） 白谷下水道部長。

下水道部長（白谷 弘君） 林議員の御質問にお答え申し上げます。

議員御指摘のとおり樽井の駅前地域、また男里の浜地区の下水道未整備地区につきましては、住民の方々の早期供用開始への熱望は、私どもも十分認識いたしておるところでございます。議員御指摘のようにいろんな工事の技術的な件等あることはあるわけでございますが、私の方で鋭意努力いたしまして、男里浜地区につきましては今年度中にはある程度の成果をまとめたいと考えておりますので、御理解いただきますようお願い申し上げます。

以上でございます。

副議長（巴里英一君） 林君。

23番（林 治君） 今の浜地域の方は、ある程度の成果をおさめたいということなんですけども、ちょっとその辺の意味ですね、できたらわかるようにしていただきたいなど。

それと、実は樽井の駅を利用する利用者から、樽井の駅のトイレが非常に、駅へ朝気持ちよう行こうと思って改札のそこへ向いて入ってきたら、入る手前で物すごくトイレの悪臭が来ると。南海電鉄の方へ私も申し入れはしてるんですけども、いかんせん下水道が完備してないためにできないと。そういう点は非常に困ってるんですよ。だからほんとに速やかにそこへ、樽井の駅まででも特別な管でも走らせてほしいなというぐらいなんですよ。これは駅のあこを使う人は皆言うてるんです。そういう点、何か特別なことはできないんかわかりませんが、やっぱり考えていただきたいなど、なおかつ考えてもらいたいなというふうに思いますが。

副議長（巴里英一君） 白谷下水道部長。

下水道部長（白谷 弘君） 林議員の再度の御質問でございますが、男里浜地域での成果といいますのは、今年度中には設計は行っていきたいと、このように考えております。

また、樽井駅のトイレの件でございますが、私ども当初は駅前再開発事業との整合を図って何とかしたいと、このように考えておったわけですが、議員御指摘の御要望につきましては、部内でもう一度再検討を行ってまいりたいと、このように考えております。

以上でございます。

副議長（巴里英一君） 以上で本件に対する質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。———小山広明君。

8番（小山広明君） 下水道の専決予算に反対の立場から討論をさせていただきたいと思っております。報告第4号でございます。

1995年度下水道事業特別会計補正予算、減額5,890万、総予算トータル43億2,479万7,000円という予算でございますが、使用料が今回1,100万円を増額してわずか2,000万というような状態でありまして、市民の理解がこのことからいっても得られておらないということが如実に示されたのではないかと思います。やはり今すぐでも設置可能な小型合併処理浄化槽や集落ごとのコミプラなどを弾力的に導入して、一日も

早く下水道整備をされることが必要であろうと思います。

下水道整備は、言うまでもなく上の方から進めるべきでありまして、上から汚れが流れてくるわけでありますから、水上からきれいにしていくということは当たり前のことではありますが、今のまま泉南市のこのやり方をしておりますと、いつになったら上に下水道整備がされるか全くわからないわけであります。

泉南市は御存じのように山が豊かで、そこから流れるおいしい水を泉南市民が飲んで生活をしておるわけでありますが、少なくともそういう上水道の部分からいっても、山間部の生活排水の処理を早急にするべきではありますが、そのこともこのような下水道事業を硬直にやってまいりますと、資金的な面でとてもそこに余裕が回らないというのが現状であろうと思います。

また、市長の答弁にもありましたように、下水、また雨水という全く性格の違うようなものを1つの会計にしてやっておるところにも、この会計の問題性がなかなか市民に見えないという部分があるのではないかと思います。100%公的に負担をする雨水の事業と、基本的には受益者の負担で行う下水道事業を同じ会計でやるということにも大きな問題があります。それはむしろ下水道の問題をぼやかすことを私は意図しておるのではないかとさえ思うわけであります。泉南市の財政問題が、突き詰めていえば、この財政事情を無視した大型下水道の導入にあると、私はこれまでも言ってきたわけでありますが、そのことが数字の上でもあらわれてきた現在、向井市長の勇気ある合理的な政策変更を求めて、反対の討論にさせていただきます。

以上。

副議長（巴里英一君） 他にございませんか。———以上で本件に対する討論を終結いたします。

これより報告第4号を採決いたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

副議長（巴里英一君） 起立多数であります。よって報告第4号は、原案のとおり承認することに決しました。

次に、日程第4、報告第5号 専決処分の承認を求めるについて（平成7年度大阪府泉南市水道事業会計補正予算（第1号））を議題といたします。

報告書を朗読いたさせます。

議会事務局次長（馬場定夫君）

〔報告書朗読〕

副議長（巴里英一君） 理事者から提案理由並びに内容の説明を求めます。

藤岡水道部長。

水道部長（藤岡芳夫君） それでは、ただいま上程されました報告第5号、専決処分の承認を求めるについて、内容の御説明を申し上げたいと思います。

専決の理由としましては、一昨年、昨年と大変な渇水で、自己水が大きく減少しました。その減少した分を府営水道より購入する必要が生じたので、専決処分をしたという内容でございます。

参考といたしまして、自己水と府営水の比率について若干申し上げたいと思います。平成7年度、今回の補正をした分でございますけれども、これにつきましては全体水量を100%としまして自己水が36%でございます。そして府営水、こちらの方が64%という内容でございます。平成6年度につきましては、自己水が40%、府営水が60%ということでございます。ちなみに、渇水の余りそういう状況ではなかった平成5年、4年につきましては、自己水がそれぞれ49%でございます。府営水が51%という内容でございます。

以上でございます。どうかよろしくお願い申し上げます。

副議長（巴里英一君） これより質疑を行います。質疑はありますか。———小山広明君。

8番（小山広明君） 水道部長は大変体調が悪いということを事前に聞いておりますので、手短に要領よく答えていただければ結構ですから。

今回出されておりますもので、全体の量がふえたというよりも渇水で自己水が減ったということですが、先ほどの議論でも、下水道が普及してまいりますと、飲む水よりも下水で使う水はるかに多くなりますし、飲む水をお便所に使うわけですから、合理的に言えばやはり専用のそういうものを使うべきだと思うんですが、とてもこれぐらいのキャパではそう

いう2つの設備をすることは無理で、せっかく貴重な自己水を水洗に使っているのが現状じゃないかと思うんですが。

市長の言われる水、緑あふれるというのは、ほんとに山があり豊富な自己水があって、京都の下水を飲んでもいいまちづくりだと、私から言えばそういうまちづくりをするのかなあと思っとるんですが、どうしても自己水、削井というんか井戸の補修が1基やると4,000万ぐらいかかるということを聞いとるんですが、これは1回やればかなりの年数使えるわけですね。

今回も金額で2,500万円の予算が出されておるわけなんですけど、これは単なる経済的な問題だけではなく、地下水というのは自然の摂理でちゃんと水をこして、それだけでも飲めるようになってるわけですから、これは政策的にやはり自己水の率を上げていくべきじゃないですかね。かつて50%ぐらいあったのが36に落ちてきておりますし、この辺は政策的なこともあるので、水道部長はいつも私は自己水の率を上げていきたいというのはよく聞いとるんですが、何分お金がないのでということ言われとるんですが、これは1回掘ればかなり出ますし、水が多く豊富なところですしね。金熊寺なんか行ってもかなり山間部の上の方でも、年じゅう水の水位が変わらないということに住んでおられる方は言いますわね。そういう点でうまく水脈を見つければ、泉南市民においしい水が提供できるんじゃないかなと。大事ですから、これは市長に基本的な水道政策について、この土地の特徴もよく考えて出していくべきじゃないかなと。

どこでも自己水がどんどん減って、価格だけでいえば府営水は安いですからね。向こうも政策的に大きなキャパでたくさん使ってもらってコストを安くしていこうとしますけども、やはりそこだけは自立して自分でちゃんとやるというようなことを出すのが、ある意味で市民にも希望を与えていくんじゃないかな。外から来た人は、やっぱり泉南の水はおいしいですねと言いますね。

そういう点ではごじゃごじゃした議論をしてもあれなんで、水道部長も体調が悪いということなんで、市長に特に自己水をどうするのかということは、政策的なことも含めてひとつお伺いしておきたい。これから下水道もどんどん進めていくと水がどんどん要るんで、それはできたら水洗専用何か使うものを考えてもいいと僕は思うんですけども、そこらもひ

とつ夢のある政策をお述べいただきたい。1回で終わりたいので、よろしくをお願いします。

副議長（巴里英一君） 向井市長。

市長（向井通彦君） 自己水の確保というのは、非常に大切だというふうに思っております。2年ほど渇水が続きましたので、自己水率が低下しておりますけれども、例年ですと先ほど部長からも報告ありましたように、大体フィフティ・フィフティぐらいの比率で推移しておったわけですが、しかしながら人口もふえてまいりますし、水需要というのはふえてまいりますので、それにどう対応していくかというのは、ほんとに真剣に考えなきゃいけないというふうに思っております。

一番手短というのは、削井もございませうけれども、あと金熊寺の伏流水等ございませう。技術的には地下ダムとかいろいろなことが考えられるわけですが、なかなかコストとの問題がございませうので、それとの見合いということになってこようかというふうに思いますが、御指摘のありました自己水の比率の向上ということにつきましては、あらゆる視点から考えていきたいというふうに思っております。ただ、早急になかなか実現できない部分もあるかというふうに思っておりますので、これからの水需要と、それからその供給をどうしていくかということをも十分念頭に置いて勉強していきたいというふうに思っております。

副議長（巴里英一君） 小山君。

8番（小山広明君） あらゆる面から自己水の率を上げていきたいという御答弁でしたんで、ぜひ来年は36が37ぐらいに上がるように、せめて下がるということがないようにひとつ——ずっと今下がってきてますからね。

渇水、いろいろ言いますけども、やはり山に木を植えることも地下水をためることにもなりますし、こういう川の水の問題と井戸を掘る問題とは、井戸の水は地下に貯金をしといて、それを上げるわけですから、地下に水位が上がってくるような方策をやらないと——これは案外夢のある事業なので、ダムをつくるより木を植えるというようなこともあるし、木を植えれば地上に水が噴水のように上がるということも専門家が言われておりますから。木を植えれば水蒸気が上へ上へ上がって、また雨が豊富になるというようなことも言われとるんで、いろんなメカニズムがあると思うんで、ぜひこれは専門家なんかにもいろいろ研究していただいたり提言を受けたり

して、トータル的に泉南市の水をどうするか。川の水はもちろんそうなんですけども、そういうようなことをやって市民からもいろんな意見も聞きながら、水を確保するということは、単なる飲料水だけの問題ではなしに、泉南市の全体の自然なり地形を生きた循環型のものにするという夢がありますので、安易に府営水道を使ってそれを補うというようなことは、やはり意識的にしないような方法をお願いしたいなど。市長はあらゆる面からということですから、そういうものも含んでかなと思っておりますので、期待をして質問を終わります。

副議長（巴里英一君） 和気君。

22番（和気 豊君） 府営水を2,500万供給したというんですが、これは水の量からいえばどれくらいになるんでしょうかね。

副議長（巴里英一君） 藤岡水道部長。

水道部長（藤岡芳夫君） 先ほど説明申し上げました不足量につきましては、32万5,000トンということでございます。つきましては、府営水道の1トン単価が74円50銭、これに消費税を加えた額ということで2,500万となっております。

副議長（巴里英一君） 和気君。

22番（和気 豊君） 大体、年間の総配水量が700万トン近くになりますから、わずか5%足らずの補給でよかったと、こういうことですね。そうしますとね。当初から湧水を予測して府営水への依存率を高く見ておったわけですね、この年は。そういうことですか。

副議長（巴里英一君） 藤岡水道部長。

水道部長（藤岡芳夫君） 一昨年はああいうふうな未曾有の湧水ということで、昨年、平成7年度につきましても若干そのようなことを察知しまして、若干は府営水の増量ということで見込んでおりました。（和気 豊君「どれくらいを」と呼ぶ）数字で申し上げますと、府営水につきましては当初見込み水量が502万立方メートルでございます。そして、実質3月末におきまして受水した水量が534万5,795立方メートルということで、その差が先ほど申し上げました32万5,795立方メートルということでございます。

副議長（巴里英一君） 和気君。

22番（和気 豊君） 予期せぬ事態の出来と。もともと今日を予期して5

00万トンを超える依存量を上げておったと。それでも足らなかったということで理解をするわけですが、この2,500万円ですね。全体総額からいえば4%弱になるわけですが、これの水道料金への反映ですね。7月から水道料金はこの年度値上げされているわけですね。平成7年7月からね。その辺の、これは年度末処理ですから、どの程度この2,500万円が水道料金へのはね返りというのが見込まれるのかですね。その辺、計算しておられればお示しをいただきたい。

副議長（巴里英一君） 藤岡水道部長。

水道部長（藤岡芳夫君） ただいま御質問の件ですが、まだ数字として計算はやってございませんので、その辺につきまして、どうかよろしく御理解賜りますようお願い申し上げます。

副議長（巴里英一君） 和気君。

22番（和気 豊君） 一時期は確かに府営水も自己水に比べて——自己水といっても削井とそれから伏流水とあるわけですが、伏流水が最も安価に確保できると。それから井戸水については100円、1トン当たり飲み水にするまで、家庭に送水するまで原料単価がそれぐらいかかると。それから、府営水については54円だったのが75円程度になって、当初は安かったけれども、かなり高額になってきつつあると。こういうことでやはり自己水の確保ということが極めて重要になってくる。

その中でも伏流水の確保ですね。井戸水なんかは、確かに収益的収支への反映と同時に、物をつくるわけですから、これを起債に頼って、その分資本的収支も上がりますし、それからいわゆる減価償却費なんかを、管によっては違いがありますが、平均25年減価償却を収益的収支の中に見込んでいかないかと、こういうことなんかで非常に水道料金を上げるということにつながっていきます。伏流水を確保するというのが一番廉価で、市民の立場に立った水道事業の運営ということになっていくんだろうというふうに思うんです。

そういう点では、例えば渇水期の時期ですね。一昨年、返す返すも本当に残念なんですけど、市長は自己水の確保に努力していかれるというふうに言われたんですけど、あの渇水期に本当に堀河のダムのしゅんせつ等をやっておられればなあというふうに、この雨を考えて自己水を確保する点で思うわけですけど、本当に日々そういう努力を受益者の立場に立って考え

ていくということが非常に大事なのではないかなというふうに思うんです。

それと同時に、受益者の立場といえ、他市で料金のことを、こうやってどんどん水の確保がしにくい状況になってきてるわけですから、そういう点では料金の上がる条件というのもふえてくるわけですから、低所得者に対する低料金体系、こういうこともやはりもう考えていかなければならないんじゃないか。9市のうち7市がそういう低料金体系、福祉料金体系をとっているわけですが、泉南市はなかなかこのことについては腰が重くて容易にやられようとしません。この辺、昨年論議の中でも具体的に提起のあった点ですから、その後の検討課題として検討されておられれば、お示しをいただきたいなというふうに思います。

副議長（巴里英一君） 藤岡水道部長。

水道部長（藤岡芳夫君） 御答弁申し上げます。

まず、伏流水の確保ということでございますけれども、何しろ泉南市の方では、伏流水としての取水をしているのが金熊寺川の河川1点のみということになっております。ただ、この伏流水につきましても、伏流水は取水することができますけれども、いわゆる表流水というのは水利権がないので取水ができないという状況でもございます。したがって、その辺につきましても今後何らかの工夫があるのかということも、他市の方の状況も調査してもらいまして検討を進めたいと、このように考えております。

先ほどの第2点目の御質問ですが、これは福祉料金のことを御質問があったのではないかと、このように思っておりますけれども、私ども調べておりますのは、阪南の9市の中で泉南市ともう1市がこの件につきましてもまだ実施をしていないと、こういうような状況でございますけれども、健康福祉部の方とも検討しまして、先ほど申し上げました他市の状況もよく再度調査もしまして、その辺につきましても検討し、相談をやっていきたいと、このように思っておりますので、よろしく申し上げます。

副議長（巴里英一君） 和気君。

2番（和気 豊君） そんな難しい調査と違いますから、簡単にできる調査ですから、聞き取り調査したらいいだけですから、一体どれぐらい時間かかっているのかなというふうに思うんですが、この点では極めて政治的な判断も重要だろうというふうに思いますので、市長、御答弁をお願いした

いと思います。

副議長（巴里英一君） 向井市長。

市長（向井通彦君） 昨年来からそういう議論をいただいておりますが、私も一定の調査なり議論はさしておるところでございますが、なかなかその導入ということにつきましては、水道事業の中で吸収するというのは難しい内容でございます、一般会計からの導入ということになりますので、これも今すべての事業等について行財政改革の中で見直しをやっておるといふ一環の中で、どう判断をしていくかというのは、今のところ非常に厳しい状況でございます、結論は出しておりません。他市の導入の事実関係はつかんでおりますけれども、泉南市におきましてはまだ実施をするところまで至っておりませんので、今後の課題というふうにさせていただきます。よろしくお願いいたしますと思っております。

〔和気 豊君「結構です」と呼ぶ〕

副議長（巴里英一君） 以上で本件に対する質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。———小山広明君。

8番（小山広明君） 報告第5号、水道事業会計補正予算に賛成の立場で討論をさせていただきます。

状況的には、雨が少ないということで自己水が減ったということでありましてけれども、こういう水の問題は、長いスパンで政策的に考えていく必要があるかと思っております。また、消費税が泉南市は水道料金については取っておらないわけではありますが、このことは大変評価をいたしますと同時に、このことをやはりもう少し市民にもアピールをし、世論にもアピールすることが欠けておるのではないかと。市が勇気を持って国の政策に反旗を翻して消費税を取らない政策をとるわけでありまして、声を大にして消費税の問題性をこの問題を通してぜひやっていただきたいと思っておりますが、そのような面が見えないのは残念であります。市が自信を持って出した問題でありますから、ぜひやっていただければ、我々議会人としても応援をしていきたいと思っております。

また、水に対する政策についても、先ほども申し上げさせていただきましたが、市長もあらゆる面から検討するというところでありますので、言葉どおり私は正直に受け取って期待をするところであります。水が欲しければ山に木を植えるという、そういうような提言もあるわけでありまして、

山の問題、農業の問題、漁業の問題も含めた中で、水というものを飲料水だけのことから考えるのではなく、潤いのある泉南市をつくるためにも、水に対してのきっちりした政策をよろしく願いして、賛成の討論にさせていただきます。よろしく願います。

副議長（巴里英一君） 以上で本件に対する討論を終結いたします。

これより報告第5号を採決いたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり承認することに決しまして御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

副議長（巴里英一君） 御異議なしと認めます。よって報告第5号は、原案のとおり承認することに決しました。

3時30分まで休憩いたします。

午後2時56分 休憩

午後3時36分 再開

副議長（巴里英一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

本日の会議時間は、議事の都合によりあらかじめこれを延長いたします。

次に、日程第5、報告第6号 専決処分の承認を求めるについて（泉南州市市税賦課徴収条例の一部を改正する条例の制定について）を議題といたします。

報告書を朗読いたさせます。

議会事務局次長（馬場定夫君）

〔報告書朗読〕

副議長（巴里英一君） 理事者から提案理由並びに内容の説明を求めます。

福田助役。

助役（福田昌弘君） ただいま上程されました報告第6号、専決処分の承認を求めるについて、泉南州市市税賦課徴収条例の一部を改正する条例の制定について御説明を申し上げます。

専決の理由といたしましては、地方税法等の一部を改正する法律及び関係政令が、平成8年3月31日にそれぞれ公布されたことに伴いまして、本市市税賦課徴収条例の一部を改正する必要から専決処分をしたものでございます。

改正内容について御説明を申し上げます。101ページをお開きいただ

きたいと思います。第15条第1項の改正でございますが、個人市民税の均等割の税率につきまして、年額「2,000円」とあるものを「2,500円」に引き上げるものでございます。

また、附則第4条の2及び附則第4条の3の改正でございますが、これは個人の市民税の所得割の特別減税を平成7年度に引き続き平成8年度においても実施するものでございまして、特別減税の額は平成8年度の個人住民税所得割額の15%相当額で、その額が2万円を超える場合には2万円とするものでございます。

以上、甚だ簡単ではございますが、説明とさせていただきます。よろしく御承認賜りますようお願いを申し上げます。

副議長（巴里英一君） これより質疑を行います。質疑はありますか。——
——小山広明君。

8番（小山広明君） 市民生活に大変大きな影響のある税金の引き上げ、かなり何年ぶりかと思うんですが、どれくらいぶりなのかの説明と、なぜこういうものが専決という形になるのか。専決するとなると、議会でもし否決しても、これは4月1日から執行しとるわけですから、議会の意思はどうなるのかなという心配があるんですが。

それからもう一つは、地方税法の改正ということで、我々のもらっとるこの自治六法をいろいろ見とるんですが、どの文章のどこに当たるのか全然わからないんで、恐らく改正されとるから、ここにはその変わったものはないと思うので、もしできたらその変わった部分だけの写しを出していただければと思います。

それから、均等割というところでもう一つ、泉南市の条例があるんですが、市民税という欄の11条の中にいろいろ書いてあるんですが、ここらの関係でもう少しどういう範囲で——均等割だから生まれた赤ちゃんからすべての人にかかると解釈していいのかどうか。その場合の影響額ですね。どれぐらいの増収になるということか。あわせて府民税も連動しとるんじゃないかなと思うんで、府民税の説明もしていただいて、市民の負担がどうなるのかですね。

財政的に大変厳しくて市民は苦しい生活をしておる中で、こういう増税をするということに市民の理解を十分得られるのかどうかということも心配なので、専決処分をするのであればもう少し早い段階でいろんな周知徹

底方ですね、市民が議論でき議会も議論できるようなものをちゃんと示すべきではないかなと。特に専決議案ですので、そういう部分を含めて事前の周知徹底と議論ができる状況をどうしてつくられたのかということをお伺いしておきたい思います。

以上です。

副議長（巴里英一君） 尾崎総務部参与。

総務部参与（尾崎明人君） 小山議員さんの質問にお答えいたします。

まず1点目は、何年ぶりかということですが、昭和60年度に改正されて以来11年据え置かれておったということですが。

次に、なぜ専決処分をしたのかということですが、国会で議決がされたのは、衆議院で3月の26日、参議院で3月の28日、公布が3月31日、施行が4月1日という、こういう日程上やむを得ず専決処分に至ったわけですが。

それでは、議会の意思が反映されないではないかということですが、もともとの標準税率と申し上げますものは、市の財政状況によってこの標準税率を超える税率を定めることもできますが、これとは逆に標準税率を下回る税率を定めることもできるわけですが。ただ、標準税率につきましては、地方交付税の額を算定する場合の基準財政収入額の算定基礎に用いられてるという観点から、標準税率を下回る税率で課税する場合には、地方債等をもって行う学校、道路、その他公共施設、または公用施設の財源とすることができなくなるという旨のことが地方財政法に規定されてる関係で、ほとんどの市町村が地方税法にのっとっての標準税率を定めておるわけですが。（小山広明君「何条ですか、それが書いてあるのは」と呼ぶ）地方財政法の5条第1項5号で。

それから、均等割の内容ですが、市民税の方は、5万人以上の市におきましては、2,000円のところが2,500円ということですが。ちなみに府民税の方は、これは人口に影響しないわけですが、700円が1,000円ということで、泉南市の場合はトータルで800円の増税と、均等割はそういうふうになるわけですが。

それから、均等割の影響額ですが、均等割が課税される人数につきましては、均等割のみの対象者数は1,385人ですが。それから、均等割と所得割の両方が課税される人数につきましては、1万8,900

6人というふうに査定いたしております。このトータル約2万人でございますので、それに800円を掛けますと、おおむね1,600万程度の増税額になるかと、このように考えております。

それから、周知徹底の方につきましては、そういうことについての事前の広報もできませんので、納付書を送付する段階ということになってこようかと思っておりますけども、一部報道機関等ではその情報は流されておるといふふうに理解しておるわけでございます。

以上でございます。

〔小山広明君「地方税法の変わった条文」と呼ぶ〕

副議長（巴里英一君） 尾崎総務部参与。

総務部参与（尾崎明人君） 失礼いたしました。均等割の根拠条文はということでございますが、府民税の均等割の方は地方税法の38条でございます。それから、市民税の方は同じく310条でございます。

以上でございます。

副議長（巴里英一君） 小山君。

8番（小山広明君） 先ほど標準税率ということで、それを下回ることができると、ただしそれをやれば地方債等に何か影響があるというふうな、そういう答弁でしたんですが、そこをもう少し、じゃどこまでも下げることが議会議決でできるのかどうかですね。その場合に地方債に影響を受けるというのは、地方債をもう認めてくれないと、そういうことなんですか。全額認めないのか、その辺の内容を少しお伺いをしたいんですが。

私、今までの理解では、ある幅で決めなさいということで、それ以上は下げられないよということやから、自動的に泉南市なんかは一番低いものを設定しとるから、余り議会には議論の余地がないというように漠然と理解をしとったんでね。今の答弁であれば、できるけども、ペナルティーが先にかかるよということですから、ある意味でそれは議会でこれよりも下げることでもできるのかなというように理解をしたんですが、その辺のところをもう少し詳しく御答弁いただきたい思います。

副議長（巴里英一君） 赤井総務部参事。

総務部参事（赤井弘幸君） お答え申し上げます。

市町村の財政事情によりまして標準税率を超える税率をもって定めることもできるわけなんです。これとは逆に、標準税率を下回る税率を定める

こともできるとなっております。ただし、標準税率を下回る場合は、地方交付税の額を算定する場合の基準財政収入額の算定基礎に用いられておりまして、なおかつ標準税率を下回る税率で課税する場合は、地方債をもって学校、道路、港湾、その他公共施設、または公用施設の財源とすることができないということになってございます。

以上です。

副議長（巴里英一君） 小山広明君。

8番（小山広明君） お役所言葉で読むとなかなか一般にわからない、もうちょっとかみ砕いて、市民が聞いたら、ああなるほどそういう影響になるんだなという説明はできませんか。下げてもいいけども、じゃ下げた分だけ少なくなると思うんですね、収入がね。だけど、それは常識的に僕は判断するんだけども、下がった分だけは地方債で相殺しますよというぐらいの程度の影響であれば、むしろかなり我々は議会で判断できるんじゃないかなと。しかし、それが物すごく大きなペナルティーであれば、それはやっぱり考えものですからね。

その辺が、例えば2,500円上げるということを我々が据え置きで2,000円にするとした場合に、どういう影響があるのかということ为例えばのことで説明いただかないと、我々はこの議案に対してどう判断をしているのかというのがわからないので、お聞きをしたいんですよ。今あなたが言ったような地方財政法をちょっと読み上げても、学校とかいろいろここに書いてありますけど、これだけでは一体何がどうなるかとわからないんですが、もう少しかみ砕いてわかりやすく、昔の自民党の渡辺さんとかいう、あの大臣のようなわかりやすい答弁をひとつしていただきたいんですけどね。

副議長（巴里英一君） 尾崎総務部参与。

総務部参与（尾崎明人君） もっとわかりやすくということでございますけれども、いわゆる標準税率を下回る課税をするならば、その市は裕福であろうと。だから地方債、いわゆる借金をもって物事をするに至らないのではないかという判断がなされるわけでございますので、当市においてはとても起債をなくして予算が編成できないということになるかと思っております。

以上でございます。

副議長（巴里英一君） 小山広明君。

8 番（小山広明君） 私が質問をちゃんとしたわけですから、それは輪をかけてわかりにくくしたわけですね。それはどれくらい影響があるかという額を示さないと、例えば500円引き上げないとした場合にはどれくらい補助金なり起債の額に——今1,600万入るわけでしょう。1,600万はうち取りませんという場合に、1,600万しか下げられないのであればよろしいがな。それは我々が判断したらいいんですから。

やっぱり市民なり、我々普通の市民が議員になるわけですから、いきなり議員のプロじゃないわけですからね、まだ市民的感觉が私は残ってるんですよ。だから、そういうふうになるようにやってほしいですね。今のだと全然わかりませんよ。いや、考え方はわかりますよ。しかし、我々が判断するのは、何も裕福だからこれを取らんでいいという判断をするとは限らないんですよ。やっぱり市民の生活からいったら、とてもそれは取られないんじゃないか、これを上げれば徴収率がむしろ下がるんじゃないかとか、我々はいろんなところで判断する部分を持つてるわけですからね。国が一方的に、これを取らんのは裕福だろうと。見てもろたら裕福でないのは、全国ワースト7位となってるんだから裕福でないです。けども、やっぱり市民のことを考えたら、我々はこの際引き上げるべきではないと。そのかわり行政の経費の節減で2,000万しますとか、いろんな政策を出せるじゃないですか。そういう判断をしたいので、これは余りやりとりしてもあれなんで、もう1回で終わるように答弁してくださいよ。

議長（島原正嗣君） 尾崎総務部参与。

総務部参与（尾崎明人君） お答えいたします。

1,600万円の増税になるから、その分を引き上げなかった場合に、それじゃ1,600万円の起債だけが認められないのかと。そうはならないと思います。起債が基本的には認められなくなるということでございまして……。 （小山広明君「間違いはないな。ほんまやな」と呼ぶ） まあ、そういうことでございます。

〔小山広明君「いやいや、見当で答えてもろたら困るで。それは重大な発言やで。一切認められないんやな。認められるというようなことが出たら責任とってもらおうで。市長、ちょっと答えてくださいよ」と呼ぶ〕

議長（島原正嗣君） 小山君。

8 番（小山広明君） 行政として、やっぱりこの2,500円を上げなかったら一切の起債が認められないというようなことを答弁したんですけども、私はそれはとても熟慮して答弁したと思わないんですが、それを言い切るんであれば、後で調べればわかることですからね、それは責任とってもらいますよ。この議案は撤回してもらいますよ。それぐらいの答弁の重い意味ありますよ、今の答弁は。

議長（島原正嗣君） 大田総務部長。

総務部長（大田 宏君） 先ほど尾崎参与の方から起債が認められなくなるということで御答弁申し上げましたが、補足的に説明させていただきます。

標準税率を下回る税率を定める場合、学校その他の文教施設、保育所その他の厚生施設、消防施設、道路、河川、港湾等の土木施設等の公共施設または公用施設の建設事業費等の財源とするための地方債の起債ができないこととされているということでございまして、今申し上げましたようなことの起債が受けられなくなるということでございまして、すべてということではございません。

議長（島原正嗣君） 小山君。

8 番（小山広明君） 今あなたが読み上げた条文をちょっと言ってくださいよ。どこを読み上げたんですか、それ。それは言う場合にちょっと言うてくださいよ。だからブーイング出るんでね、何条でこうだと親切にやってくださいよ。私、知らんから聞いとるんやからね。なれたベテランの議員はよくわかってやっとなるんでしょうけど、我々はちょっと...。済みませんな。

議長（島原正嗣君） 大田総務部長。

総務部長（大田 宏君） 御答弁申し上げます。

地方財政法の第5条、地方債の制限というのがございまして、その第5項で先ほど私が申し上げましたことを列記いたしておりますので、よろしくお願い申し上げます。

議長（島原正嗣君） 小山君。

8 番（小山広明君） ざっと今ここに目を通したんですが、例えばこの2,500円を2,000円に据え置いた場合に、この対象になる部分の起債がすべてできないと、こういうように行政は判断しとるんですか。もう一回改めて問うておきますが、直接的にはそういう書き方をしてないですわね。

標準税率以上である地方公共団体において云々というのは、先ほどあなたが読み上げたことが書いてあるんですが、それがそういうふうに、そのことが100円落としてもゼロにしても全くこのことを認めないと、こういうふうに理解してもいいのか、改めてもう一度念を押しておきますから。これは後でわかることですからね。そういう脅迫的な状況の中で、下げることができると言たって、実際できなかつたら困るんですけども、そこを改めて問うておきたいと思います。

それから、専決処分したことについてもう少し周知徹底ができないかということをお問うたことについては、参議院等の審議の中で言えないということなんですが、やはり専決処分をするということがわかった段階では速やかに市民に、また担当の委員会にこれはちゃんと報告をして説明をするべきではないかなと思うんですが、その辺はどうなんでしょうかね。いきなり市民に納付書がポーンと来て引き上げられるというのは、かなりその辺は市に対しても不審な思いを持たしてしまうんじゃないかなと思うんですが、その辺を再度聞いておきたいと思います。

それから、均等割1,385人という御答弁をいただいたんですが、均等割についてはどういう範囲にかかるんですか。個人にかかるということで、ある一部分の人にかかるんですね、これだったら。どういう範囲でこの1,385人ということなのかを答えておいていただきたいと思います。

議長（島原正嗣君） 尾崎総務部参与。

総務部参与（尾崎明人君） お答えいたします。

均等割の課税については、例えば4人家族で本人と配偶者、それから扶養の子供2人がおる場合を想定いたしますと、所得ベースでは141万でございます。したがって、収入ベースでは227万。ちなみに、31万掛ける4人、これで124万円プラス17万円が控除されて、227万の収入ベースの方が所得ベースでは141万というふうに査定されるわけでございます。

それから、総務部長の方からお答えしましたのは、これは国・府が判断いたしますことでございますので、市の私どもはその判断を受ける立場にあるということでございます。

それから、周知徹底について、この増税についての周知徹底をもう少し丁寧にできないのかということでございますが、地方税法の増税の改正に

つきましては過去からこのような手法を講じておりまして、私どもが議会に提案いたしますいとまもちょうだいできていないのは過去からの例でございます。また市民に対して広報紙で広報するということも、納付書を送る時期とまた広報の原稿の締め切りの時期とがなかなかかみ合いませんので、その周知徹底が図れてないというところについては、そういう事情を御賢察いただきたいと、このように思っております。

以上でございます。

議長（島原正嗣君） 小山君。

8番（小山広明君） 私はもう少し丁寧に御説明をしていただきたいと思いますと思うんですけどね。私も不勉強でその点はおわびをいたしますけれども、ここにも標準税率以上ということで説明が書いてある。これは何も市民税だけであるんじゃないしに、市民税全部の中で判断するということがここにも書いてありますね。だから、例えばこれを2,500円を2,000円にしたところで、ほかの税率の中でそれを超えておれば、それはいいんだと。なお標準税率によって課税しているものとするものであることというように書いてあるから、何も単品ごとに標準税率がどうかということを問うものではないというようにも書いてある部分があるんでね。私は恐らくそうじゃないかなと思うんです、個々にそれを判断していくわけじゃないしに。

だから、そういう点では、私は、市民税均等割の分がここへ出ておりますけど、これが下がったからといっても、ほかの税率の問題との関係でトータル的に標準税率を下がっておればと読めるんじゃないかと、この解説を読めば思うんですが、そういうことじゃないしに、あくまでも単品ごとの税率が下がればそういう適用になるということなのかどうか、最後に聞いておきたいと思います。

それからもう1つは、先ほど4人家族云々と言いましたが、これは所得がある方のみにも均等割がかかると、こういうふうに解釈をしていいのかどうか。そこだけ、大変幼稚な質問でおわびをしますが、ひとつ答えておいていただきたいと思います。

議長（島原正嗣君） 尾崎総務部参与。

総務部参与（尾崎明人君） お答えいたします。

もちろん所得のない方にはかからないわけですから、当然所得ベースで4人家族で3人を扶養されている方にありましては、141万の所得ベー

スでかかったりかからなんだりするわけでございます。もちろんそれ以上でございまして、例えば世帯主が課税されておられて共稼ぎという場合には、奥様の方には課税されない、旦那さんに課税された場合には奥さんには課税されないということでございます。

〔小山広明君「標準税率のグロスでやるんじゃないかというやつ、ここを読んだら」と呼ぶ〕

議長（島原正嗣君） 赤井参事。

総務部参事（赤井弘幸君） お答え申し上げます。

標準税率を下回る税目が1税目でもあれば、先ほど言った形での分で対象になるということです。1税目でも対象になります。

議長（島原正嗣君） 小山君、もう回数大分来てるから。

8番（小山広明君） いや、違う答弁してる。じゃ、あなた方の我々に発行していただいたとる自治六法ですね。この2,407ページの八というところに書いてありますでしょう。「自動車税等の如く標準税率を定額をもって示すものについては、標準的な課税客体に対する税率を示すものであるの、課税客体を更に区分した場合においては、この標準的な課税客体を中心とし、これよりも担税力が大きいと思われるものについては若干税額を重くし、反面これより担税力が小さいと思われるものについては若干税額を低くしても、全体として標準税率による課税と認められるものであれば、なお標準税率によって課税しているものとするものであること。」という、これはどう読むんですか。あなたの答弁はそのことと違っておりますよ。

議長（島原正嗣君） 赤井総務部参事。

総務部参事（赤井弘幸君） お答え申し上げます。

今、先生言われた部分につきましては、自動車税に関する部分だと解釈しております。

〔小山広明君「それでも答弁が違うやないか」と呼ぶ〕

議長（島原正嗣君） 和気君。

22番（和気 豊君） 先ほど所得割のみの家庭、これが収入でどのぐらいになるのかと、あるいは所得でどれぐらいになるのかという質問がさきの質問者からあったわけですが、ちょっともう一度数字言っただけませんか。いわゆる所得割非課税の世帯以下、これは均等割非課税というのもありますけれど、所得割非課税と均等割非課税のはざまの層、これが均等

割のみの世帯ですね。これが1,385人でしょう。だから、その上限と下限ですね。収入でいけばこれぐらいの収入の層が非課税になるんですよ、所得割だけになるんですよ、これを教えてください。

議長（島原正嗣君） 尾崎総務部参与。

〔和気 豊君「額だけでよろしいです」と呼ぶ〕

総務部参与（尾崎明人君） 収入ベースで、いずれも4人家族で3人が扶養されてると、配偶者も含めて3人が扶養されてる場合がございますけれども、所得ベースで141万から166万までの間の方と、こういうことでございます。（和気 豊君「収入も聞いたやる」と呼ぶ）収入の方は、227万から263万までの方が均等割のみを課税されているということでございます。

議長（島原正嗣君） 和気君。

22番（和気 豊君） 収入ですから、大変低い収入の御家庭の皆さんに均等割の増額が課せられてくる、こういうことですね。先ほどから御答弁にありますように、市民税で500円、それから府民税で300円、800円というわずかな額なんですけれど、この世帯にとっては私はやっぱり大変な額ではないだろうかというふうに思うんです。

それと、この800円。市民税500円ですね。これだけアップするんではないでしょう。例えば、国民健康保険に加入している世帯であれば、これに連動して幾ばくかの負担がかかりますし、これはどれぐらいになるんでしょうかね。

それとあわせて、この227万の収入から263万までの収入の家庭、これは4人家族で大体生活保護を受けておられる御家庭ですね。ボーダーライン層、これとの兼ね合いは上か下なのか。アップダウンクイズではないですけど、ちょっとその辺を教えてくださいませんか。

議長（島原正嗣君） 尾崎総務部参与。

総務部参与（尾崎明人君） お答えいたします。

生活扶助を受けておられる方がどの額になるのかはつぶさに承知いたしておりますませんが、その額を下回るものでないというふうには考えておりません。

議長（島原正嗣君） 和気君。

22番（和気 豊君） 思っておりますとかいうのではなくて、いつも国民

健康保険の引き上げのときにはこういう数字が出るわけですよ。聞こうと思えば何ほでも聞けるわけです。ほんとにそういう答弁でいいんですか。ちょっと一遍聞いたらすぐわかることやから、担当の部長おられるわけやから、もっと正確に間違いのないという判断で、思うということではなくて、後で違うたらどないしますんよ、先ほどの質問者じゃないけれども。そんな大きく違うというような額じゃないでしょう。

議長（島原正嗣君） 尾崎総務部参与。

総務部参与（尾崎明人君） その件に関しましては、後ほど御答弁申し上げたいと思います。

〔議事中断〕

議長（島原正嗣君） 谷健康福祉部長。

健康福祉部長（谷 純一君） 遅くなりましてどうも済みません。

試算によりますと、この500円の均等割が上がることによりまして、国保の方にかかる影響分として、約300万円程度影響が出るということでございます。

議長（島原正嗣君） 和気君。

2番（和気 豊君） ちょっと質問が悪かったかもわかりませんが、800円という影響額ですね。私は1人当たりの影響額を聞いたつもりなんです。800円にプラスすることに国税で幾らアップするのかというのを聞いたんですよ。別に難しい質問ではなかったというふうに思うんで、ちゃんと質問者の質問を聞いてから答弁していただきたい。

議長（島原正嗣君） 谷健康福祉部長。

健康福祉部長（谷 純一君） 申しわけございません。

均等割で500円上がりますと、その5倍ということで2,250円上がります。

議長（島原正嗣君） 尾崎総務部参与。

総務部参与（尾崎明人君） 大変失礼いたしました。

標準世帯の生活保護基準額、月額でございますが……（和気 豊君「比較しやすいように年間で言いなさい。12掛けたらええんやから」と呼ぶ）4人家族で泉南市の場合では235万4,016円と、こういうことでございます。

議長（島原正嗣君） 和気君。

2 2 番（和気 豊君） これに夏季手当、夏季一時金、それから越冬、それから住宅と、こういうものを入れますと、もう少し生活保護の方が高くなるというふうに私は理解しているわけですが、間違いがあれば教えてください。

それにしても、国保への波及分2,250円、府税の関係で800円、3,050円ふえるわけですね。それが、むしろ保護家庭の場合は何ら関係ない。これよりも実質上の収入があると。この家庭なんかについていえば、国保家庭であれば、まだここから国保税を、この額ですと相当な国保税を払わなければならない、こういうことにもなってくるわけですから、相当な影響額がこれによって生じてくる。来年のことを言えば鬼が笑うわけですが、もう消費税の5%の引き上げというのがわかっているわけですから、これでこの収入が全部生活関連の消費に回されると、こういうことになってまいりますと、5%ですから、この家庭は低い額の227万でいっても10万以上の消費税がかかってくると。この辺の負担額をどういうふうに見ておられるのか。

この500円、府のことはかわり知りませんが、泉南市で1人当たり500円。そして、対象者が1,385人ということになりますと、せめて均等割世帯ですね。今度は諸刃の剣で15%の減税、これにかかわる部分も出てくるわけですがけれども、この提案の条例改正によってね。ところが、全く増税だけになるいわゆる均等割のみの家庭ですね、これについては幾らになるのか。そこからの収入トータルは幾らになるのか。これは1,385で500円掛けたら出てくる額ですから、これで間違いありません。約900万ちょっと切れるぐらいの額でいいんですね。もうそこで計算されるまでもなくこちらから言いますから、了やったら了ということですので。もう首振るだけで結構です。そうですね。この辺はどうなんですか。

これは先ほどの難しい税法の解釈や起債に影響するというよりも、入った額1,600万からこれだけの額をひとつ何とかしてあげると。あ、ごめんなさい、違うわ。もっと少ないですな。90万ぐらいで済むんやな。900万違うやろ。90万ぐらいで済むんやろ。違いますか。1万で500万やから、1,000円やから何ぼになるんですか。ちょっと額を正確に言うてください。僕、間違っていました。

議長（島原正嗣君） 尾崎総務部参与。

総務部参与（尾崎明人君） この対象者1,385人の市民税の影響額は、掛ける500円でございますので69万2,500円。これは上程いたしております議案とは関係ないんですけれども、府民税の方で300円でございますので41万5,500円。合計いたしますと、泉南市だけの影響額は69万2,500円でございます。

議長（島原正嗣君） 和気君。

22番（和気 豊君） 個々の家庭では大変な負担なんですけど、泉南市でいえば総額でわずか69万。これについては何か手当てをされる考えはありますか。入ってくるお金から補てんをすとか、あるいは減免規定をつくって市長の判断で処理すると。これは別に起債や交付税にかかわる問題ではないと思うんですが、この点はどうでしょうか。

議長（島原正嗣君） 福田助役。

助役（福田昌弘君） ただいまの和気議員の御質問にお答えしますが、この改正は一応法律の改正に伴いましてやってるものでございまして、一定全国レベルで同一の基準でやっておられようかというふうに理解をしておりますので、今回それをもって市として特別の措置をするということは考えておりません。

議長（島原正嗣君） 和気君。

22番（和気 豊君） 他市ではどうでしょうか。具体的にこういう低所得者にのみ厳しいしわ寄せがかかるといことで、特別な手当てをしているところもあるというふうに聞いておるんですが、その辺あればお示しをいただきたい。全国一律のことですが、市独自で手当てできる部分で手当てをしている。市長の判断でこの関係の住民に対して軽減措置を講じる、これはできることなんですから。

議長（島原正嗣君） 尾崎総務部参与。

総務部参与（尾崎明人君） お答えいたします。

努力不足でその調査はいたしておりませんので、掌握できておりません。

議長（島原正嗣君） 和気君。

22番（和気 豊君） 私ここで、去る6月の初めに西豊島の福祉事務所の管内で起こりましたあの母子餓死事件ですね。これはほんとに大変な事件だというふうに思うんです。持てる国、豊かな国というふうに言われなが

ら、その中でそういう手当でも受けられずに亡くなった家庭。最初は日記等もないと、こういうふうに言い張っていたわけですが、その後の追及の中で日記も出てまいりました。欲しがっていた子供もだんだんと食べ物を欲しがらなくなってきた。弱ってきたと。ひもじさをこらえてくれる子供を前に私も我慢しなければならないと。もう目の前が見えなくなってきたと、こういうふうな最後の日記、遺稿を残しながら亡くなっていったと、こういうふうな家庭の話もあります。

本当に少ない収入の家庭にとっては、これだけの値上げでも大変なんですよ。市ではわずか69万でしょうけれども、この家庭にとっての比重ということによっていえば大変なことになる。生活保護よりもまだ少ない収入で生活をしている、こういう方に新たな増税が、これだけではなくて国保税も——ほとんどが国保家庭だと思いますが、国保家庭にもさらに来年には消費税の追い打ちもかかると。こういうことで、この辺を何とか地方自治法の2条、市が住民の健康と福祉、これを守ることを唯一に仕事をしていく、この立場からいっても、まさに弱い人たちのとりでになるべき市がやるべき施策ではないだろうか、こういうふうに思うんですが、このことについて御検討されていく余地はないのかどうか。今後処理されていく余地はないのかどうか。まだこれからやっていけることですから、その辺は最後に御意向をお聞かせいただきたいと、こういうふうに思います。

議長（島原正嗣君） 福田助役。

助役（福田昌弘君） ただいまの一定の御提言につきまして、今回のこの議案につきましては、そういう法律の改正に伴う共通という形でこういう議案を提出さしていただいておりますが、一定他市の状況とか事例につきましては調査をいたしまして、その中で研究なりさしていただきたいというふうに考えております。

議長（島原正嗣君） ほかに。——以上で本件に対する質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。——小山君。

8番（小山広明君） 専決甲第6号に反対の立場で討論をさせていただきます。

25%という大幅な引き上げ、確かに11年ぶりということでもありますけれども、今市民の置かれた状況は大変厳しいものがあって、引き上げら

れる状態ではないと思うわけでありませぬ。

先ほどの議論の中でも、地方財政法5条ではグロスで標準税率を下回らないようにというのが基本だと思いますし、自動車税のように定額ということになりますと、均等割もまさしくこの定額に当たると私は解釈するわけでありませぬ。

いわゆる法律の中には個別の税率ということは明確には明記してないわけでありませぬ、解説の中にあるにすぎませぬ。これはやはりもっと市町村が弾力的な税の課税をしていくことから考えれば、当然グロスで考える必要がありますし、地域の特性に応じてすべき問題に地方債というようなものでペナルティーをかけることは、脅迫的な問題があるわけでありませぬから、自由な議会での議論ができないということで、こういうあり方は私は問題であると思いますし、これらも解説の中で言われるだけでありませぬから、市の行政の立場からいっても、このような運用については、国の方にやはり厳しく要求をしていくべき問題だと思われませぬ。

また、本来地方債を当てにしてやる財政運営は好ましくないというのがこの財政法の5条の精神でありますから、やはり固定的な収入をもって財政運営をするべきであります。今問題になっております地方債の問題は、地方債を当てにして大型事業をやっていくわけでありませぬが、その維持運営費には全く地方債は出ませぬし、補助金も出ないわけでありませぬから、むしろ地方債を安易に借りるそのあり方が財政を厳しくしているとも言われると、私は思われませぬ。そういう点で今の市の行政が、地方債を当てにして運営してはならないというその原則を忘れて、安易に地方債を収入と見誤って事業をするところに、今日の財政問題があると私は思われませぬ。そういう点で、全体状況からいってもこの25%の均等割の引き上げは問題でありますし、反対するものであります。

議員各位におかれては、よろしく御賛同をお願いを申し上げます。

議長（島原正嗣君） ほかに。——以上で本件に対する討論を終結いたします。

これより報告第6号を採決いたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり承認することに賛成の諸君の起立を求めませぬ。

〔賛成者起立〕

議長（島原正嗣君） 起立多数であります。よって報告第6号は、原案のとおり承認することに決しました。

次に、日程第6、報告第7号 専決処分の承認を求めるについて（平成8年度大阪府泉南市幡代財産区会計予算）を議題といたします。

報告書を朗読いたさせます。

議会事務局次長（馬場定夫君）

〔報告書朗読〕

議長（島原正嗣君） 理事者から提案理由並びに内容の説明を求めます。福田助役。

助役（福田昌弘君） ただいま上程されました報告第7号、専決処分の承認を求めるについて、平成8年度大阪府泉南市幡代財産区会計予算について説明させていただきます。

専決処分の内容につきましては、報告第2号で説明を申し上げましたとおり、幡代財産区財産の一部を売却したことによりまして平成7年度の補正予算を専決したところでございますが、これに伴いまして平成8年度に繰越金及び利子が生じ、これを予算措置するため専決処分したものでございます。

以上、まことに簡単でございますが、説明とさせていただきます。よろしく御承認賜りますようお願いを申し上げます。

議長（島原正嗣君） これより質疑を行います。質疑はありますか。——
——小山君。

8番（小山広明君） 当然、先ほど議論しておりますから重複する部分は避けますけども、時間もたっておりますので、この幡代財産区の財産の全容について御説明をいただきたいと思います。

議長（島原正嗣君） 質問者、大ざっぱでなしに、幡代区全体の財産区財産について報告しろといってもちょっと難しい問題があるから、もっと絞って要点だけ言ってやってくれますか。小山君。

8番（小山広明君） いや、これはきのうから議論しとるので、こうやって売ればこういう形で出てきますけども、大体どれぐらいのボリュームで、この対象の幡代財産区というものが持ってる財産があるのかという、大体アバウトでも言える範囲で言えませんか。これはきのうから議論しとるわけですからね、出てくるとわかるけども、じゃ、この財産区がどれぐらい

財産を持つとるのか。少なくともそれぐらい言わなかったら、あなた方も管理しておれないでしょう。出てきてから初めてこれがこのものだとわかる構造なんですか。そこはわからないんならわからないで、わからないとちゃんと説明をしてくださいよ。僕らはやっぱりこういう財産区としてあるんだから、合併前からそういうところに特定してあるんかなと思いますからね。その辺はわかりやすく、常にこういうときには——一回も僕は聞いてないんでね、このことは昔から。

議長（島原正嗣君） 山野総務課長。

総務部総務課長（山野 豊君） お答え申し上げます。

財産区会計につきましては、主に池等の売却に伴いまして設定されるものでございまして、通常ため池等につきましては市の方で管理しております。その売却に伴うときに限りこういった財産区会計というのが設定されるものであります。

また、各区にはそれぞれ池等、もともと部落有財産というのが点々とございますけども、その幡代区についてはどれだけというのは細かくつかんでおりませんが、おのこの池なりが部落の財産であると御認識いただいたら結構かと思えます。

議長（島原正嗣君） 小山君。

8番（小山広明君） だから、これは市の市有財産調書の中にはないわけでしょう、ここの対象になるものは。だれかどこかで知っとるわけでしょう。だれも知らないということないわけですね。それは、きょうわからなかったらいいですけども、ちゃんとわかっとる人に聞いて、そういう目録はちゃんとつくっておく必要があるんじゃないですか。それがつukれない性格のものか、だれもわからないものかね。

その辺はやっぱり市長が泉南市長としてこれを報告するわけですから、泉南市の市有財産と同じような扱いで、ここの財産区の目録はこうありますよと一覧表をちゃんと出しておいて、今回売るのはこの中のこれですと、だからこれだけ減りましたと、そんなものはちゃんとやるのが公の財産の管理のあり方じゃないですか。それはまだやってないんであれば速やかにやって、すべての財産区については財産目録をちゃんと出していただきたい。どちらか返事してください。それでいいですから。

議長（島原正嗣君） 上林助役。

助役（上林郁夫君） 財産区財産の目録は、現在は作成しておりません。当然、質問者の小山議員がおっしゃるとおり、将来的にはこれは調査する必要があるんじゃないかと、かように思っているところですけども、何せ作業量がかなりかかるように予測もいたしますが、緊急というよりか、やはり将来の検討課題という形にいたしたいと、かように思いますので、その点ひとつよろしく願いをいたしたいと思います。

議長（島原正嗣君） 小山君。

8番（小山広明君） 大変信じられない答弁ですね。長い間、泉南市は20年以上も市制をしいて、大事な公の財産を管理しとるわけでしょう。そら、だれか知っとるわけですからね、だれも知らんのだったら取られたってわからんわけです。だれか管理しとるわけでしょう、取られたらうちのを取られたとかね。

そういう点から、公有財産の管理上は、僕は大変まずいと思いますよ、すぐはできないとか膨大だとか。だから今、聞き取りでもいい何でもいい、わかっとる人にちゃんと聞いて、少なくとも今わかっとる範囲はやって、あと精細な測量とかいろいろあるでしょう。登記簿謄本とかもいろいろあるでしょう、これ。何にも登記されてないということないでしょう。登記簿の法律では、何にも地番のないものは国のものであるというのがボーンとあるでしょう。そしたら、これは場合によったら国のものになりませ。番地のないものは全部国有財産だとなってるでしょう。これはわかっとるわね。そしたら、ここはちゃんと地番があって、登記もちゃんとされておって、だれの名前でされとるんか、そんなものはすぐ、今挙がっているところは全部やってくださいよ、早く、速やかに。次の議会には、僕は簡単に引き下がらずにやりますからね。だからちゃんと出すようにしといてください、さっきの林野組合の分も含めてね。謄本も全部上げて、写しをちゃんと我々に下さい。そのことだけはお願いしときます。

今の答弁じゃ納得できないですよ。そんなんで公有財産を管理しとるといようなことはできないじゃないですか。あらゆることが今までルーズにやってきたことが、市長がかわっても全然それは見直してない。前からやっとなることが少々問題があっても、ずうっとのんべんだらりと引き継がれてきておるのは、大変心配ですよ。その都度、問題が出たらワースと時間がかかって、それで今後はしませんとか言うて終わっていくけども、そ

それはその問題だけで論議しとるんじゃないに、その問題を通して全部をそういう視点で見るといふ行政の視点がなかったら、それはもうモグラたたきですよ。議会はそのたびに大きな時間を費やすわけですから、もう一遍これは法律にのっとって正規に処理されとるかどうかということをしてすべてにわたってちゃんとして整理をしなかったら、行政が混乱して仕方ないですよ、議会との関係の中でも。

市長、これは今の助役の答弁じゃ、いつ出てくるかわからんという答弁ですから、速やかにあなたの責任で、全部やっぱり正規の行政がやっとする通常の管理にしてくださいよ。

議長（島原正嗣君） 上林助役。

助役（上林郁夫君） 財産区財産につきましては、やはり整理をするにはかなり事務量のボリュームがあります。当然、おっしゃるとおり登記簿謄本も法務局へ言えばあります。しかし、これをやるとなれば、まず各地域に入りまして、それで大体のアウトライン的なものを調査をいたしまして、そしてその地域の人の協力を得まして、登記簿謄本等を上げて目録をつくる必要があると思います。そういうこともありますので、できる限り精いっぱい努力いたしますので、いつまでというお約束はできませんが、精いっぱい頑張って調査をいたしたいと、かように思いますので、ひとつよろしく願いをいたしたいと思います。

〔小山広明君「最後にしときますわ、議長」と呼ぶ〕

議長（島原正嗣君） 小山君。

8番（小山広明君） 市長の答弁をね、僕はこのことだけ言っとするんでないということを言ったわけですから、全体に長くずっとやってきとるときには、必ずしも法に照らせばまずい処理もあると思うんですよ。そこらはやっぱり整理しないと、いつも何か出たときには長い議論になるわけですから、これは全体をやっていただきたいということを使ったわけですけど、市長があえて答弁せずに、助役が立ってきて同じ答弁をされたんで大変残念ですけども、これは言っときます。

あなたは、地元の協力を得て謄本を上げたり——謄本というのは、だれでも上げれるのが謄本なんです。謄本というのは、だれでもが公開されて、いつでも上げれるんです。僕が行ったって上げれるわけですよ。何で地元の協力を得なかったら謄本が上げられないのか。こんなんは謄本のイ

口八ですよ。謄本というのは、第三者に対抗するためにすべての人に公開されとるとというのが謄本なんですよ。そんなもんいつでも上げられるじゃないですか。その中で、また謄本に上がってないとかいろんなのがあれば調査したらいいですよ。まずやることは、謄本を上げることですわ。この間の問題でも、謄本上げとったらすぐ解決ついとったわけですからね。市の財産について、財産区の財産について、少なくともすぐに謄本をとるべきですよ。公用だったら何も金かからないじゃないですか、謄本は。それぐらいちゃんと管理をして、我々議員でもすぐそれが見れるように公開してちゃんとしとくべきですよ。同じ答弁だったらもういいですけどね。

議長（島原正嗣君） 上林助役。

助役（上林郁夫君） おっしゃるとおり謄本はいつでも上げれます。しかし、その上げる物件自体が今把握できておりません。そういうことからいいまして、この財産区財産というのは、やはり地区の人の協力を得て、大体アウトラインの物件等を調査いたしまして、それに基づいて謄本を上げて整理していきたいと、そういう方法をとりたいと思いますので、ひとつよろしく願いをいたしたいと思います。

議長（島原正嗣君） ほかに。———林君。

23番（林 治君） 大分時間も経過しておりますので、簡単に... ..。

今、信達郷の財産区の方も含めて全部謄本を上げてというお話があったんですが、たしか山の方の、信達郷だけというんじゃないしに、たしか浅草共有山も含めた山の地籍調査ということについて、相当な予算を上げて市も関係者も相当な努力をされて、しかし若干だと思うんですが、やったと思うんですよ。管理者として堀口議員なんかも相当苦労されてましたけども、あれはどれだけできたんですか。例えば、ああいう地籍調査を全部含めてやっていかないと、今言われてるような問題はなかなか解決できないように思うんですが、膨大な予算がかかるように思うんですが、どうですか。ちょっとその辺、わかってる範囲で結構です。

議長（島原正嗣君） 向井市長。

市長（向井通彦君） 国土庁の補助もいただいて地籍調査を以前、近畿自動車道にも関連いたしましたこともありまして、山間部、特に新家の山間部、ここは地籍混乱も一部あったわけでございますし、それから信達郷の共有山の周辺、個人地も含めて一部やりました。そのあたりは地番と地籍との

確定ができていますのでございます。

ただし、泉南市の場合、膨大な山間部を抱えておりますから、まだまだそういう作業がすべてにわたってできているということではございません。また、仮にそれをやろうと思えば、相当の年数と費用と、そして手間といえますか、かかるわけでございます。したがって、なかなか正確な数字というのはとらまえにくいというふうに思いますが、わかる範囲で、比較的細かいいろいろな形態がありますけども、特に幡代なんかの財産区では、主に池とかいうのが大体の大部分を占める部分だというふうに思いますので、そのあたりはため池台帳もございいますから、ある程度それからひもといっていけば、公簿なりあるいは水面面積とか、ちょっとあいまいな部分はありますけれど、大部分大ざっぱな抽出はできていくんではないかというふうに思っておりますので、そういう面から取り組んでいくのが一番効率的ではないかと。

それ以外でいろいろな形態がございいますので、歴史的なものもあって、個人名義あるいは歴代区長名義になってるような物件もあるようでございますから、これはやはり行政だけではなかなかわかりにくい部分がございますので、地域の方にお聞きしたりしないとなかなか難しい面がございます。何しろ膨大な作業でございますので、できるだけ少しでも解明していくという点からすれば、そういう既存の資料なりを使った中でまず整理をしていくと、これから始めたいというふうに思います。

議長（島原正嗣君） 林君。

23番（林 治君） 今、市長から非常に具体的な説明があったわけですが、だれの財産かわかんものをなかなか全部を、1つの土地というても何筆もあるわけですから、そういう点からも含めて實際上至難のわざというんですか、具体的に道路をつくるとかいうときに、初めてその関係地だけをピックアップしてとって行って、その中でこれが財産区等に所属するものかどうかは謄本で確認をして、市の方で精査されるというふうに私は思うんです。

私も関係者の一員としては、市の方でさっき言われたように次の議会までに調べて、できるものなら出してもらった方がありがたいんですよ、これは。だからやることについては賛成なんですけど、実際上そんなことが、次の議会のときまでに全部出してきて、それができなかつたら議会がとま

るぞとなってきたら、これはとてとても、予算と議会とが年がら年じゅう開いてても恐らく終わらないんと違うかなと思うほどの物量になるのではないかなと私は懸念しますので、そういう点はひとつきちっと御答弁の方ではっきりさせておいていただきたいというふうに思うんです。

次に、この幡代財産区ですね。今度、地元公共事業補助金ですから区長ですね。例えば具体的に事業をやる場合には、市としては恐らく区長を通じてだと思んですが、できるだけその地域の住民の、その住民の福祉の増進に本来使われるということが、この財産区の基本運営の方針になってると思いますが、そういう点で樽井の場合、財産区管理会というのがあるわけですが、この場合ないわけでしょう。そういう点では、できるだけその地域全体の声が正確に反映されるようなあり方というんですか、区長1人に聞いてそれでやると。別に幡代だけじゃなしに今後いろいろありますからね。その辺はどういうふうに市として具体化のときには考えておられるのか、その点だけちょっとお聞きしておきたいと思います。

議長（島原正嗣君） 向井市長。

市長（向井通彦君） 先ほどの財産区のすべての財産を把握するというのは、そういう非常に短期間では不可能に近いわけでございますから、それはできないということでございます。ただ、我々の努力の中で、既往の資料とか、そういうものを使って可能な範囲調査するというのはできるというふうに思いますから、それはそういう面から手がけるというふうにいたしたいと思っております。

それから、2点目の樽井財産区以外については、そういう管理会的なものがございません。したがって、地元公共事業補助金の用途につきまして、御指摘ありましたように地元の総意といいますか、できるだけ意見を集約した中で申請をしていただく、あるいは協議をして取捨選択していくというふうにいたしたいと。これはもちろん地元区が使う場合もございまして、地元の水利を中心とした農業関係に使う場合もございしますので、それらはやはりこの趣旨にのっとった形で、しかも地元にも有益に還元できるような内容にさせていただくように、今までもそういたしておりますけども、今後とも心していきたいというふうに思っております。

議長（島原正嗣君） 林君。

23番（林 治君） 市長、私も市のかかわる財産は、特に財産区財産等

を含めて、より明確にしておくことについて市の方でできる努力は精いっぱい頑張ってやって、市の財産にかかわるものは明らかにしておいていただく。このことについてはむしろ要望しておきたい、そういう立場でございますので、その点ひとつよろしく。それだけです。

議長（島原正嗣君） ほかに。———堀口君。

11番（堀口武視君） これはきのうから議題になってるんですけども、1点だけ確認のためにお聞きをしてくんですけども、きのうも山内議員の方から御指摘がございましたけども、この水利関係の権利者、それから底地の権利者というのははっきりと確認をされてるんでしょうか、もう一度お答えを願いたいと思います。

議長（島原正嗣君） 山野総務課長。

総務部総務課長（山野 豊君） お答えします。

確認をいたしておりますので、よろしく願いいたします。

議長（島原正嗣君） 堀口君。

11番（堀口武視君） こういう山の中にある池というんですか、ちょっと語弊があるかもわかりませんが、実は泉佐野岩出線の関係で財産区財産的な形で池があるんですけども、これは以前から多分係争されてまして、権利関係の主張が個人からなされると、こういうことで裁判になってると思うんですけども、この経過についてちょっと教えていただけませんか。

議長（島原正嗣君） 山野総務課長。

総務部総務課長（山野 豊君） お答えいたします。

今、資料を持っておりませんので、正確な日にち等についてはお答え申し上げられませんが、高裁の方で一定判決が出たわけですが、それを不服として最高裁まで相手方が上告されました。それについても5月末をもちまして泉南市が勝訴しておりますので、よろしく願いいたします。

議長（島原正嗣君） 堀口君。

11番（堀口武視君） 先ほどから論議してる権利関係ですけども、いろんな権利関係がそういうことで出てくるんですね。だから簡単に、今小山議員がおっしゃったように、市が勝手に調べて、これが市の財産ですよというようなことになると、いろんなトラブルが必ず起こってくる。

今の件ですけれども、そういう件が最高裁で判決が出たんなら、これは議会でも問題になったことですし、当然議会にも報告していただきたい。地元の権利区にも勝訴したんなら勝訴したと。大阪府との用地買収が絡んでますんで、その辺もこれで財産区を組まないかのじゃないですか。大阪府で処分するんでしょう、そういうことになると。その辺の報告は、当然議会にも逆にしていただきたいし、地元にもすべきだと思うんです。どうですか、その辺は。

議長（島原正嗣君） 山野総務課長。

総務部総務課長（山野 豊君） 裁判所から正式な書類が届き次第、我々の方で今議員がおっしゃるとおりさしていただきたいと、かように思いますので、よろしくをお願いします。

議長（島原正嗣君） 堀口君。

1 1 番（堀口武視君） これですら最後にしときますけど、そういう面ではいろいろその財産区財産については複雑な権利の入り組みがありますので、扱いは、助役は目録を出すということですが、その辺は十分慎重にやっていただかんと、財産権の侵害という問題が起こってきますので、その辺を出すに当たっては十分留意をしていただくようお願いしておきまして、終わります。

議長（島原正嗣君） 和気君。

2 2 番（和気 豊君） 山の入り組んだ権利関係については、できるだけ個人の権利を尊重しながらつまびらかにしていく、明らかにしていくということで、数年前から鋭意地籍更正をやるために、これは補助金がどこから出てますね。補助金をもらいながらずっとやって、お菊松の方にずうっと新家の方から押してきてますし、さらにそれを進めていくということで取り組んでおられると思うんですが、それを明らかにする上では非常に長い年月がかかるというふうに思うんですが、私は明らかにするということにはさりながらも、これは権利関係にかかわってくる問題ですから、いたずらにそれが不明の状態の中で出すということはどうだろうか、こういうふうに思うんですが、その点だけ、ちょっと地籍更正の進捗ぐあいも含めて御答弁いただきたい。

議長（島原正嗣君） 中谷事業部長。

事業部長（中谷 弘君） 私の方から地籍調査の進捗状況の報告をさせてい

ただきたいと思います。

まず、平成2年から平成6年まで実施をいたしております。まず、平成2年から3年については新家地区で73ヘクタール、平成3年から4年にかけて市場地区で125ヘクタール、平成5年度には六尾、金熊寺、童子畑地区の周囲のみの立ち会いを行っております、平成6年は六尾地区で25ヘクタール現地立会を行っております。

ただ、立会をして地権の確定等を行っておりますけれども、認証業務等についてはまだやっておりますので、これからの作業ということになります。ただ、平成5年に六尾、金熊寺、童子畑地区の周囲は立ち会いしておりますけれども、内部の立会等まだ行っておりませんので、今後当然国庫補助との関係もございますが、やりかけの分については、引き続き予算的なものもございますので、いろいろ相談の中で事業化については我々としては進めていきたいというふうに考えております。

〔和気 豊君「重複質問であったように思います。ちょっと席を外しております、申しわけありませんでした」と呼ぶ〕

議長（島原正嗣君） ほかに。———以上で本件に対する質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。———小山君。

8番（小山広明君） 報告第7号、幡代財産区会計予算に賛成の立場で討論をさせていただきます。

謄本を上げることは、謄本をもってその土地がどういうものであるかということが広く公開されてる問題でありますから、登記することによって第三者に対抗ができるという、そういうものでございますので、財産区内の財産も市の公有財産と同じような扱いで管理をしなければならないことは、地方自治法の294条に規定をされておるわけでありますから、これがいまだにされておらないそのことすらも、地方自治法上も大きな問題であります。現在登記されているものについて速やかに上げるようにという要求に対しても、私にとっては理解のできない理由ですぐには上げられないというような答弁がされたのは、甚だ残念であります。謄本を上げることが別に財産権の侵害になることはないわけでありまして、登記をすることによって財産が保護されるという、そういう問題でありますから、これは公の財産としてぜひやっていただきたい。次の発言の機会にはこのこと

は質疑をしてみたいと思います。

そのようなことで、財産管理をきちっとやってほしいということ意見を
として付して賛成をさしていただきたい、このように思いますので、行政
におかれてはよろしくお願いを申し上げます。

議長（島原正嗣君） ほかに。———以上で本件に対する討論を終結いた
します。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり承認することに決しまして御
異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（島原正嗣君） 御異議なしと認めます。よって報告第7号は、原案の
とおり承認することに決しました。

次に、日程第7、報告第8号 専決処分の承認を求めるについて（平成
8年度大阪府泉南市一般会計補正予算（第1号））を議題といたします。

報告書を朗読いたさせます。

議会事務局次長（馬場定夫君）

〔報告書朗読〕

議長（島原正嗣君） 理事者から提案理由並びに内容の説明を求めます。福
田助役。

助役（福田昌弘君） ただいま上程されました報告第8号、専決処分の承認
を求めるについて（平成8年度大阪府泉南市一般会計補正予算（第1号））
につきまして御説明申し上げます。

専決理由につきましては、平成8年5月16日泉南市金熊寺において発
生いたしました山林火災の消火活動に伴い、緊急に経費の予算措置が必要
となったため、専決処分をしたものでございます。

115ページをお開き願います。歳入歳出の総額にそれぞれ2,535万
3,000円を追加いたしまして、歳入歳出の総額をそれぞれ222億73
5万3,000円とするものでございます。

内容につきまして簡単に御説明申し上げます。120ページをお開き願
います。

まず、公園管理費の工事請負費300万円でございますが、これは今回
の山林火災におきまして、市民の里がヘリコプターの離発着地として使用
された結果、グラウンドに一部損傷が生じたため整備を行うものでござい

ます。

次に、災害対策費の2,165万1,000円でございますが、これは消火活動に伴う職員手当等を初め、ホースの破損に伴う備品の購入や器具等の修繕が必要となったため補正をしたものでございます。

以上、簡単ではございますが、説明とさせていただきます。よろしく御承認賜りますようお願いを申し上げます。

議長（島原正嗣君） これより質疑を行います。質疑はありますか。——
——小山君。

8番（小山広明君） この公園が傷んだということですが、もう少しどうい
うような内容で傷んだのかですね。このようなものを直すのにそう緊急性
は要らないと普通は思うんですが、なぜこれが専決の対象になったのか。

それから、消防の方については、火災が大体どういう状況であったのか、
その辺の報告をいただきたい。

それから、消失した原因ですね。この間の議会でも新聞記事を挙げて言
っておられましたが、原因調査はどうなっておるのか。

それから、燃えたところの内容ですね。どういうところがどう燃えたの
か。共有林の問題、個人の山もありますし。それから後の回復というんで
すか、火災がいったわけですから、そういうものについて答えれるんであ
れば、それは答えておいていただきたい。

以上です。

議長（島原正嗣君） 山野事業部次長。

事業部次長兼公園緑地課長（山野良太郎君） 公園管理費の工事請負費につ
きまして御説明を申し上げます。

先ほど助役からも説明がございましたように、市民の里の公園が8月の
16日の山火事におきましてヘリポートということになりましたので、グ
ラウンド等の土が相当数失われておるということで、利用形態が悪いとい
うことで、土の搬入、あるいはグラウンドの整備工を行うものでございま
す。それと現在、暫定的ではございますけれども、利用をいたしております
ので、早急に復旧する必要があるということで専決をお願いをしたもの
でございます。

以上です。

議長（島原正嗣君） 寺田消防長。

消防長兼署長（寺田忠彦君）　ただいま御質問の火災の概況について、概要
であります。報告いたします。

この火災は、御存じのとおり5月16日、出火時間は14時45分とい
うふうになっております。覚知いたしましたのが15時30分であります。
場所は、泉南市信達の金熊寺1207の1、通称馬ヤ谷の稜線付近から出
火ということでございます。

お尋ねの出火原因でございますけれども、これはあくまで推定でありま
す。たばこの火の不始末ではなかろうかという推定でございます。断定で
はございません。損害額についてはただいま調査をいたしております。山
岳地帯でありますので、部分的に焼け残り、これの測定は非常に時間がか
かりますので、ただいま調査中でございます。

その体制でございますけれども、今までなかった広範囲の他府県からの
ヘリの応援をいただいたこととか、あるいは消火薬剤の他府県からの空中
補給というふうなことで、大変広範囲にわたって応援をいただいております。

また、今後の処置といたしまして、ヘリによる初期の空中消火が大いに
効果があるのではないかとこのように分析をいたしております。

以上、簡単でございますけれども、概略報告をいたします。以上です。

議長（島原正嗣君）　中谷事業部長。

事業部長（中谷　弘君）　小山議員の質問でございますけれども、後の回復
についてということの御質問でございますが、まだ決まっておらないので、
詳しいことはお話しできませんけれども、以前もこの付近では山火事がい
ったということで、植林等の対策を行っております。私どもの方も、そう
いう対策があるかどうかということで大阪府泉州農と緑の総合事務所の方
と打ち合わせ会等も行っております。規模的には100ヘクタール強とい
うことでございますので、災害対策には乗らないわけでございますけれど
も、一般対策としての補助制度等がございます。

それと、保安林等についても大阪府の方で植林をしていただけるという
こともあるわけでございますけれども、今後はその辺の制度等につきまし
て、大阪府とともども地元の方々に御説明をさせていただいた中で対策を
練っていきたいというふうに考えておりますので、よろしく願います。

議長（島原正嗣君） 小山君。

8番（小山広明君） 300万円というお金が出ておりますから、中身はそれぐらいかかるのかなという説明がちょっとわからないんですが、これはぜひわかるようにしていただきたい。

それから、出火原因については、推定ですがということで、たばこの火の不始末と、こうやってしまうといろんなケースが出火原因に私はあると思うんで、もう少し原因をきちっと調べということをやらないと、安易にたばこの火の不始末ということになると、これがひとり歩きして余りだれがということが追及できないんで、これは大変大きな罪だと思うのでね。ああいう時期に山に入るとる人というのは、僕は限られとると思いますし、日本のいろんなそういう面の捜査レベルからいえば、そう原因が特定できないことはないと思うので、ひとつきちっと調べてもらって、二度とそういう面からの山火事がないようにはしてもらいたいと。何か山火事は犯人がわからない、原因がわからないんだということで流れて安易にできてしまっただけの多くの人々が苦労し、多くの自然が破壊されるわけですから、重大な問題としてこの面は徹底的にやっていただきたいと思います。

それから、私も時々寄せていただいたんですが、1日目にヘリコプターが1台であって、2日目には多いときは12台ぐらい飛び交っておったですかな。ああいう山火事ですから、我々素人から考えとったらもう少し初めにバツとやれないんかなということも思ったのと、もう1つは、鎮圧しましたよといっても、まだ四、五カ所煙が上がったと思うんですが、あのときにやはり大事をとって上からヘリコプターで火災がより広がらない、広がればすぐ連絡をして、そこに鎮火に行くという体制がとれないんかなというのを素人ながら私思ったんで、しかし、そのことを言ったら、あれだけ御苦労して来ていただいて、ヘリコプターの点検等もあって、なかなか無理言えないんですわということで、現場でそれを判断せえと言うと、苦労しとる人の顔を見てるからなかなか言えないんじゃないかなと思うんで、そういうときはもう少し客観的に全体状況をわかるような人が、そういうようなことを口添えするとか判断をすることが必要でなかったのかなあという思いを私は持つとるんですが——今考えればですね。

あと鎮圧してから大きな火事には至らなかったからよかったんですけども、1カ所の火災からあれだけになるわけですから、五、六カ所が鎮圧し

た後も煙が上がるとということになれば、私はもう少し大事をとって偵察のヘリコプターを出すべきではなかったのかなという思いを持っとるんですが、その点で1つ、あの火災の消火に当たってどのような総括をされておられるのか、お聞きをしておきたいと思います。

それから、中谷部長が言われた一日も早く山が自然の山として回復するために、個人の力だけではなかなか対応できないと思うんですが、それに対して山が多くの方市民にいい影響を与えてることは——恵みを受けとるわけですからね、これは社会的な問題として、山が一日も早く緑豊かな山になるようにするためには、行政が積極的にこのことに援助していく必要があると思うんですが、今具体的に例えば山を持っての方にこういう処置をするよというような全体のスキームというんですか、よく今スキームという言葉がはやっとるんですが、そういうようなことはお知らせしとるのかどうかですね。私が聞いた限りでは、行政から何をしてくれるのかわからんというように——大分前ですけども、聞いておるんですが、その辺は山に対して行政は何をどうしようとしとるのかということをお伝えとるのかどうか、この辺をひとつお聞きをしておきたいと思います。

それから、この予算書を見ますと、消防団の方に大変御苦労をかけたと思うんですが、このことに対して予算の中では、どこにそれが反映されとるのかほとんど見えないんですが、あの方たちはああいう火災の出動をして、こういうものは予算的にはどういう対応をされるのか、お聞きをしておきたい。

それから、ほかからいろいろ応援が来ておりますわね、自衛隊も含めて。こういう人については、予算上は別に何もいいのかどうかですね。ちょっと気になるんで、火災出したら一家がつぶれるとかというようなことをよく我々聞くんですけどね。そういう応援に来てもらった場合に、せめて実費みたいなものは見ないでいいのかどうか、後から予算が出てくるのかどうかも含めて答弁をしておいていただきたいと思います。

それからもう1つ、緊急ですからこういう場合には予備費が使えないのかどうかですね。予備費がたしか泉南市は500万ぐらいしてありましたかな。そうすると、こういう緊急の場合に専決で出せるから予備費はいいと思っておられるかもわかりません。800万ですね。予備費が計上されておりますが、山を持ってこういう緊急事態がある場合には、予備費をも

う少し見て、予備費からお金が出せないのかなということも含めてお尋ねをしときます。

議長（島原正嗣君） 山野事業部次長。

事業部次長兼公園緑地課長（山野良太郎君） 工事の規模がどれぐらいかというお尋ねでございますけれども、先ほども御答弁申し上げましたとおり、土の搬入とグラウンドの整備ということでございますので、面積的には5,900平米程度を考えておるということでございます。それぐらいの影響範囲ではなかろうかということで300万円を上げさせていただいております。

以上です。

議長（島原正嗣君） 寺田消防長。

消防長兼署長（寺田忠彦君） ヘリコプターによる活動状況についてでありますけれども、当日は夕刻でございましたし、視界の問題がございますので、偵察のみに終始をいたしました。結果的には3日間に上りまして、820回の空中消火を行っております。水量にいたしまして63万3,500リットルでございます。総延べ飛行時間が、自衛隊を除きまして41時間20分ということであります。また、ヘリの総延べ機数でございますけれども、これは1日単位、3日間でございますが、34機でございます。

また、消防団員に対する手当でございますけれども、これは現在のところ年間出場手当が支払われておりますので、加えてという費目がございません。したがって、特別に出場手当1日1,800円になりますけれども、これを支給させていただいております。大変少ない額でございますけれども、これはそういうふうな規定になっておりますので、最大お願いを申し上げた次第でございます。

それから、応援に来ていただいた機関の費用弁償でございますけれども、これは薬剤費と一部消火用のバケットの破損の弁償でございますが、それ以外は人件費、食糧費——食糧費はこちらの方でやらせていただいたんですけれども、それにかわる手当とか謝礼というのは特にございません。ただし、御協力いただいた機関に対しましては、薄謝でございますけれども、この費用の中からちょうだいをいたしております。

以上であります。

議長（島原正嗣君） 中谷事業部長。

事業部長（中谷 弘君） 小山議員からの一日も早く回復をするようにという御指摘でございます。我々としても、当然それを願ってるわけでございます。先ほど申しましたように、現在大阪府と1回会議を開いたという状況でございます。今後は地元に対して事業の内容とか性格、どういう形で補助金があるかという説明をした中で、地権者等の意見も聞いてその辺の対応をしていくというふうに考えております。

それと、保安林については府がやってくれるということでございますので、その辺も早い時期にやっていただくということで、我々としても今後とも府に対して要請をしてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

議長（島原正嗣君） 大田総務部長。

総務部長（大田 宏君） 小山議員の予備費からなぜ支出できないかということでございますが、8年度当初予算には、先ほど小山議員が申されましたとおり800万円の予備費を組んでおるわけでございますが、これを今回の災害復旧費に充てますと、当然予備費がゼロになってしまうということと、もちろん足りないということも1つの理由でございます。

それと、今回の災害の関係につきましては、やはり別にはっきりした位置づけで予算化する方がベターであるというような判断から別枠でさせてもらったということでございますので、よろしく願いいたします。

議長（島原正嗣君） 小山君。

8番（小山広明君） 最後にしておきたいと思うんですが、公園ですからヘリコプターがさっと降りて飛んで行ったからそんなにかかるのかなあと。お金がないときですから、グラウンド整備についても、ヘリコプターが来たぐらいで余り傷まないように、また傷まないようにやってもらったらいんですが、僕も現場へ行ってましたけどね、そんな傷むような使われ方もしてないので、できたら予算ですからあれですけども、なるべく安く上げるような方法でお願いをしたい。

消防長からは原因調査についての再答弁はなかったんですが、これは絶対やってもらいたいと思うんですね。やっぱりいろんなうわさがあるわけですからね、いろんなのがね。ここでは余り不謹慎になるといかんから言いませんけども、やっぱりいろんなケースが考えられるわけですから、早くから推定を言っちゃうと、そうやってほかのことが検証されないわけで

すから、いろんな角度から二度とそういうものを起こさないということからいっても、まず原因をきちっとやると。でない対策できないわけですから、その辺はぜひお願いをしたい。

消防団が1日1,800円ということで、トータルどれくらいになるかなというのがなかったから、これだけでまた答弁に立ってもらうのはあれなんで、できたら消防団にはどれくらいのお金が払われたのかなというのは関心がありますし、常設の消防職員には超勤手当1,000万円ということが出ておまして、むしろこういう消防団の方がなければああいう火災がなかなか思うようにいかない。人海戦術ですから、その辺は今の予算のあり方でいいのかどうか、職員の予算の問題と含めて、やはりこれからの予算の中で考えてもらいたいと。その点は消防団員の声をよく聞いて、こういうときに反映をしてもらいたいなど。どんどんこういう人たちが減っていく傾向にあると思いますんでね。大変よくやっておられました。私もほんとに頭が下がったわけでありませう。

今、中谷部長のお話を聞くと、まだ地元の方に接触しておらないように受けとめたんですが、決まるのは後でもいいと思いますけども、泉南市としてはこういうつもりでやっとするよということは早く言ってあげておかないと、なかなか不安なんじゃないかなと。せっかく植林をして10年して燃えてしまってガクッと来ておりますので、泉南市はこういうつもりでやっていますよ、御安心くださいと、またいろんな御意見下さいというのは、まず火災があって10日ぐらいには行ってほしいなど、こういう問題については思います。

特に、山を持ってる方はほとんど経済的なメリットがないわけですからね。しかし、山は我々市民にとっても大変大事な空間ですので、これはむしろ山を持ってる方に維持してもらおうというのは、特に火災をした場合には不可能ですから、積極的な、市民全体の合意の中で市として何かをやっていかないと山は維持できないわけですので、一日も早く市長のそういう考え方を地元の方々に伝えて、一緒に山が一日も早くもとの山に戻るようにならしていただきたいと思います。これはお願いをしておきたいと思っております。

以上です。

議長（島原正嗣君） ほかに。———真砂君。

26番（真砂 満君） 1点だけお聞かせをいただきというふうに思います。

一般質問でも若干述べさせていただきましたが、今回の山林火災については大変な御苦勞をいただきまして、ありがとうございました。改めて感謝を述べたいというふうに思います。

支出の方で、報償費なんですけども、42万円出ておりますけれども、これの謝礼の内容ですね、できましたらお示しをいただきたいなというふうに思います。

議長（島原正嗣君） 寺田消防長。

消防長兼署長（寺田忠彦君） ただいまの報償費42万円の内容でございますが、これは消防活動に応援をいただいた各機関、42機関ございましたけれども、その各応援消防本部、その他消防活動協力団体、これに対しまして1件大体1万円のビール券を謝礼に持っていったということでございます。それが42件でございます。

以上です。

議長（島原正嗣君） 真砂君。

26番（真砂 満君） 中身についてはよくわかりました。

私、一般質問の中では意見だけございましたけれども、向井市長に御一考いただけないかということも述べさせていただいんですけどね。いろんな形の中で、災害でいろんな方々から、いろんな角度から御支援いただいたということで、感謝状の1枚ぐらいくれてもええんと違うかという声も私の方にも届いてまして、前にやったんやけども、何の礼もないということで、あほらしいてやってられるかいというような声も一部で聞きますので、そういったことは考えられないものかどうか、ここで聞かせていただきたいなというふうに思うんですが、いかがですか。

議長（島原正嗣君） 向井市長。

市長（向井通彦君） こういう緊急時に、今回大変お世話になりました特に消防本部あるいは消防団、そして近隣の自治体消防ヘリ、また自衛隊も含めていただきました。これらについて、とりあえずは消防長もお礼に行きましたし、私も各方面に回らせていただきました。やっと落ち着いてきたわけでございます。そういうことの中で御指摘いただきました分については、消防本部でもいろいろ考えているかというふうに思いますので、消防本部とも十分意見を聞いた中で、そういうことが、例えば御指摘いただいたような感謝の意を込めたものをさせていただくということが最もいいと

いうことであれば、私はいささかの疑念もございませんので、また消防本部と十分協議をして対応してまいりたいというふうに思います。

議長（島原正嗣君） 寺田消防長。

消防長兼署長（寺田忠彦君） ただいま市長からお答え申しました件でございますけれども、市長ともよく相談いたしております。泉南市の消防表彰規定というものがございまして、特に御協力をいただいた方とか功労のあった団体、個人に対しましては、市長から表彰する規定がございまして、十分詮議をいたしたいと、かように考えております。

以上です。

議長（島原正嗣君） ほかに。——以上で本件に対する質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。——小山君。

8番（小山広明君） 専決甲第8号、一般会計補正予算に賛成の立場で討論をさせていただきます。

今回の火災に対して、関係者の皆さんには大変御苦労さまでございました。そこで思ったことではありますが、大阪府下にヘリが2台しかないということを知って、私は大変驚いたわけでありまして。神戸の震災においても、そのような防災面に行政の予算が大変少ないということが大きな話題になったわけではありますが、大阪府下においても、これだけ大きな山間部を持っておりながら消防ヘリが2台しかないという状態は、寒々しい思いをするわけでありまして。このような緊急時の防災体制を十分整備されることをこの火災を通して反省をし、行政当局、また消防署においては、大阪府や衛星都市とも協力してヘリ増強を含めた防災体制の充実をよろしく願いをしたいと思っております。

また、先ほどの質疑の中でお話しいたしましたが、山を一日も早く回復するためには行政の力強いサポートが必要でありますので、社会的な要求からいってもそのことは大変必要であります。早急に山の回復について市長の英断を持った施策をひとつよろしく願いをして、賛成にかえます。よろしく願いいたします。

議長（島原正嗣君） ほかに。——以上で本件に対する討論を終結いたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり承認することに決しまして御

異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（島原正嗣君） 御異議なしと認めます。よって報告第8号は、原案のとおり承認することに決しました。

6時30分まで休憩します。

午後5時38分 休憩

午後6時52分 再開

議長（島原正嗣君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りいたします。この際、日程の順序を変更し、日程第28、請願第1号（株）イズミヤ出店による交通悪化と地元商店街への直撃を阻止する請願を先議いたしたいと思えます。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（島原正嗣君） 御異議なしと認めます。よってこれより日程の順序を変更し、日程第28、請願第1号（株）イズミヤ出店による交通悪化と地元商店街への直撃を阻止する請願を先議することに決しました。

次に、日程第28、請願第1号（株）イズミヤ出店による交通悪化と地元商店街への直撃を阻止する請願を議題といたします。

本件につきましては、お手元に配付をいたしております請願文書表のとおり、所管の産業建設常任委員会に付託いたしたいと思えます。

次に、日程第8、報告第9号 専決処分の承認を求めるについて（平成8年度大阪府泉南市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号））を議題といたします。

報告書を朗読いたさせます。

議会事務局次長（馬場定夫君）

〔報告書朗読〕

議長（島原正嗣君） 理事者から提案理由並びに内容の説明を求めます。福田助役。

助役（福田昌弘君） ただいま上程されました報告第9号、専決処分の承認を求めるについて、平成8年度大阪府泉南市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。

専決の理由でございますが、平成7年度国民健康保険事業特別会計の出

納が平成8年5月31日をもって閉鎖されるについて、3億6,221万9,000円の赤字となるので、地方自治法施行令第166条の2の規定により、翌年度の歳入を繰り上げて充当の上決算を行うことから、平成8年度予算において不足額の予算措置が必要なため専決処分したものでございます。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3億6,221万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ48億944万1,000円とするものでございます。歳入歳出の明細につきましては、131ページから132ページに記載のとおりでございます。

以上、甚だ簡単ではございますが、説明とさせていただきます。よろしく御承認賜りますようお願いを申し上げます。

議長（島原正嗣君） これより質疑を行います。質疑はありますか。——
——質疑なしと認めます。

討論に入ります。討論はありますか。——討論なしと認めます。

これより報告第9号を採決いたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり承認することに決しまして御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（島原正嗣君） 御異議なしと認めます。よって報告第9号は、原案のとおり承認することに決しました。

次に、日程第9、報告第10号 専決処分の承認を求めるについて（平成8年度大阪府泉南市老人保健特別会計補正予算（第1号））を議題といたします。

報告書を朗読いたさせます。

議会事務局次長（馬場定夫君）

〔報告書朗読〕

議長（島原正嗣君） 理事者から提案理由並びに内容の説明を求めます。福田助役。

助役（福田昌弘君） ただいま上程されました報告第10号、専決処分の承認を求めるについて、平成8年度大阪府泉南市老人保健特別会計補正予算（第1号）について御説明を申し上げます。

専決の理由でございますが、平成7年度老人保健特別会計の出納が平成

8年5月31日をもって閉鎖されるについて、161万3,000円の赤字となりますので、地方自治法施行令第166条の2の規定により、翌年度の歳入を繰り上げて充当の上決算を行うことから、平成8年度予算において不足額の予算措置が必要なため専決処分をしたものでございます。

補正予算の内容でございますが、135ページをお開き願います。第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ161万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ42億3,971万円とするものでございます。歳入歳出の明細につきましては、139ページから140ページに記載のとおりでございます。

以上、甚だ簡単ではございますが、説明とさせていただきます。よろしく御承認賜りますようお願い申し上げます。

副議長（巴里英一君） これより質疑を行います。質疑はありますか。———質疑なしと認めます。

討論に入ります。討論はありますか。———討論なしと認めます。

これより報告第10号を採決いたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり承認することに決しまして御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

副議長（巴里英一君） 御異議なしと認めます。よって報告第10号は、原案のとおり承認することに決しました。

次に、日程第10、報告第11号 平成7年度大阪府泉南市一般会計継続費繰越計算書について、及び日程第11、報告第12号 平成7年度大阪府泉南市一般会計予算繰越明許費繰越計算書についての以上2件を一括議題といたします。

ただいま一括上程いたしました報告2件につきましては、いずれも報告書の朗読を省略し、理事者から順次内容の説明を求めます。福田助役。

助役（福田昌弘君） ただいま一括上程されました報告第11号、平成7年度大阪府泉南市一般会計継続費繰越計算書、及び報告第12号、平成7年度大阪府泉南市一般会計予算繰越明許費繰越計算書について御説明申し上げます。

まず最初に、報告第11号、平成7年度大阪府泉南市一般会計継続費繰越計算書について説明を申し上げます。

本件につきましては、地方自治法 212 条の規定に基づきまして、平成 8 年度に繰り越した平成 7 年度一般会計の継続費について、自治法施行令第 145 条第 1 項の規定により繰越計算書を議会に報告するものでございます。

なお、当該継続費は、第 1 回定例会におきまして原案可決済みの平成 8 年度一般会計予算において議決済みのものでございます。

繰り越しの内容につきましては、現場の調整等によりまして住宅改修事業で事業金額 4 億 3 5 5 万円のうち、翌年度繰越額 2 億 5, 1 9 8 万 2, 4 1 0 円、また住宅建設事業で事業金額 9, 6 5 9 万円のうち、翌年度に 7, 3 6 4 万 5 8 2 円を繰り越しているところでございます。

次に、報告第 1 2 号、平成 7 年度大阪府泉南市一般会計予算繰越明許費繰越計算書について御説明申し上げます。

本件につきましては、地方自治法第 213 条の規定に基づきまして、平成 8 年度に繰り越した平成 7 年度一般会計予算の繰越明許費について、自治法施行令第 146 条第 2 項の規定により繰越計算書を議会に報告するものでございます。

なお、当該繰越明許費につきましても、第 1 回定例会で原案可決済みの平成 7 年度一般会計補正予算（第 7 号）において設定済みのものでございます。

繰り越し内容は、災害発生に伴います発注遅延等により、新家地区土地改良総合整備事業で 1, 0 2 0 万円のうち翌年度繰越額 1, 0 1 0 万 6, 1 4 0 円、増田池改修事業で 1, 0 2 0 万円のうち 1, 0 1 0 万 9, 4 0 0 円、芦谷池改修事業で 1, 0 2 0 万円のうち 1, 0 1 0 万 8, 4 5 0 円を繰り越しているところでございます。また、地域ぐるみため池再編総合整備事業については、大阪府の方で繰り越しを行った結果、これに伴いまして事業金額 5, 3 0 0 万円の全額を繰り越しております。また、農業施設災害復旧事業についても、事業金額 2, 5 0 0 万円のうち 2, 2 7 8 万 4, 0 0 0 円を翌年度にそれぞれ繰り越しているところでございます。

以上、簡単ではございますが、説明とさせていただきます。よろしく御承認のほどお願いいたします。

副議長（巴里英一君） これより一括して質疑を行います。質疑はありますか。———質疑なしと認めます。

以上で本 2 件の報告を終わります。

次に、日程第 1 2、報告第 1 3 号 平成 7 年度大阪府泉南市下水道事業特別会計継続費繰越計算書について、及び日程第 1 3、報告第 1 4 号 平成 7 年度大阪府泉南市下水道事業特別会計予算繰越明許費繰越計算書についての以上 2 件を一括議題といたします。

ただいま一括上程いたしました報告 2 件につきましては、いずれも報告書の朗読を省略し、理事者から順次内容の説明を求めます。福田助役。

助役（福田昌弘君） ただいま一括上程されました報告第 1 3 号、平成 7 年度大阪府泉南市下水道事業特別会計継続費繰越計算書、及び報告第 1 4 号、平成 7 年度大阪府泉南市下水道事業特別会計予算繰越明許費繰越計算書について説明を申し上げます。

議案書の 1 4 5 ページをお開き願います。まず最初に、報告第 1 3 号、平成 7 年度大阪府泉南市下水道事業特別会計継続費繰越計算書について説明申し上げます。

地方自治法施行令第 1 4 5 条第 1 項の規定によりまして、翌年度へ繰越繰り越しした継続費につきまして繰越計算書を議会に報告するものでございます。

内容としましては 1 4 7 ページにお示ししておりますとおり、下水道事業の南海軌道横断（樽井 5 号踏切）管渠築造工事の平成 7 年度年割額 2 億 5,000 万円に対し、平成 7 年度支出額 1 億 2 0 2 万 6,862 円で、残額 1 億 4,797 万 3,138 円、及び南海軌道横断（39K655M 付近）管渠築造工事の平成 7 年度年割額 1 億 5,000 万円に対し、平成 7 年度支出額 5,150 万円で、残額 9,850 万円、合わせて残額 2 億 4,647 万 3,138 円を翌年度に繰越繰り越しするものでございます。

繰り越し理由といたしましては、関係機関及び地元の調整等で工事が遅延し、7 年度年割額において残額が発生しましたので、繰り越しをしたものでございます。

次に、報告第 1 4 号、平成 7 年度大阪府泉南市下水道事業特別会計予算明許繰越計算書について御説明申し上げます。

議案書の 1 4 9 ページをお開き願います。地方自治法第 2 1 3 条の規定に基づきまして平成 8 年度に繰り越しした平成 7 年度下水道事業特別会計の繰越明許費について、地方自治法施行令第 1 4 6 条第 2 項の規定により

繰越計算書を議会に提出するものでございます。

繰り越し内容でございますが、翌年度繰越額といたしまして、管渠布設工事ほか5件を合わせまして3億849万6,551円でございます。繰り越し理由といたしましては、関係機関及び地元の調整などで工事が遅延し、完了が翌年度となるため繰り越したものでございます。

以上、甚だ簡単ではございますが、説明を終わらせていただきます。よろしく御承認賜りますようお願い申し上げます。

副議長（巴里英一君） これより一括して質疑を行います。質疑はありませんか。———質疑なしと認めます。

以上で本2件の報告を終わります。

次に、日程第14、報告第15号 平成7年度大阪府泉南市水道事業会計継続費繰越計算書について、及び日程第15、報告第16号 平成7年度大阪府泉南市水道事業会計予算繰越計算書についての以上2件を一括議題といたします。

ただいま一括上程いたしました報告2件につきましては、いずれも報告書の朗読を省略し、理事者から順次内容の説明を求めます。藤岡水道部長。水道部長（藤岡芳夫君） ただいま一括上程されました報告第15号、報告第16号につきまして、順次内容の説明を申し上げます。

まず、151ページでございますけれども、報告第15号、平成7年度大阪府泉南市水道事業会計継続費繰越計算書についてということでございますが、次のページ、153ページでございますが、事業名につきましては第7次拡張事業、配水管改良整備事業となっております。第7次拡張事業の方につきましては、継続費の予算現額が6億2,452万6,963円でございますが、支払義務発生額が2億2,219万8,450円となります。差し引き残額としまして4億232万8,513円となりまして、これを翌年度に逡次繰越をするという内容のものでございます。

そして、その下でございますが、配水管改良整備事業につきましても、継続費の予算現額が4億9,527万8,643円、対しまして支払義務発生額が3億5,753万7,437円、残額としまして1億3,774万1,206円ということ、これを次年度に逡次繰越をするという内容でございます。

続きまして、155ページでございます。報告第16号、平成7年度大阪府泉南市水道事業会計予算繰越計算書につきまして、内容の説明を申し

上げます。157ページの計算書に基づきまして内容の説明を申し上げます。

事業名としまして配水管布設工事でございます。予算計上額としまして4,266万2,000円ということでございます。支払義務発生額が3,085万8,800円ということで、翌年度繰越額が322万4,000円という内容でございます。

この理由につきましては、民間開発の造成地に水道の配水管を埋設する工事ですが、その民間の開発工事の進捗が遅延したということで、年度内に工事を完了することができなかったということで、工期を変更しまして繰り越しをしたという内容でございます。

以上でございます。どうかよろしくお願い申し上げます。

副議長（巴里英一君） これより一括して質疑を行います。質疑はありますか。———和気君。

22番（和気 豊君） 第7次拡張整備事業、いよいよ消化部分が多くなってまいりました。あと主たる事業、特徴的なもののみに限ってお示しをいただきたいということと、その中で、何も予定しておいたものをすべて消化しなくてもいいわけで、この拡張事業が進むに従って資本がふえる。当然、起債で充当していかなければならないし、同時に配水管あるいはその他施設がふえますと、それに対して減価償却というのがいわゆる収益的収支の費用の方に回ってくる。そして、それが水道料金の値上げにつながっていく、こういうことにもなります。ですから、すべて消化する必要はない。

ちなみに、りんくうタウンへの新しい水路の布設、これも確かにその財源等は府の企業局から充当されてきているわけですが、しかし一たん市の施設ということにしてしまいますと、減価償却は何年か先に新しいものをつけかえないかん。これは市がやらないかんわけで、そのための減価償却は収益的収支の費用の方に回ってくる。減価償却に回ってくる。これも値上げの主たる原因になっているわけですが、その辺を考え合わせますと、何も必要な施設、これを新設していくことについてはやぶさかではないけれど、あと4億ほどですね。やっぱり精査をして水道料金の値上げにつながるような事業は極力抑えていくと、こういうことがあるべき姿ではないか。

途中でりんくうのあれが入ってきてますからね、これは予期しない事業ですから、その辺の水道料金の値上げ等を考え合わせますと、先ほどから市長は、従来の値上げのときにも私提案をいたしましたけれども、弱者救済のための福祉料金制度はとらない、こういうふうに言ってるわけですから、そうなれば、当然こういう新しい減価償却を生み出すような、値上げにつながるような事業は極力抑えていく、こういうこともしなければならぬというふうに思うんです。むしろ自己水源の確保等、必要なやつはもちろんこれはやぶさかではないですけれどもね。その辺をお示しいただきたい。

副議長（巴里英一君） 理事者の答弁を求めます。藤岡水道部長。

水道部長（藤岡芳夫君） 御答弁申し上げます。

7次拡張事業につきましては、当初の年割額に比べますと、現在のところ約64%の進捗ということに相なっておりますけれども、現在我々が計画しておりますのは、先ほど議員の方も御指摘があったとは思いますが、従来からのりんくうタウン内の工事とか、その関係する配水管工事、これが7次拡張事業に全部組み込んでおりまして、それがせんだっての神戸の震災の関係上、管路を一方の管路から配水するというのではなくて二元化にするというような、ちょっと事情が変わってきてまして、その辺につきましても今後その拡張事業で年割額の中では消化できないと、このような状態になっております。したがって、現在作業をやっておりますのは、これらの見直しということで、近いうち、次回かもしくは12月議会ぐらいには我々の方からその年割額の補正について御提案申し上げたいと、このような現在検討中の内容でございます。

それと、こういう事業につきまして料金の値上がりにつながらないようということでございますけれども、実際これからは、先ほどの案件でも御説明申し上げましたけれども、自己水の確保が非常に難しいというような内容の中で、まだこれから府営水の方に若干比重がかかるようなこともあるかもわかりません。したがって、その府営水につきましても今後平成10年を目標に高度処理ということがされまして、その時期にはまた再度値上げがあると、このようにも聞いております。そういうことから考えますと、現状では我々は料金の値上げにつながらないようには一生懸命頑張っただけでまいりたいとは思いますが、そういうような府営水の方の値上

がりとか、そういうようなことがあった時点では、また再考もしなければならぬかなと、このように考えておるような次第でございます。

副議長（巴里英一君） 和気君。

22番（和気 豊君） まさに体調が悪いようで、私の質問にかみ合った答弁にはなっていないように思うんですが、今言われましたように第7次拡張ですね、この中に占めるりんくうタウンの配水管の布設等、非常に大きな比重を占めていると。そして、ダブルでやらないかと、阪神大震災の教訓にかんがみて。その費用も改めてこの年割額の増額を4億以上見ていかなければならないと。

りんくうタウンのダブルの分については費用はどうなるのでしょうか。企業局から出るのでしょうか。出なければ膨大な起債を発行してその利息等を追っかけていかなければなりませんし、仮にあったとしても、その設備額がそのまま減価償却で20年ないし25年ということで年刻みで費用の中に算定されてくる。

こういうことで、これが料金にはね返ってくるわけですから、一方ではこうやってどんどん料金は上がるわ、弱者救済のための福祉料金はつくられないわ。そんなんやったらもう設備投資やめときなさいよ。りんくうタウンは府に全部やらしなさいよ。府の事業でやらしなさい。減価償却ではね返ってこないように、費用に関係ないように、その辺の要請はされたことあるんですか。

副議長（巴里英一君） 藤岡水道部長。

水道部長（藤岡芳夫君） 答弁申し上げます。

神戸の震災に関連しまして、二元化にする配水管路の費用につきまして、これは企業局の方の全額負担ということでございます。

それと、減価償却というような問題も、確かに中期的な考え方の中ではそういうことも起こってくると、そのようには認識はしております。

1つ、ちょっと別のことでございますけれども、六尾の低区配水池の建設につきましては、これは企業局の方から2,500トン分の費用としてこれも全額ちょうだいするというような内容にもなっておりまして、その減価償却という問題も確かにあるんですけれども、別のこういうような視点で低区配水池の2,500トン分を企業局が全額負担すると、そういう内容にもなっております。

それと、第3点目なんですけれども、そういうことで要望なり話し合いはやったことあるのかと、そういう内容につきましては、ただいま担当の方に聞きますと、そういうような要望はやったことがないと聞いております。しかし、今後その辺の話につきましては順次協議を申し上げたいと、このように考えておりますので、どうかよろしく申し上げます。

副議長（巴里英一君） 質問者に申し上げます。先ほどの議会運営委員会で皆さん方に議長の方から質問回数については御依頼申し上げておりますので、その点わきまえて御質問を願いたいと思います。和気君。

2番（和気 豊君） りんくうタウンの造成にかかわっては、本来府の責任で処理できる工業配水等のルートを見塚から伸ばしてくれば、何ら市の減価償却とか、府の布設でやってもらえれば、何ら——企業局はまさに府の事業としてやられてるわけですから、そういう点では府の責任で工業用水等を導入してくると、こういうことで当然処理すべきだというふうに思いますし、そうなれば減価償却等が水道料金にはね返ってくると、こういうこともないわけですから、やっぱりそういうことも求めるという約束をしていただいておりますけれども、今聞けばそういうことについての要請もない。結局は府営水等、高い水を一たん六尾へ持ってきて、六尾から自然流下でりんくうタウンまで持っていくということで、当然この費用も府が持つのは当たり前であってね。しかし、これは全部やれば設備投資で、その設備投資は20年間すればまた新たに再構築していかなあかん。その費用を減価償却で積み立てていかないかんわけですから、これは費用で全部水道料金にはね返ってくるわけですから、この辺はやっぱり何としても料金を抑えるという方策を追求していかないかん。

せめて弱者の方にとっては、何とかこれを抑えてあげる、低くしてあげると。よそではやってるんですから、9市のうち7市も。泉南市は、こんなこととったら、また大阪府下2番目の高い水道料金になっていきますよ。頑張っておられるのはよくわかりますけれどね、そんなことすれば。過度の設備投資が今日の高料金体系を生み出してきた、これはもうはっきりしてるじゃないですか。その辺はひとつ腹を据えて、一遍原課と調整してるんであれば極力原課と調整して、せめて弱者には大きな負担がいかないように配慮していく、この辺をひとつ最後に答弁してください。

副議長（巴里英一君） 藤岡水道部長。

水道部長（藤岡芳夫君） 弱者対策のことなんですけれども、これは先ほども答弁申し上げましたけれども、健康福祉部の方と十分調整をして、この辺について今後考えていきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願い致します。

〔和気 豊君「結構です」と呼ぶ〕

副議長（巴里英一君） 以上で本2件に対する質疑を終わります。

以上で本2件の報告を終わります。

次に、日程第16、報告第17号 平成8年度泉南市土地開発公社経営状況について、及び日程第17、報告第18号 平成8年度財団法人泉南市開発協会経営状況についての以上2件を一括議題といたします。

ただいま一括上程いたしました報告2件につきましては、いずれも報告書の朗読を省略し、理事者から順次内容の説明を求めます。福田助役。

助役（福田昌弘君） ただいま一括上程されました報告第17号、平成8年度泉南市土地開発公社経営状況について、並びに報告第18号、平成8年度財団法人泉南市開発協会経営状況について御説明申し上げます。

この報告は、地方自治法第243条の3第2項の規定に基づき行うものであります。なお、公社、協会いずれの予算につきましても、土地開発公社評議員・開発協会顧問合同会議に諮った上、平成8年3月29日の理事会において承認されたことをあわせて報告いたします。

まず、報告第17号の公社の経営状況につきましては、お手元の資料の159ページから172ページにわたっております。

収入支出予算総額は、163ページでお示しをしており、34億7,327万1,000円でございます。歳出予算の内訳は165ページに記載をいたしておりますが、その主な明細は、事業費の土地取得費として27億2,728万1,000円でございます。その詳細につきましては161ページから162ページの上段に記載した土地取得計画でお示しをしておりでございます。その他の歳出につきましては、現在までに取得いたしました保有資産を管理するための費用でございます。

これに対しまして、歳入予算につきましては、164ページでお示しをしておりでございます。

引き続きまして、報告第18号、平成8年度財団法人泉南市開発協会経営状況について説明に移らせていただきます。この予算はお手元にお配り

した資料の173ページから186ページまでとなっております。

まず、177ページをお開き願います。収入支出予算の総額は、7,592万8,000円と定めております。

歳出予算の内訳は、管理費、事業外支出、借入金償還金がございます。これに対しまして、歳入予算としましては、事業収入、借入金、事業外収入でございます。

以上、簡単ではございますが、公社、協会からの報告2件の説明とさせていただきます。よろしく御承認賜りますようお願いを申し上げます。

副議長（巴里英一君） これより一括して質疑を行います。質疑はありますか。———小山君。

8番（小山広明君） 報告の第17号と、公社と協会について若干質問させていただきます。

まず、理事会が開かれて、そこは我々にとってはどのような議論がされておるのか、議事録も余り公開されておりませんし、わからないんですが、体質上、市の職員とこの協会の職員が全く同一人物ということで、どこまで厳しい議論がされるのか——その立場上ですね。むしろ危険性があると思うんですが、それだけにどのような議論が真剣にされたのかということがわからないので、できればその辺の議事録を出していただきたい。これは前回も一回言ったはずですが、そういうものをちゃんと示していただきたい。見えない部分ですのでね。

それから、計画の中で土地を買う計画が27億円ということですね、あとは省きますが。売るのはたったの2億5,000万ということですから、こういう経営を普通でやっておれば倒産ということになると私は思うんですが、もう少し買うのと売るのはバランスを持って、今まで買った保有の土地があるはずですから、早く市の方に買い入れをしてもらうようなことをきちっとやってもらいたい。その辺がどうなっておるのか。

それから、この公社の中で保有の土地の管理という表現があったんですが、保有の土地についてどれぐらいのものがあるのかを御報告いただきたい。

それから、これはずっと議論されておりますが、目的を持って土地を先行買いしたわけですが、それが目的どおり速やかに利用されておらないという問題についてどうするのか。どうしてもまだ近く利用計画のないもの

については、やはり市民に理解をしていただけるような形で何らかの利用をするべきではないか。なかなか議会なり行政の議論を聞いとると、建前、原則論だけがあって、現実的な市民感覚に立った利用をやはりしていくべきではないか。貴重な土地ですからね。その辺のことについての方針、積極的な姿勢が欲しいと思うんですが、その辺はどうなのか。

それから、協会の方についても同じように管理されておる資産についての詳しい報告をいただきたいと思います。これもほとんど売却は進んでおらないですね。この件は本当にどうするのか真剣にやってもらわないと困るので、理事会なんかはどのような議論がされとったのか、評議員会なんかは私も出席しておりますから、厳しい意見が出ておったと思いますが、評議員会が終わってすぐ後に理事会が開かれておりますから、評議員会の議論が理事会に反映されてここに出てきておるのかどうか。その辺が見えないので、その辺を御説明をしていただきたいと思います。

それから、こういう問題をいっぱい持った公社、協会のあり方については、組織の統合も含めて、やはり大きな課題があるんじゃないかなと思うので、組織の見直し、運営のあり方について抜本的な検討は、恐らくされとると思うんですが、その辺の方向についても御報告いただきたいと思います。

以上です。

副議長（巴里英一君） 福田助役。

助役（福田昌弘君） ただいま小山議員からの御質問のあった数点につきまして私の方から何点が回答をさせていただきます。

最初に理事会の議論ということでございますが、これは議事録もございますので、またその内容につきましてお渡しすることができると思いますが、確かにその中でかんかんがくがくの議論があるかといいますと、そういうことにはなっていないのは事実でございます。これは、後でも説明しますけれども、ほぼ同じメンバープラスいろいろ各部局の庁内で長期保有地の検討委員会をつくっておりまして、これをかなり頻繁に開いておりまして、その中ではこういう事業用地にはできないのかとか、こういう方向で使えないのか、あるいは一時使用できないのか、暫定利用できないのかといった議論がかなり活発に行われております。予算につきましても、当然事業部長も公社のメンバーでございまして、いろいろその事業の内容につ

きまして、予算編成上、議論した上で最終決着のついた形の予算でございますので、理事会の場におきましてはそれほど議論がないというのは事実でございますが、それ以前にさまざまな議論を経ているということを御理解願いたいと思います。

それから、売買についての収支の問題でございますけれども、公社もかなり保有地、それから借入金が入ってきておるわけでございますが、このあたりは今後一定制約をしていかなければならない部分もあるかと思いますが、ただ単年度で売買を収支させるという考え方ではなくて、それはやはり長期的な中で均衡させるということでありまして、各年々につきましてはどうしても優先的に買収しなければならないもの、それから買い戻しの予算の関係で、収支についてはその年々では必ずしも一致できないものであるというふうに考えております。

それから、目的どおりなかなかならないものについては、市民への利用等よく考えたらどうかという御提案でございます。これにつきましては先ほど申し上げた検討の会議の中でも議論に出ておりまして、一定前回の評議員会等では保有地利用等に関する基本原則的なものをお示しさせていただいたわけですが、その中では特に利用計画が決まっているやつにつきましても、その利用が具体化されるまでの間、やはり一時使用なり暫定利用をできるだけ認めたらどうかと、それから利用計画のないものにつきましては他への転用、もしくは転用できないようなものについては一定処分も考えると、そしてその具体的な方針が決まるまでの間は、同じように暫定利用や一時使用をしてはどうかという一定の方針をお示しさせていただいたわけですが、評議員の中から若干異論もございまして、現在その考え方について再度検討を行っているという状態でございますが、次回の評議員・顧問合同会議の中では、再度その辺の議論をさせていただきたいというふうに考えております。

それから、組織の見直しということで、これは多分協会と公社、こういう形でずっと2つあるのはどうかという御提案ではないかというふうに考えておりますが、事務局の方でも若干その点については疑問を持っている部分がございますが、その辺が統廃合できるのであれば非常に効率的にできる面もございます。したがって、これについては行政改革の1つの課題としても取り上げるというふうに考えておりまして、その辺が可能か

どうかですね。やった場合にどういう問題点が生じるのか、そういったことも前向きに一度検討をしてみたいと考えております。

あと、保有地の状況につきましては、事務局の方から説明をさせていただきます。

副議長（巴里英一君） 前田土地対策課長。

事業部土地対策課長兼土地開発公社事務局長（前田佐智雄君） 現在、泉南市の土地開発公社、協会で保有している面積の状況を報告させていただきます。

開発公社の方で保有している面積は4万9,036平米、開発協会の方では1万7,785平米です。

以上です。

副議長（巴里英一君） 小山君。

8番（小山広明君） 福田理事長ですかね、要領よく御説明いただきました。評議員会に諮って、当初泉南市が示した1つの案については異論もあって、再度検討してもう一度評議員会を開きたいという、そういうことだったんですが、その前に何か利用計画があるものについてはとか、ないものについてはとか、いろいろあったんですが、やはりこの議論はずっとやってきとるわけですからね。もちろん目的を持って買ったわけですから、そういうことを無視して利用することはできないのは当然なんですね。僕はそういう意見というのは評議員会でも出たと思うんですが、やはり長い間何の利用もされずにずっとあるという状態は、いずれにしても市民から見ても批判のあるところですし、また有効な利用からいっても問題ですからね。

しかし、すぐ計画があるのに、それに支障があるような使用というのは、それはもちろん控えないけないと思いますが、そういうものを行政は事業計画そのものを持つとるわけですから、その辺はちゃんと整理をして、ただ一般論で目的を持って買ったんだから、その違うような使用については慎重にということをして、その言葉を言われたからといって、そういうきちと土地の目的ごとに精査した案を引っ込めてしまっていて、もう一遍というのは、何か消極的過ぎると思うんですね。もちろん我々も、そういう目的の議論があるわけですから、当然そういう意見は出ると思いますけども、やはりその中でもすぐに利用のできないものについては、いつでも利用するときには支障がないような処置をとって利用を考えていただきたい。

具体的にいろいろ拳がって、行政の方としてはわかりましたと、こういう手続をちゃんとしてくださいということで申請もいろいろさして、近くできると思っておったのに、全然それが進んでないということで、僕も実際に苦情を聞いておるんですね。それはやっぱり行政が要望のあった市民に対しても返事をした場合には、検討した上でやっとするわけですからね、それは議会なり評議員会なりにきちっと説明をして実行してもらいたいと、私はそう思うんですね。

何かこの議論を聞いていたら、それをいいことにまた穴の中に入ってしまって、また利用せずに放置されるんじゃないかなという心配をするんで、もっとこれまでもごく長い間未利用であったこと自身が私は問題だと思うんですよ。そういうところで積極的に——あなた方が土地を管理しとるわけですから、我々は議会として評議員として意見を言う場があるわけですからね、そこはもう少し積極的に土地を利用すると、支障のないように利用するというようなことでやってもらいたいと思うんですが、その面についてやる気があるのかなのかということも含めてお願いをしたい。

それから、議事録はあるのかということで、この間出してもらったら、全く異議なしで、全く発言がなく終わっとるんですよ。それでもう済んだのかなと聞いてみたんですが、かんかんがくがくしたような議論はなかったということですから、恐らく同じような内容じゃなかったかなと思うんで、あなたの言う事前にやっとするというのは、そら行政レベルでやっとするのはわかりますよ。しかし、公社、協会の理事として、メンバーとしては、ほんとに立場が一緒だから僕はうまくいかんと思うんですよ。ある意味でそういう厳しい——ここまで放置されてきた原因でもあると思うんで、そこをやはりそこでちゃんと議論をして、その議論した結果が議会なり市民にわかった中で、我々はこの組織のあり方ということの問題点があれば言いたいんだけども、何にも議論してないんですから、それはやっぱり問題ですよ、こういう組織のあり方は。

普通、悪い言葉でダメーとか言うわけでしょう。同じメンバーが別な顔を持っとるといのはね。だから、それはやはりちゃんと議論をして、それがおかしいのであれば、もっと組織のやり方を変えてもらうなり、メンバーのやり方を変えてもらうなりして、行政がぼんやりできないような、そういう組織にやってもらいたい。ずうっと何十年間もここに土地を高い

金利を払って置いてあるわけですから。今度も4億7,000万円も金利払っとるんでしょう。減価償却はそれよりもはるかに少ないでしょう、元本返済は。そんなもん普通の会社だったら倒産しまっせ。銀行は泉南市の債務保証で何ぼでも貸してくれるかもわかりませんがね、銀行に金もうけさせないわけですから、そういうようなことは厳しくやるようなことにやってほしいと。

これは意見にしておきますから、さっきの利用の問題については、中身をよく分けて、利用するものは利用することは、あなた方が当初提起したやり方でやってほしいと思うんですが、どうですか。

副議長（巴里英一君） 福田助役。

助役（福田昌弘君） 私、土地公社の理事長の立場としましては、やはりそれだけ最終的には市民の税金にはね返ってくる土地の保有でございますので、ペンペン草を生やしておくよりは有効に使いたいという思いを持っております。ただ、前回のそういう評議員会で、権利発生ということもやはり一定考えなければならないというような議論もありまして、そのあたりは、我々もそれを乗り越えて一定我々の方向にするためには、どのようにしていったらいいのかということは今現在考えておりまして、それを改めて皆様の前に提示した上で御議論をいただきたいということで前向きに取り組んでいるということでございますので、よろしく願いいたします。

〔小山広明君「議長、最後ですが」と呼ぶ〕

副議長（巴里英一君） 小山君。

8番（小山広明君） あなたの言ったのは当然のことですよ。権利発生して、あと土地の利用ができなかったら大変ですから。そういうことは十分した上で、やはり積極的に市民のために土地を利用していくと。このことは大事なことなんで、この原則だけは忘れずに。何かそういう意見があってちょっと一般論、本音は余りそういう利用をしたくないみたいなことが僕はちょっと老婆心ながら見えたんで、そうじゃないですな。もちろん利用できるところは積極的に利用して、早く市民に利用していただくところは利用していただくような処置をよろしく願いいたします。よろしく。

副議長（巴里英一君） 和気 豊君。

22番（和気 豊君） ことしの3月末にも地価公示価格が発表されまして、むしろ地価公示価格は商業地で10%前後下がっていると。この公社、協

会が発足したその最大の目的というのは、既に御案内のように地価の高騰等を考えて、先取りして安いうちに取得をしていくと。一定の利息はついてもそのことに妙味があると、こういうことで発足した制度なんです、現実には安くなっていった。10%前後商業地では安くなってきている。

そういうことになりますと、どうせ2年以内もしくは3年以内、遅くとも3年以内には買い取りを迫られると、こういうふうな物件ですね。買い取りの妙味というのが、先行取得の妙味というのがないように思うんですが、その辺はどうなのか。

昭和63年から平成7年まで、ほんとに借金、借金、借金づくで当初63年には38億7,900万何がしかの借入金が、124億4,000万と2倍にもはね上がってる。こういうことで利息も大変な額になっているというふうに思うんですが、平成8年3月26日付の大阪府の土地開発公社の債務保証が1日3,500万円だと、こういうことで、このことについても最近マスコミでは騒ぎ始めているわけですね。そういうさなかに、相も変わらずどんどんと二十七億数千万の買いつけをすると、妙味もないと、こういうことになってくれば、市を借金財政に陥れる以外の何物でもない、こういうふうに思うんですが、その辺のことをお示しをいただきたいのと、利払いが1日3,500万円ということになってるわけですが、泉南では1日の利払いがどれぐらいになっているのかですね。これもちょっと参考のためにお教えをいただきたい、こういうふうに思います。

副議長（巴里英一君） 福田助役。

助役（福田昌弘君） 私の方から、土地公社がもう今や存在価値としてどうなのかという御質問についてお答えしたいと思います。

確かに土地が上がっていたときには、非常に有益な機能を持っておったということは事実でございます。ただ、値上がりだけのメリットではなくて、やはり用地買収というのは話がまとまった時点で機動的に動けるものでなければならないという要素もございまして、ですから、そういう意味で行政体とは別の組織をつくって、用地の買収の促進というために設けられたものでございます。若干のメリットは確かに失われてる部分もございまして、なお機動的な用地の取得の側面という点では、機能を有してるといふふうに理解をしております。

ただし、一定の、いつまで借金をふやすのかという問題もございまして、

これはやはり最終的には買い戻しという行為があるわけですので、それができないような形で借金を重ねますと、やはり非常な問題になってこようかと思っておりますので、そのあたりは一定の基準的なものを今後検討していかなければならないということで、我々も今検討してるところでございます。そういった点で経営の破綻ということにならないように努めてまいりたいと。ただし、なお公社としてのメリットは現在存在しているというふうに理解をしております。

〔和気 豊君「最後にもう1つ言うたやろ」と呼ぶ〕

副議長（巴里英一君） 前田土地対策課長。

事業部土地対策課長兼土地開発公社事務局長（前田佐智雄君） 和気議員からの御質問で、1日の金利の利払い額ですけれども、協会の方で10万3,000円、公社の方で1日167万9,000円。これが平成7年度決算ベースでの数値です。

以上です。

副議長（巴里英一君） 和気君。

2番（和気 豊君） 1日の利払いが167万公社、10万円協会と。177万の1日の利払いと。大阪府でさえ1日3,500万。大変な額になってきている。この現状にかんがみて、2年以内に買い取りせないかと、こういうこともあって、これはひっきょう一般会計で買い取るわけですから、そこへの圧迫を余儀なくしていく。よっぽど精査して買い取っていかないと、妙味はなくなっているわ、精査はしないわということでは、ここで投資的経費がふえれば、一般義務的経費、福祉や教育に大きくはね返ってくるわけですね。利息もプラス加味するわけですから。そういう点で、いみじくもことしの予算等ではプール、それからそのほかのほんとに弱い人たちにしわ寄せする、そういう福祉カット、教育カット、こういうことにならざるを得なかったわけですから、その辺をどう見るかと。

それと、先ほど助役が言われたけれども、買い取ってできるだけ借金を減らしていくんだと。まあそんなことはいつでも言われるんですよ。ところが、この予算見てごらん下さい。どないなってる。27億2,700万が買い取りや。売り払い何ぼでんねん。売却額は2億5,300万。これだけはっきり差が出てますがな。取得計画はそうやけれども、売り払う計画はこれだけしかない。そんなもん25億近い借金が残るわけですよ。

この辺の見通しをはっきりして、それこそ経営を将来に向けて安泰にしていくんだと、こういうことであればわかりますけれど、これだけで済まんわけですよ。一般会計に大きなしわ寄せするんですよ、買い取りは一般会計でやるわけやから。その辺をはっきりさせんと、あんだ、ええこと言うてても現実には違うがな。もっと責任持って答弁せなあかん。1日の利息が177万。異常でんがな。どないするんや。まさに隠れ借金、大変な隠れ借金。

副議長（巴里英一君） 福田助役。

助役（福田昌弘君） 公社の経営状況につきましての御提言につきましては、まことにその点につきましては、やはり我々も肝に銘じてやらなければならないというふうに考えております。ただし、今年度の場合、精査はいたしました。砂川樫井でかなり大きな支障物件等がございまして、金額的には非常に大きくなっておりますが、数多くの中から一定精査をしてそういう予算を組んだということでございます。当然買い戻しの方も計画的に進めていかなければならないということございまして、これは当然その事業担当部局の方をお願いすると同時に、予算にやはり計画的に計上していくということになるかと思います。

そして、経営面の点でいいますと、あと長期保有地でございますね。非常に利子を積み足しております長期保有地につきまして、早期にその処理方法を決定いたしまして、できるだけ金利負担の少ない方向に公社、協会の経営を持っていくということで、今その辺の方向性を早急に詰めておるところでございます。基本の方針がある程度今固まってきておりますので、この辺をまた評議員会等に諮らせていただいた上で、それに基づいて具体的な方策を個々の土地につきまして早急に決めていきたいというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

副議長（巴里英一君） 和気君。

22番（和気 豊君） 私、答弁に責任を持ちなさいと、現実性のある、裏づけのある答弁をしてくださいと。現実的にこういう数字が出てるにもかかわらず、相も変わらずええことを言う。こういう現実と数字の上で二律背反したような態度をとるべきではないと、責任を持った答弁をきなさいと、やれることを具体的に裏づけをもって示しなさいと、こういうことを言いたかったわけです。ちょっと声を荒げましたけども。

それと、私は評議員会でもお示しをしたんですが、今回の非常に膨大な15億3,000万という買い取り支障物件ですね。ここはたしか都市計画決定、砂川樫井線の計画決定がされていたところだというふうに思うんですが、計画決定が既に先にある、後から割り込んできて支障物件を建てると、それも倉庫だということで、いわゆる緊急避難型の建物だということです。ところが、機械を据えて現に居座ってる。機械の補償もせなあかん、こういうことになっているわけですね。

これを明らかにしたわけですが、計画決定より後に建てた建物だということは明確になってるわけですが、その辺の処置をどういうふうにされたのか。まさに市の後手行政が、こういうことを放置してきた行政が、こういう15億3,000万という高い価格で、支障物件という形で引き取らないかん。法を遵守してもらっておればこういうことにはならなかったわけですが、今その相手に物を言って頼まなければ道路がつかないという、そういう状況になってるから、まさに悔しい限りですが、しかし、このことについては市として一言反省も含めてお言葉をいただいとかなないと、私、虫がおさまらないんです。早くからこのことは問題提起してるわけですから。

副議長（巴里英一君） 中谷事業部長。

事業部長（中谷 弘君） 和気議員さんの御質問でございます。

かなり以前に都市計画決定した後で片木アルミが増築したというのは、前回の公社、協会の理事会の方でも和気議員さんの方から御指摘がございました。ただ、その当時から片木アルミについては事業協力をお願いをしていたわけですが、当時なかなかこちらを向いてくれなかったという状況がございます。そして、2年ほど前から協力するよという話の中で、具体的に現地調査等も入ってこれてるということでございますから、その中で工場の中の機械、設備等概要がわかってきたということでございます。

ただ、補償につきましては、当然我々としたら必要のない分については補償する必要がないというふうに判断しておりますし、大阪府の用地室の協議を経て、建設省協議、その辺をした中で用地補償の基準にのっとっての補償という形で我々としては対応したいというふうに考えておりますので、ひとつよろしく申し上げます。

副議長（巴里英一君） 和気 豊君。

2 2 番（和気 豊君） 議長も気を使っておられますし、私も小さいハトのような胸で非常に気を使っております。協力します。

市長、お笑いになってますけどね、この建物が建ったときの都市計画課長、どなたか御存じですか。このことで指導に当たらなければならない部署におられた方はどなたか御存じですか。

副議長（巴里英一君） 向井市長。

市長（向井通彦君） たしか公害施設の関係で一部改善されたというふうには理解はいたしておりますが、その時期がいつかは、今ちょっとはっきり覚えておりません。だれの課長のときかと。私は56年からしばらくの間、都市計画課長はやっておりました。

副議長（巴里英一君） 和気君。

2 2 番（和気 豊君） 建物が建ったのは56年以降なんですよ。十数年前なんです。あなたは都市計画課長の在任が非常に多かったわけですが、まさに都市計画決定を打った道に建てられたわけですからね、あなたはこのことについて一言指導らしきものをされたことがありますか。そのことだけ聞いときます。

副議長（巴里英一君） それでは最後に、向井市長。

市長（向井通彦君） いたしております。ただ、当時一方では公害防止の観点からの市の指導ということもあって、相手側の意向としては、公害対策としてどうしてもやらざるを得ないという部分があったという言いわけは聞いたことはございます。

副議長（巴里英一君） 以上で本2件に対する質疑を終結いたします。

以上で本2件に関する報告を終わります。

お諮りいたします。本日の日程は全部終了いたしておりませんが、本日の会議はこの程度にとどめ延会とし、明後27日午前10時から本会議を継続開議いたしたいと思っております。

これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

副議長（巴里英一君） 御異議なしと認めます。よって本日の会議はこの程度にとどめ延会とし、来る27日午前10時から本会議を継続開議することに決しました。

本日はこれをもって延会といたします。大変御苦勞さんでした。

午後 8 時 6 分 延会

(了)

署 名 議 員

大阪府泉南市議会議長 島原 正嗣

大阪府泉南市議会議員 大石 恭史

大阪府泉南市議会議員 山内 馨